

令和5年9月定例会

# 観光生活建設委員会

予算決算委員会（観光生活建設分科会）

## 会 議 録

長 崎 県 議 会

# 目 次

## ( 9月12日〔委員間討議〕)

1、開催日時・場所 .....	1
2、出席者 .....	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議（協議） .....	1

## (第1日目)

1、開催日時・場所 .....	3
2、出席者 .....	3
3、審査事件 .....	3
4、付託事件 .....	3
5、経過	
分科会（土木部）	
土木部長予算議案説明 .....	5
監理課長補足説明 .....	5
予算議案に対する質疑 .....	6
予算議案に対する討論 .....	8
委員会（土木部）	
土木部長総括説明 .....	8
道路建設課長補足説明 .....	10
道路維持課長補足説明 .....	10
議案に対する質疑 .....	11
議案に対する討論 .....	12
決議に基づく提出資料の説明 .....	12
都市政策課長補足説明 .....	12
陳情審査 .....	13
議案外所管事項に対する質問 .....	13

## (第2日目)

1、開催日時・場所 .....	39
2、出席者 .....	39
3、経過	
委員会（文化観光国際部）	
文化観光国際部長所管事項説明 .....	39
決議に基づく提出資料の説明 .....	43
陳情審査 .....	43
議案外所管事項に対する質問 .....	43

## (第3日目)

1、開催日時・場所 .....	65
2、出席者 .....	65
3、経過	

委員会（県民生活環境部）	
県民生活環境部長総括説明 .....	6 5
生活衛生課長補足説明 .....	6 8
議案に対する質疑 .....	6 8
議案に対する討論 .....	6 8
決議に基づく提出資料の説明 .....	6 8
陳情審査 .....	6 9
議案外所管事項に対する質問 .....	6 9
委員会（交通局）	
交通局長所管事項説明 .....	9 0
決議に基づく提出資料の説明 .....	9 1
乗合事業部長補足説明 .....	9 2
陳情審査 .....	9 3
議案外所管事項に対する質問 .....	9 4
委員間討議 .....	1 0 4
審査結果報告書 .....	1 0 5

#### （配付資料）

- ・ 分科会関係議案説明資料（土木部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（土木部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（文化観光国際部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（文化観光国際部：追加1）
- ・ 委員会関係議案説明資料（県民生活環境部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（交通局）
- ・ 委員会関係議案説明資料（交通局：追加1）

9 月 1 2 日  
( 委員間討議 )

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年9月12日

自 午前10時38分  
至 午前10時42分  
於 委員会室3

2、出席委員の氏名

委員	長	清川 久義 君
副委員	長	中村 俊介 君
委員		溝口 芙美雄 君
”		瀬川 光之 君
”		川崎 祥司 君
”		ごうまなみ 君
”		松本 洋介 君
”		坂本 浩 君
”		中村 泰輔 君
”		初手 安幸 君
”		虎島 泰洋 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時38分 開会  
-----

【清川委員長】ただいまから観光生活建設委員会を開会いたします。

はじめに、先の定例会におきまして、中村俊介議員が本委員会の副委員長に、閉会中に、虎島泰洋議員が本委員会の委員に新たに選任されましたのでご紹介いたします。

なお、委員席につきましては、配付しており

ます配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。会議録署名委員は、中村泰輔委員、虎島泰洋委員のご二人にお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和5年9月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法等について、お諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前10時39分 休憩  
-----

午前10時41分 再開  
-----

【清川委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかに、ご意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかにご意見等がないようですので、これもちまして、本日の観光生活建設

委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

-----  
午前10時42分 散会  
-----

# 第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年9月26日

自 午前10時 0分  
至 午後 2時 2分  
於 委員会室 3

都市政策課長(参事監)	田坂 朋裕 君
道路建設課長	大我 正隆 君
道路維持課長	村川 康孝 君
港湾課長	松本 伸彦 君
港湾課企画監	田中 隆 君
河川課長(参事監)	松本 憲明 君
河川課企画監	田中 良一 君
河川課総括課長補佐	川田 晋吾 君
砂防課長	小川 秀文 君
建築課長	宮川 忠幸 君
営繕課長	進藤 政洋 君
住宅課長	森 泉 君
住宅課企画監	佐藤 荒樹 君
用地課長	木下 善祐 君
盛土対策室長	真鳥 喜博 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	清川 久義 君
副委員長(副会長)	中村 俊介 君
委員	溝口 芙美雄 君
〃	瀬川 光之 君
〃	川崎 祥司 君
〃	ごうまなみ 君
〃	松本 洋介 君
〃	坂本 浩 君
〃	中村 泰輔 君
〃	初手 安幸 君
〃	虎島 泰洋 君

6、審査事件の件名

○観光生活建設分科会

第69号議案

令和5年度長崎県一般会計補正予算（第5号）  
（関係分）

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

土木部長	中尾 吉宏 君
土木部技監	川添 正寿 君
土木部次長	吉田 弘毅 君
土木部参事監 (まちづくり推進担当)	坂田 昌平 君
監理課長	岩崎 次人 君
建設企画課長	中村 泰博 君
建設企画課企画監	田崎 智 君

7、付託事件の件名

○観光生活建設委員会

(1) 議案

第71号議案

旅館業法施行条例及び興行場法施行条例の  
一部を改正する条例

第72号議案

契約の締結について

第73号議案

契約の締結の一部変更について

(2) 請願



なし

(3) 陳情

- ・ 諫早市政策要望
- ・ 要望書(平戸市)
- ・ 長崎県への施策に関する要望・提案書(雲仙市)
- ・ 要望書(西海市)
- ・ 令和六年度離島振興の促進に関する要望等の実現について
- ・ 要望書(島原市)
- ・ 県の施策に関する要望書(新上五島町)
- ・ 要望書(長崎市)
- ・ 令和5年度長崎県の施策に関する要望・提案書(南島原市)
- ・ 要望書(五島市)
- ・ 要望書(長与町)
- ・ 要望書 一般国道202号の整備促進ならびに(仮称)福田バイパスの早期事業化について
- ・ 要望書 高規格道路「長崎南北幹線道路」の整備促進について
- ・ 要望書 高規格道路「西彼杵道路」の整備促進について
- ・ 要望書 令和5年度一般国道499号の整備促進について
- ・ 要望書 令和5年度長崎外環状線の早期完成について
- ・ 要望書 一般国道34号の整備促進について
- ・ 西九州自動車道の建設促進に関する要望書
- ・ 一般国道324号「(仮称)茂木バイパス」の早期事業着手及び主要地方道野母崎宿線(長崎市千々～飯香浦)の整備促進

---

8、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開会

-----  
【清川委員長】 おはようございます。

ただいまから、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第71号議案「旅館業法施行条例及び興行場法施行条例の一部を改正する条例」ほか2件であります。

そのほか、陳情19件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を観光生活建設分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第69号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算(第5号)」のうち関係部分であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとに、お手元に配付しております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

なお、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間は、理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限り再度の質問ができることといたしますので、よろしくお願いたします。

これより、土木部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、中尾土木部長が、本委員会の初の出席となりますので、紹介を受ける

ことにいたします。

【中尾土木部長】土木部長の中尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

7月に国土交通省から参りました。国土交通省を完全に辞めて参りまして、今は長崎県の職員ですので、100%、県のために頑張りたいと思っております。もちろん、国土交通省でこれまで得てきました経験、知見、これを最大限に活かしながら頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

この分科会、委員会におきましては、委員の皆様方から忌憚のないご意見をいただきまして、そのまま進めればいいものは自信を持って進めていきたいと思っておりますし、軌道修正が必要なものは、軌道修正した上で進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

（拍手）

【清川委員長】ありがとうございました。

また、本日は、河川課長が体調不良により声が出にくい状態であるため、答弁については河川課総括課長補佐が代わりに行いますので、ご了承願います。

それでは、これより審査に入ります。

【清川分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

土木部長より、予算議案の説明を求めます。

【中尾土木部長】土木部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料の土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第69号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

土木部所管の令和5年度補正予算関係につい

て、ご説明いたします。

第69号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち、土木部関係の歳入歳出予算は、記載のとおりであります。

3ページをご覧ください。

今回の補正予算は、公共事業に対する国の内示に伴う調整といたしまして、公共事業として、交通安全施設費から重要幹線街路費の合計で15億7,790万3,000円の増、単独事業といたしまして、都市計画事業県費補助金で4,382万1,000円の増を計上しております。

4ページをご覧ください。

このほか、繰越明許費につきましては、記載のとおりであります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川分科会長】次に、監理課長より補足説明を求めます。

【岩崎監理課長】続きまして、繰越明許費について、補足してご説明いたします。

お手元の観光生活建設分科会補足説明資料の3ページをご覧くださいと思います。

繰越額理由別調書となりますが、表の縦の区分が款項目の予算科目、横の区分が繰越明許費の理由別内訳となっております。

繰越明許費として計上しているものは、一番下の行に記載している土木部合計の181件、118億2,726万5,000円となっております。

これは地元調整の遅れなどにより、やむを得ず発注時期がずれ込むなど、年度内で工期を確保できない工事等について、あらかじめ繰越の承認をいただき、翌年度にまたがる適正な工期を確保した上で、発注につなげようとするもの

でございます。

今回計上している繰越明許費の件数及び金額につきましては、項番号の2、道路橋りょう費104件、61億1,866万5,000円、3、河川海岸費56件、34億1,620万円、4、港湾空港費3件、6億2,800万円、5、都市計画費18件、16億6,440万円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【清川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】 それでは、令和5年度長崎県一般会計補正予算概要の横長資料の13ページ、先ほどちょっと触れておられました繰越明許費についてでございます。年度をまたぐということで、ちょっと金額が大きいものが記載されております。13ページの都市政策課の5億5,000万円、地元調整等により、年度内に工期を確保できなかったと。それと、14ページも金額の大きいもの、特に一番上、54億円、地元調整等の結果、年度内で工期を確保できなかったということですが、もともと工期は決まっているんですけれども、地元調整等の結果というのが具体的にどうということなのか、お尋ねをいたします。

【田坂都市政策課長】 資料13ページについて、これは繰越明許費として、公共分の重要幹線街路費5億5,000万円を計上させていただいておりますが、内訳は、長崎駅東通り線の工事費約2億5,000万円、そして稲佐立体交差部の改良工事費3億円となります。

どちらの工事も、着工前の今年6月に工事内容の地元説明を行いました。長崎駅東通り線につきましては、一部橋梁部分の歩道の線形の見直しを、また稲佐立体交差部の改良工事につ

きましては、一部鉄道高架下の歩道の幅員を広げてほしい旨の要望が地元からございまして、この数か月間、長崎市と共に地元と協議、調整を行いながら、歩道の設計の見直しを行ってまいりました。これらの検討、見直しに不測の日数を要しまして、年度内に工期を確保できなくなったことから、今回、繰越明許費を計上させていただき次第でございます。

【大我道路建設課長】 道路新設改良費に関わる繰越の内容についてのご質問かと思っております。この道路新設改良費につきましては、令和5年度の当初予算で国から配分された中の131億円のうち、年度内の工事完了の見込みが現在のところ立っていないというものについて、繰越金額の合計が54億円となるものです。

主な内容としましては、長崎市で施工中の江川トンネルというものがございまして、そこにつきまして今年度予定しておりました17億2,000万円の工事の完了が来年度となり、10億4,000万円を繰り越すことになりました。内容としましては、工事に伴いダンプトラックで土砂を搬出する際に通学路を横断することへの安全対策と、もう一つは、トンネルの工事ですので、掘削に伴う騒音の問題、振動の問題ということについて、地域から状況の説明を求められ、その対応について協議を続けた結果、工事の着手自体が若干遅れたものですから、繰越が発生したものでございます。

この工事につきましては、工事を進めることによって繰越の縮減が可能でありますので、今後も、円滑な工事、地域への丁寧な説明をしながら繰越縮減に努めてまいりたいと思っております。

【松本委員】 工事を進める中で、地元からの要望を受けたために、どうしても工期が間に合わ

なくなったという答弁だと思いますが、やはり年度をまたぐということは、工事が終わっていないということですから、もちろん地元の要望を聞くのは大事なんですけども、一番気になるのは、業者に対して、仕事が完了しないとお金をいただくことができませんから、結局、材料とかいろいろ仕入れていらっしゃる業者の方は、途中で一部分しかお金をいただくことができないということになると思います。そこは業者が工期を守れなかったわけではなくて、これは計画を進める上で、地域の声を聞いたから遅れたわけですから、そちらの支払い関係に関しては、どのように考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

【田坂都市政策課長】支払い等につきましては、今、この工事を来年度早期に完了させる予定で発注をしていこうと考えておりますが、当然、前払い金含めて、途中で出来高が上がったものにつきましては、できるだけその分はお支払いするとか、また最初の発注に当たっては、適正な工期をきちんと確保できるようにして発注しながら、先ほど申しましたけれども、支払えるものは支払っていきたいと考えております。

【大我道路建設課長】今の都市政策課長の答弁と同じような内容になりますけれども、工事が進捗すると繰越額が縮減できる、イコール工事費が払えるということになります。年度の途中であっても、そういったことが可能かと思っておりますので、施工者と打合せをしながら、適切な支払いに努めてまいりたいと思っております。

【清川分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

【川崎委員】おはようございます。

補足説明資料、繰越額理由別調書の3ページと、令和5年度9月補正予算の横長資料の19ページ

に、理由として、資機材・人材ひっ迫入札のため不落・不調というのがありまして、今々始まった話ではありませんが、資材高騰そして人材不足ということについては、これは今後の状況も見据え、しっかりと対応しておくべきことなんだろうと思っております。これについて、どう解決を図っていくのか、お尋ねをいたします。

【岩崎監理課長】資機材・人材ひっ迫、入札の不調・不落を理由とした繰越が6億2,250万円計上されているところでございます。この内訳といたしましては、ダム関連予算である河川開発費10件、5億9,750万円と海岸費の1件、2,500万円となっております。

河川開発費につきましては、鋼材や半導体の調達に不測の日数を要し、年度内で工期を確保できなくなったことから繰越明許費の計上をするものでございます。

また、海岸費につきましては、海岸自然災害防止工事において、6月に行った入札が不落となったことにより、年度内に適正な工期を確保することができなくなったことから、繰越明許費を計上し、議決をいただいた後、改めて入札を実施したいというふうに考えているところでございます。

なお、人材ひっ迫理由による繰越については、該当がございません。

【川崎委員】今回の分については、人材によるひっ迫はなかったと。そうしたら、タイトルのところに、そう書くのはどうなのでしょう。それだけ見ると、人材不足がやっぱり影響しているんじゃないかと、こっちはそう思ってしまいますので、適正に表現をしていただきたいと思います。

その指摘をすることで、この人材逼迫につ

いては、ぜひさらに業界とよくよく協議を進めていながら確保に努めていただきたいのと、やはり魅力を伝えていく、そういったところの工夫は十分にやっていく必要があるんだろうと思っております、より一層ここについては力を入れていただきたいと思いますが、見解を賜ります。

【中村建設企画課長】人材ひっ迫関連のご質問かと思っておりますけれども、委員ご指摘のように、我々も、円滑な工事を進めるために、各業界とも話をしております。今、若手がなかなか少ないというふうなところが1つ問題となってきました。業界の方に任せっ放しではなくて、我々行政の方も、業界の若手入職の手助けになるような形で、昨年度から、経営者向けの人材育成セミナーというものをやっております。県内のみならず、県外の様々な仕事の効率化の取組、新たな人材育成の取組、その辺を実際成功例として発表していただきながら、新たな人材確保に努めるというふうなところのお手伝いもさせていただいている状況でございます。

【清川分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第69号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第69号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【清川委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、土木部長より総括説明を求めます。

【中尾土木部長】土木部関係の議案についてご説明いたします。

観光生活建設委員会関係議案説明資料、土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第72号議案「契約の締結について」、第73号議案「契約の締結の一部変更について」であり、その内容は、記載のとおりでございます。

なお、補足説明資料を配付させていただいております。

続きまして、土木部関係の議案外の報告事項について、ご説明いたします。

まず、契約の締結の一部変更についてですが、令和3年11月定例会で可決されました主要地方道長崎南環状線道路改良工事（3号橋上部工）及び令和4年6月定例会で可決されました一般県道渡良浦初瀬線道路改良工事（（仮称）坪触トンネル）におきまして、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものでありまして、その内容は、記載のとおりでございます。

次に、和解及び損害賠償の額の決定についてですが、令和4年度そして令和5年度に発生しました県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定5件につきまして、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものでありまして、

その内容は、記載のとおりでございます。

次に、起訴前の和解及び訴えの提起についてであります。

県営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いにつきまして、起訴前の和解の申し立て10件、訴えの提起3件を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものでございまして、その内容は、記載のとおりでございます。

次に、公共用地の取得状況についてでございます。

令和5年5月1日から令和5年7月31日までの一定基準以上の土木部所管の公共用地の取得状況については、島原市における一般国道251号道路改良工事のほか1件であります。

次に、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

まず、公共事業の再評価、事後評価についてでございます。

今年度の土木部関係の公共事業評価につきましては、再評価44事業、事後評価2事業を長崎県公共事業評価監視委員会に諮問し、9月5日に意見書の提出が行われたところであり、再評価44事業の全事業を「継続」とし、また、事後評価2事業につきましては「事業効果が発現されており、改善措置は不要」とする県の対応方針について、いずれも妥当であるとの答申を頂いております。

今後とも、適正な事業評価に努め、効率的、効果的な事業実施を図ってまいりたいと思っております。

次に、【仮称】松が枝地区整備構想（案）についてでございます。

松が枝国際観光船埠頭の2パース化につきましては、背後のまちづくりと一体となって整備

をすすめることで、国際ゲートウェイ機能に加え、交通結節機能、観光・交流機能の強化など、地域の発展に大きく寄与するものと考えており、県と長崎市が連携して、地域住民や関係権利者のご意見を踏まえ、「【仮称】松が枝地区整備構想（案）」を取りまとめました。

今後、県と市の連携を強化し、本構想の具現化に向けた検討を進めてまいります。

次に、幹線道路の整備についてでございます。

県では、産業の振興や交流人口の拡大による地域の活性化、さらには強靱な県土づくりに向け、高規格道路など幹線道路の整備を進めております。

このような中、国が整備を進めております西九州自動車道の松浦佐々道路においては、当区間で初めてとなりますトンネルの貫通式が、去る9月2日に松浦2号トンネルにおいて開催されておりまして、早期の完成に向けて着実に進捗が図られております。

また、県で整備を進めてまいりました県道佐世保世知原線の板山工区2.1キロメートルが8月19日に開通しました。今回の整備によりまして、佐世保市の中心部と世知原町とのアクセスが格段に向上するものと期待をしております。

引き続き、産業の振興や地域の活性化に寄与する幹線道路ネットワークの整備を推進してまいります。

次に、石木ダムの推進についてでございます。

石木ダムの建設については、現在、工事工程に沿ってダム本体の掘削工事や付替県道工事などを進めており、早期完成に向け、8月上旬からは、付替県道1工区と現県道を繋ぐ迂回道路の盛土工事に着手したところでございます。現在も、現地において事業に反対されている方々による座り込みなどの妨害活動が続いております。

すが、今後も、現場の安全を確保しながら、工事の進捗を図ってまいります。

また、関係住民の皆様の生活再建とダム周辺地域の振興を図るため、平成7年に県、佐世保市、川棚町が共同で出資した「財団法人石木ダム地域振興対策基金」につきましては、公益法人制度改革により、平成25年11月末に解散し、その残余財産の取扱いが決定していないことから、清算中の状態となっております。

この残余財産の処分につきましては、旧基金解散の際に処分先をその設立趣旨に賛同し出捐した県、佐世保市又は川棚町とし、詳細は清算人会において決定するとされていることから、川原地区にお住まいの13世帯の皆様のご生活再建などに向け、清算人会及び県議会でのご議論を踏まえたうえで残余財産を原資とした、新たな基金を創設したいと考えております。

引き続き、工事工程に沿って工事の進捗を図るとともに、皆様から事業へのご理解とご協力をいただけるよう努力を重ねながら、佐世保市及び川棚町と一体となって事業の推進に全力を注いでまいります。

そのほか、土木関係の主な所管事項について今回ご説明いたしますのは、「新しい長崎県づくり」のビジョンの策定についてであり、内容は、記載のとおりでございます。

なお、【仮称】松が枝地区整備構想（案）につきましては、補足説明資料を配付させていただいておまして、内容は、記載のとおりであります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【清川委員長】次に、道路建設課長より補足説

明を求めます。

【大我道路建設課長】補足説明資料3ページをご覧ください。

第72号議案「契約の締結について」、ご説明いたします。

工事名は、一般国道251号道路改良工事（6号橋上部工）、工事場所は、島原市有明町大三東乙でございます。

本工事は、島原道路のうち、事業中の出平有明バイパスで計画している橋梁工事です。島原道路は、南島原市深江町を起点とし、諫早インターチェンジに至る延長約50キロメートルの高規格道路であり、産業の振興や交流人口の拡大による地域活性化を図ることを目的として、重点的に整備を進めているところです。

工事延長110.2メートル、幅員は、車道3.5メートルの2車線で7メートル、路肩などを含めた全幅で12メートルであります。鋼製、鉄の橋109メートルを施工するものです。

契約相手は、株式会社大島造船所長崎営業所所長、財津直也であります。

契約金額は、消費税を含め5億8,300万円、工期は、380日間。

4ページに、位置図、平面図、標準断面図を示しております。

5ページをお願いいたします。

入札の結果でございます。総合評価落札方式による入札を行い、応札者の参加資格、技術提案など、審査を行い、株式会社大島造船所長崎営業所を落札者と決定し、仮契約を行いまして、今回、契約の締結について、上程させていただいているところです。

以上で、第72号議案補足説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【清川委員長】次に、道路維持課長より補足説

明を求めます。

【村川道路維持課長】私の方から、第73号議案についての補足説明をさせていただきます。

委員会補足説明資料の7ページをご覧ください。

主要地方道若松白魚線橋梁補修工事（若松大橋P1・P2橋脚補強）、工事場所は、南松浦郡新上五島町若松郷でございます。

主要地方道若松白魚線は、緊急輸送道路に位置づけられておりますが、当道路に位置する若松大橋は、1991年に供用した中通島と若松島を結ぶ唯一の橋梁となっております。

このような状況にあり、地域の安定的な経済活動を支えるとともに、緊急時における安全・安心の確保を目的に、橋脚の耐震補強及び補修を実施しているものでございます。

工事概要は、橋脚補強2基であり、P1、コンクリート巻立て109立方メートル、仮締切1式、P2、コンクリート巻立て123立方メートル、仮締切1式でございます。

契約相手は、西海建設・坂本組特定建設工事共同企業体で、現在の契約金額は、12億2,329万2,400円でございます。今回、9,123万1,800円増額し、13億1,452万4,200円に変更するものでございます。

併せて、工期について、令和6年3月25日を令和7年3月25日までに変更するものでございます。

8ページに位置図、9ページに橋梁一般図を示しております。

10ページをご覧ください。

今回の主な変更内容としましては、第1回変更契約時から、労務単価等が上昇したため、スライドを行い増額するものでございます。これにより、約4,000万円の増額となります。

次に、11ページをご覧ください。

仮締切鋼材の先端部止水対策の変更に伴う費用の増加でございます。今回、締切り後の作業時の安全性を確保するため、止水のためコンクリートをモルタルに変更すること及び隙間処理のため材料を追加することとしております。これにより、約1,500万円の増額となります。

次に、12ページをご覧ください。

仮締切工撤去時における工法変更に伴う費用の増加でございます。撤去する際のモルタルの割れ方によっては、水位差で締切り内部に急激に水が流入するという可能性が高いことから、作業の安全性確保のため、初めに締切り内部に海水を入れた後、海側から水中切断する工法に変更をしております。これにより、約1,600万円の増額になっております。

次に、13ページをご覧ください。

本体工の施工に伴う、鉄筋取込みスペース等の制約による資材搬入工程の増加でございます。荷下ろしや取込みスペースが狭隘で限定され、橋梁の路面上から鉄筋の直接搬入ができなかったことから、仮置き用の作業構台の追加などが必要となりました。これにより、約1,600万円の増額となっております。

次に、14ページをご覧ください。

工期についてですが、増額の理由で説明した項目が原因となり、止水方法の再検討及びその施工に時間を要したこと、また本体鉄筋工において資材搬入工程が増加したことなどから、工期を令和6年3月25日から、令和7年3月25日に工期延伸するものでございます。

以上で、第73号議案の補足説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【清川委員長】以上で説明が終わりましたので、



これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第72号議案及び第73号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【岩崎監理課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして本委員会に提出いたしました土木部関係の資料について、ご説明いたします。

提出しております内容は、補助金内示一覧表、1,000万円以上の契約状況一覧表、陳情・要望に対する対応状況、附属機関等会議結果報告となっております。

なお、今回の報告対象期間は、令和5年6月から令和5年8月までに実施したものでございます。

初めに、資料の2ページをお開きください。

県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金について記載しております。

次に、資料の3ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況について、建設工事関連の委託、建設工事、その他の3つに区分し、それぞれ契約状況一覧表から入札結果一覧表の順に添付しております。

飛びまして、資料の596ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県会議長宛てにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しているところでございます。

最後に、731ページから746ページまで、附属機関等の会議結果を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願います。

【清川委員長】 次に、都市政策課長より補足説明を求めます。

【田坂都市政策課長】 【仮称】松が枝地区整備構想（案）について、補足してご説明いたします。

観光生活建設委員会補足説明資料15ページをご覧ください。

松が枝国際観光船埠頭の2バース化を見据え、埠頭及びその背後について、クルーズ客や県民・市民にとって利便性・特別性の高いエリアを創出するため、土地利用の将来構想として、【仮称】松が枝地区整備構想（案）を取りまとめました。

1の経緯についてでございますが、令和2年度に事業化された松が枝国際観光船埠頭の2バース化は、クルーズ船の受入れ拡大だけでなく、まちづくりや交通拠点の整備につながり、地域

の発展に大きく寄与するものと考えており、県と長崎市で、地域や権利者などのご意見を踏まえ、土地利用の将来構想として、「【仮称】松が枝地区整備構想（案）」を取りまとめたものでございます。

2の整備構想（案）の概要についてですが、まず将来像を「海の国際玄関口～歴史が繋ぐ・人が生み出す・まちが魅せる新ナガサキ～」と設定いたしました。

そして、それを具現するために4つの整備コンセプト、A、クルーズ船の受入れ拠点となる国際ゲートウェイ機能の強化、B、国内外の観光客の快適な移動を支える交通結節機能の強化、C、来訪者に充実したサービスと特別な空間を提供する観光・交流機能の強化、D、地域の安心快適な暮らしを支える都市機能の強化を定めております。

16ページをご覧ください。

先ほどのAからDの整備コンセプトに基づき、それぞれ土地利用の方針と、括弧書きで施設イメージを示しております。Aは、基盤施設として、新国際ターミナルやボーディングブリッジ、緑地など、Bは、交通結節機能として、ターミナル周辺と幹線道路をつなぐ道路整備やツアーバス等の乗降場、中長期的には、路面電車の延伸などの整備を想定しております。Cは、エントランスとなる歩行者空間を整備し、山手地区やまちなかとの回遊性を高め、洋館等の活用で特別な時間を過ごせる空間を創出するものとして、観光案内所や宿泊施設、体験型施設など、Dは、周辺地域の暮らしを支える機能を確保するものとして、南山手地区への回遊動線強化や地域の公共広場などを想定しております。

次に、右上の土地利用のスケジュールですが、岸壁や新ターミナルなどの整備完了を予定して

いる令和15年頃までを短期、それ以降、中長期的に見込まれる官公庁舎等の建て替え更新との調整を行い、整備を検討していくものを中長期として、2段階の整理を行っております。

3の今後の進め方でございますが、これまでいただいたご意見を踏まえ、県市の「松が枝地区整備構想検討会議」で審議した後、公表の予定でございます。

今後、さらに県と市で連携し、関係者の皆様のご意見をお聞きしながら、本構想の具現化に向けた検討を進めてまいりたいと思います。

最後に、17ページをご覧ください。

先ほどご説明いたしました官公庁舎等の建て替え更新を見据えた中長期の将来の土地利用イメージとなります。

以上で、【仮称】松が枝地区整備構想（案）についての補足説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【清川委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【松本委員】 先ほどご説明がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」の陳情・要望対応状況について、618ペー

ジの要望について、質問をいたします。これは大村市からの要望に対して県の対応を記載されたものでございます。私も一般質問で質問をいたしました。特に今、深刻になっておりますのが渋滞の状況で、記載のとおり、長崎空港と新大村駅、大村インターチェンジを結ぶアクセス道路が、国道444号と国道34号が重なる桜馬場交差点の渋滞の解消について、対応のところに「中央分離帯を活用した即効性のある改良を行うこととしており、今年5月から現地の工事に着手したところです。」とありますが、工事の進捗状況について、お尋ねいたします。

【大我道路建設課長】桜馬場交差点の改良工事、現在の進捗状況というご質問です。桜馬場交差点は、現在、国道34号から大村インターチェンジ側の中央分離帯について、1車線増やす必要がありますので、中央分離帯を少し小さくしているという状況です。これは大村インターチェンジから空港へ向かう車線を現在の3車線から1車線増やそうということで、その1車線分の中央分離帯を削除しているところでありまして、現在、中央分離帯の外側の形がほぼ完成している状況となっております。

今後の進め方としましては、国道34号から空港側の方も、車線を増やした分、車がスムーズに流れるように、また中央分離帯を少し狭めていかなければならない工事がありますので、この工事を進めていきたいと考えているところです。

【松本委員】市民の方も、工事が始まってから期待をしているところございまして、もう大体工事が見えてきているのかなと思うので、いつから供用開始をするのかということと、何で工事をしているのですかとよく聞かれるものですから、渋滞解消策というふうにはご説明して

いるんですけれども、4車線化することによっての改善点というもの、今までこうだったけれども、このように変わりますというものについて、説明をお願いします。

【大我道路建設課長】桜馬場交差点供用の時期、またその効果についてのご質問ですが、工事の現場の供用につきましては、現在、年度内の完成を目指して進めているところです。しかしながら、今後は夜間工事をやっていかなければならないということで、現場の進捗状況が、夜間になりますと現場、現場によって大きく変わってくることもありますが、工事の円滑な進捗に努めて、早期完成を図っていきたいと考えているところです。

もう一点、交差点の改良工事による効果ということ。先ほど私、大村インターチェンジの方から空港へ向かう方、3車線あると申しました。それを1車線増やすということです。3車線の内訳としましては、左側から、直進と左折が混在した、いわゆる直左という車線と、そのセンターにありますのが直進部分と、右端にあるのが右折専用というレーンでした。左折の車というのが横断歩道を渡る歩行者によって阻害されているという状況が見えてきましたので、この部分について、直進の専用を2車線確保するため、1車線増やした分を左折専用車線として使うと。中央の2車線については直進専用として、右端の4車線目を右折専用ということで整備を行いたいと考えているところです。左折専用が1車線確保されることによって、2車線分が常時進むことができるという効果があると考えています。

地域の方々に、この工事の整備効果がなかなか浸透していないということは、私たち発注者としても責任があると思います。受注者と工夫

しまして、地域に、こういうメリットがあるということを今後アピールしていきたいと考えているところです。

【松本委員】おっしゃるとおり、どうしても今までは左折と直進が一緒になっているものですから、左折したい車がかかり列に並んでいて、歩行者が通るものですから左折ができないということで、どんどん詰まっていく。しかも、左折するのは国道34号で、一番交通量も多いところですから、4車線にさせていただくことで、かなり改善はされると思いますし、早期の対応に感謝申し上げます。年度内に完成ということで、来年度から供用できると思いますが、工期が遅れないように配慮いただきたいと思います。

それともう一つ、2項目め、これも関連するんですけれども、これも短期的な解決でありまして、将来的に見た時に、長崎空港、新大村駅、大村インターチェンジを結ぶ空港連絡道路の早期実現の要望でございます。これも一般質問で申し上げましたけれども、空港に行くまで8か所の信号があって、しかも、新大村駅が開業したことによって、444の渋滞がだんだん深刻化しております。これはバスの運行にも影響を来すような状況になる。それともう一つは、長崎空港への連結が、橋が一本しかないということは以前から指摘されてきました。何かあった時に、陸の孤島になってしまうと。そういうことで、直接大村インターチェンジから空港までの連絡橋をつけることが、長崎県全体の玄関口をスムーズにつなげる役割があると思いますが、一歩進みまして、昨年度から、国、県、大村市による勉強会を設置して議論をしているということですが、具体的に、その勉強会による成果とか、今後の課題について、お尋ねいたします。

【大我道路建設課長】大村インターチェンジが

ら空港を結ぶ道路についての勉強会において、どういった内容を議論しているのかというご質問かと思えます。先ほども委員のお話にあったように、国、県、大村市で勉強会をやっているところですが、この間、大村インターチェンジから空港間について、現在の道路をどのような人が、どのような目的で利用しているのかということをつまえる必要があるかということで、まずそこが出だしとなりました。このために、まずは人口分布とか、通勤通学者の状況、企業の配置などを調べてきたところです。

また、同時に交通のネットワークとありますが、現在の道路がどう配置されているのか、車線を含めまして、交通量や渋滞状況などの調査を進めてきたところです。

現在調査している中では、例えば私たちが思った以上に企業が道路を使っていないような状態も見えてきました。また、工業団地につきましては、アンケートを取る中で、企業の半分しか答えが返ってきていないというのもありまして、その辺を少し深掘りしていく必要があるのではないかと考えているところです。

【松本委員】計画路線から、今後、実現に向かっては、どの道路もそうですけれども、必要性というか、重要性というのがどれだけあるかというエビデンスをつくっていくことは大事だと思うんです。せっかく3回も勉強会をしたというふうに伺っているので、ただ情報を集めるだけではなくて、その情報を受けた中で、様々なやり方もあると思うんです。突然バイパスというとハードルが上がりますけれども、例えば立体交差というやり方でも渋滞緩和対策になるかもしれないし、その前の池田交差点のところも、もう既に渋滞をしている状況でありますので、国、県、市、せっかく連携して勉強会をしてい

るのであれば、その経過とか、そして何のためにやっているのか、そのことにおいて何が課題なのか、どうすればその課題が解決するかとか、せっかく会議をするのであれば、委員会で報告できるような内容だと思いますので、今後も進捗状況を教えていただきたいと思います。

それと、626ページの河川について、質問いたします。3年前に、令和2年7月豪雨で、佐奈河内川が氾濫をしましたが、そこだけではなくて、西大村地区の大上戸川、藤の川も実は氾濫をしております。県によって応急処置はしていただいたのですが、この地区は、特に住居が河川に隣接をしております、また狭い河川でありまして、住民の方々も非常に不安を抱えておられます。

そういった中で、令和5年度、本年度からの新規事業化を図ったということですが、これをどのように災害復旧助成事業を進めていくのか、現状について、進捗状況も含めてお尋ねいたします。

【川田河川課総括課長補佐】大上戸川及び藤の川の河川改修の進捗状況についてのお尋ねかと思いますが、現在、大上戸川及び藤の川の河川改修につきましては、交付金事業化するために、河川法第16条及び16条の2に基づく河川整備計画の策定に向け、国への申請、同意が必要となることから、委員会、公聴会の準備を行っているところでございます。

なお、計画の策定に当たりましては、かなり多くの家屋の浸水があったということもございますので、地域の皆様と意見交換を行いながら進めていく予定でございます。

【松本委員】まずは地元の方のご意見をということですが、これは国の交付金等も入っていくと思いますし、大規模な事業になると思います。

地元の方は、今後の見通しがどうなるのかと、いつになるのかというのが一番気になる場所なので、今の段階で計画している見通しについて、お尋ねいたします。

【川田河川課総括課長補佐】大上戸川及び藤の川の今後の計画の見通しについてのお尋ねかと思いますが、河川整備計画につきましては、今年度末までに策定を完了したいというふうに考えております。その後、年度内には速やかに測量調査等に着手する予定を考えております。

【松本委員】そこまでできたなら、事業規模とか、事業計画、今の段階で説明できる場所はどこですか。

【川田河川課総括課長補佐】具体的な事業計画、事業規模等につきましては、町なかで、住家がある河川ということもございまして、改修の計画の具体的な手法、工法等については、現在、詳細な検討を行っている途中でございまして、今年度末の計画策定をもって具体的な計画が示しできるかというふうに思っております。

【松本委員】ぜひ、できるだけ早い段階で、やっぱり地域住民の方も不安を感じていらっしゃる、実際に引っ越しされた方もいらっしゃいます。特に、狭い河川で、住居が張りついている地区というのは、多くの住民の方々の生活にも影響しますので、丁寧な住民への説明と、そしてその中で、いかに安全を担保できるかしっかりと協議をして、そしていつ頃の見通しも含めて、今後しっかり詰めていただきたいと思います。

【清川委員長】ほかに、質問はありませんか。

【川崎委員】まず、住宅行政について、お尋ねいたします。

同居親族要件廃止に伴う若年単身者の入居を

可能とする条例改正を検討されていると思います。若い人たちの定住促進とともに、長崎市は家賃が九州一高いということから、こういった高い家賃に対する対応ということでも非常に効果的だというふうに思っておりますが、現在、この条例改正の進捗状況と施行時期について、お尋ねをいたします。

【森住宅課長】川崎委員のお尋ねですけれども、委員のご指摘どおり、現在の県営住宅は、一部高齢者等の例外がございますけれども、同居親族がある方だけを入居対象者としておりますが、現在、次の11月定例会において上程できますように条例改正の準備をしておりますして、議会の議決をいただければ、来年の4月から、単身でも入居ができるような施行をしたいと考えております。

【川崎委員】4月から施行できるように、今、準備をしているということで、大変にありがとうございます。

次の議会ということでありましたが、どのような住宅が提供可能となるのか、お尋ねをいたします。

【森住宅課長】住宅につきましては、現在、県営住宅は1万2,500戸ほどございますけれども、全てというわけではなくて、単身の方ということです。それほど大きな住戸をその方お1人だけお住まいということもバランスが取れないものですから、1万2,000戸あるうちの半分ぐらいを考えていまして、そうすると間取りが3部屋以下で、なおかつ65平米未満の住戸を今考えておりますして、戸数としては、全体の半数程度を対象にできるのではないかと考えております。

【川崎委員】エレベーターがない住宅もあろうかと思いますが、そういったところに縛りをか

けるということにはならないですね。

【森住宅課長】現在のところ、エレベーターがある、ないとか、バリアフリーしているか、していないかと、そういう制限をする予定ではございません。

【川崎委員】わかりました。ありがとうございます。

【清川委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【川崎委員】【仮称】松が枝地区整備構想(案)について、お尋ねをいたします。

資料を整理していただいて、いよいよ松が枝の岸壁に加えて、山手側と一体的に整備をする、魅力を高めていくというところで案がつくられたということは、非常に歓迎するところでございます。特に、まちづくりは、長崎市さんが中心にやられるものとは承知をしておりますが、ぜひそこは連携を強化して進めていただきたいというふうに思っております。

そこで、何点かお尋ねいたしますが、まず整備コンセプトという部分であります。山手側の世界遺産、こういったところが非常に観光地としても魅力的であります。松が枝エリアと回遊性を高めるというところでは、どう具現化をされていくのか、お尋ねをいたします。

【田坂都市政策課長】回遊性についてのご質問でございます。土地利用のイメージということで、資料の17ページに図面をつけておりますが、その中で、左上の方、エントランス機能ということで書いておりますが、背後の南山手地区との回遊性の向上につきましては、長崎市がこのエントランスの整備を行いまして、港と背後と

のつながりの向上を図る予定としております。

また、市が令和3年度に決めました長崎居留地歴まちグランドデザインにおきましても、誘導サインの整備であるとか、参道の景観形成の強化、それからコンスイ坂の道路の美装化など、回遊性の向上に向けた検討が行われているところでございます。

引き続き、市と共に、回遊性の向上につきまして検討していきたいと思っております。

【川崎委員】そのエントランス機能の部分であります。せっかくこれから長崎の駅前の開発に次いで大きな魅力あるまちづくりという点から、歩道橋、動く歩道とかも考えられるんでしょうけれども、スムーズに移動できるような整備、これは必要かというふうに思っておりますが、そういった歩道橋のようなことが考えられているのか、お尋ねをいたします。

【田坂都市政策課長】先ほどもお答えしましたように、背後の南山手地区との回遊性の向上につきましては、市がエントランスの整備を行い、港と背後とのつながりの向上を図る予定でございます。

その背後の山手地区とのつながりでございませぬけれども、コンスイ坂の方とどれぐらいの高さでつなげていくかによりますが、市の方でも、まだそこまでの検討はなされていないと思いません。委員のご意見は、市とも共有いたしまして、引き続き、市と連携して、回遊性の向上について検討を深めていきたいと思っております。

【川崎委員】では、そのエリア内での回遊ということについてお尋ねいたしますが、この資料の中にも、利便性の高いモビリティの導入というところが触れられております。こういったイメージか、お尋ねをいたします。

【田坂都市政策課長】資料にございますように、

現在は、海の国際玄関口に求められる機能を取りまとめた段階でございまして、この「利便性の高いモビリティ」の具体的なイメージというのは、まだございませんので、今後、本構想を指針としながら、関係者などのご意見を踏まえ、検討をしていきたいと思っております。

【川崎委員】先般、元船地区の再整備の協議会に参加をさせていただきました。元船地区も、魅力あるまちづくりということで、いろいろ案が上がっていましたが、そのところに電動のスケートボードの基地を整備するという案もありました。その時、土木部長が、その1点ではなく、もう少し面の広がり、そういったところで長崎をもう少しエリアを広げて魅力を訴えていく、そのようなことが非常に重要であるということで、確かに本当に素晴らしいことだなど。長崎、狭いところを、もう少しいろんなところをつなげていながら魅力をアップしていくということについては、非常に素晴らしい着眼点だというふうに思っておりました。

元船地区も、今から再整備であります。そういったところと連動させていくためにも、こういった電動スケートボードの基地、こういったことを双方に設けていながら、楽しめる、そういったところもぜひ視野に入れていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【松本港湾課長】元船の再開発構想の中でも、新しいモビリティとか、利便性の高いモビリティという話は出ています。今で言いますと、例えば、電動キックボードであるとか、もっと小さいところではシェアサイクルとか、あとはグリーンスローモビリティとか、今からの世代のモビリティとかが出てくると思います。

1か所だけではできませんので、新たな拠点となるところについては、やはりそのように連

動させるといことが大事だと思っております。そういう中で言えば、松が枝であるとか、元船、それと民間で開発するところとか、そういうところも含めながら拠点をつくっていく必要があるというふうに考えているところです。

【田坂都市政策課長】現在、新たなモビリティにつきましては、様々な研究、開発が進んでおりますので、その動向を注視しながら、また観光客や地元住民のニーズや要望も踏まえながら、斜面地に合ったモビリティの導入につきまして、市と共に検討していきたいと考えております。

先ほど港湾課長が申しましたけれども、その際、松が枝周辺だけでなく、元船地区であるとか、長崎駅周辺、それから長崎スタジアムシティなどともどう連携させていくかも考慮しながら検討していく必要があると考えております。

【川崎委員】そういった新しいモビリティにあふれて、楽しい街というようなところを、ぜひ連携を取っていきながら進めていっていただきたいと思っております。

あと、山手地区の資産活用という点であります。洋館群、これに民間活力を導入してというくだりがございます。ぜひ、宿泊施設や憩いの場、ショッピング施設、そういったものを視野に入れて、にぎわいのエリアを創出していただきたいと思っておりますが、どう推進をしていくのか。

また、ぜひ若い方がチャレンジできるような環境も整備していただきたいと思っております。例えば、私も何度か回りますけれども、空き家も非常に多くて、いろんな意味でアイデアが出ると、魅力ある地域に育て上げられるんだろうと。その時には、若い人たちの力もぜひ借りたいというふうに思っております。そういった点

で進めていただきたいと思います。見解を賜ります。

【田坂都市政策課長】洋館の活用につきましては長崎市になりますけれども、長崎市が令和4年度に、市が管理して公開、活用している洋館などを対象に、洋館等活用に関するサウンディング型市場調査を実施しております。現在、洋館活用方針の策定作業を進めていると聞いております。ご意見は、市とも共有し、今後の検討の参考にさせていただければと思っております。

【川崎委員】ぜひお進めください。

次に、松が枝の土地利用計画であります。松が枝側がほとんど民地というところのくだりもございました。この中で、今後どうまちをつくっていくのかと。魅力あるゾーンとして当該エリアを整備するためには、やはり民間のデベロッパーさんが開発、アイデアを出すというところが想定をされるというふうに思っておりますが、土地が、地権者が多くいらっやって、それをそのまま「どうぞやってください」と民間にお願いしても、なかなかそこは難しいんだらうと思っていて、行政が1筆で所有するというのが理想かと思っておりますが、なかなかそこは難しいとしても、同等の権利を有しながら推進をするということが大事なポイントかと思っておりますが、その点について、ご見解を賜ります。

【田坂都市政策課長】委員が言われましたように、行政が1筆で所有したり、また主体となって推進していくということは難しいと考えておりますけれども、中長期的には、当該区域内の官公庁の建て替えの更新のタイミングで、地区内外への移転、また合同庁舎化などを働きかけていって、施設の集約化を図りまして、生まれた利用可能地については、社会経済情勢等もご



ざいますが、その辺を踏まえつつ、新たなにぎわいの創出、地域の都市機能の充実につなげていければと考えております。

【川崎委員】令和10年度に2バス化を完成させる、引き続きターミナルも整備するという計画の中において、やはりこの部分も並行してぜひ進めていっていただきたいと。様々難しいところはよくわかりますが、今から観光地長崎として、また周辺に住んでおられる方の利便性向上として非常に期待されているエリアだと思っておりますので、ぜひそこは少しスピード感を持って取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、道路行政について、お尋ねいたします。

狭隘箇所、渋滞箇所の点で2点お尋ねいたしますが、県道115号長崎漁港村松線、地域名でいけば松ノ迫というエリアだと思っておりますが、約200メートルほどが狭隘箇所として、前後は改良が終わっているようではございますけれども、その部分は残っている。ここを地域の方も、何とか解決してほしいというお声も非常に多くございまして、この認識、今後どういうふうに変更していくのか、進めていくのか、お尋ねいたします。

【大我道路建設課長】今の県道、琴海町の西海地区から新長崎漁港へ向かう臨港道路があるんですけれども、そこでの分岐する箇所がありまして、分岐する箇所から三重地区の方に向かう県道が長崎漁港村松線で、そのちょうど分岐する箇所が、確かに一部未改良のところがあります。この箇所については、過去にも何度か地権者の方とお話をさせていただく中で、どうしても同意が得られないという状況がありました。平成28年頃だったと思うんですけれども、その当時も、自治会長さんたちを含めたところで、ほかにもどこか整備するところがないのかという

話を皆さんとした中で、現在、樫ノ久保とか、三重地区の方になるんですけれども、松崎のあたりでも部分的な改良をしたりということで、整備箇所をそちらに振り替えていたところなんです。

地域からの声があるということも踏まえて、今後、地元とか、今の件に関しましては長崎市とも、改めて、どこをやっていくのかということはお話をさせていただければと思っております。

【川崎委員】今後も確認をしていきたいと思っております。

もう一点、これは毎度お尋ねをしているところでありますが、県道113号文教町交差点、これは大橋方面からと本原方面からの渋滞の原因の一つとされて、交通量の調査、分析から、そのように報告もいただいております、毎日のように通っていますので、ここが一向に改善されない状況であります、この交差点、変則交差点になっていまして、そこが渋滞を起こしている原因の一つだと思います。ぜひ整然とした四差路に整備すべきというふうには考えておりますが、これは長崎市道にも接続をするということから、市との協議も大変重要なことかというふうに思っております、市との協議、これをきちんとされているのかどうなのか、今後どういうふうに進めていくのか、お尋ねをいたします。

【大我道路建設課長】文教町交差点の四差路化というご質問ですけれども、この交差点につきましては、今年度に入りまして、長崎市と、県警を含めて協議を行いました。この時の課題といたしますのが、通学路である市道に交通を誘導することでの交通の安全性の問題とか、そのほか、交通量がそこに増加することによって、いろいろな影響が懸念されるということから、今

年度に行った協議の中では、困難だということ  
で判断されているところです。

一方で、この文教町交差点の混雑の緩和とし  
ましては、隣接します二郷橋交差点の改良を今、  
計画しているところです。2車線ある道路のう  
ちの1車線分を右折専用レーンにすると効果が  
あるのではないかとということで、現在、県警の  
方にも打診をしたところであります。地域の影  
響がほかにあるのではないかとということを含め  
て、今後少し研究しなければならないというこ  
とで、現在、協議は終わっているところです。

【川崎委員】ここは慢性的でありますので、ぜ  
ひ解決ができるようにお進めください。よろし  
くお願いします。

【清川委員長】ほかに、質問はありませんか。

【松本委員】部長説明資料の2ページから3ペ  
ージに、契約締結の一部変更についての記載が  
ございました。これは労務単価や資材単価の上  
昇に伴い、請負代金額を増額したとあります。  
最近、物価高騰がかなり深刻になっております。  
要するに、最初に契約した時から、もう実施し  
ている段階で上がっていったという状況で  
す。これがかなり出ていると思うんですが、そ  
の時に、対応がしっかりできているのかという  
ことに非常に不安を抱えるわけですが、実際、  
増額変更というのは何件あるのか、令和3年、  
令和4年比較して、状況を教えてください。

【中村建設企画課長】物価変動に基づく工事変  
更の適用件数が何件あるかというようなところ  
でございますけれども、令和3年度について、4  
件の工事について適用しております。令和4年  
度には、52件の工事について適用というふうな  
ところで、物価上昇を見ると、令和3年度の12  
月以降、コロナであったり、令和4年の2月から  
のウクライナへの侵攻等々ありますけれども、

それ以降、かなりの上昇が見えておりますので、  
令和3年度については少なかったんですけれど  
も、令和4年度につきましては52件というふう  
な形で、かなり多いような形で物価上昇に伴う  
変更を実施しているところでございます。

【松本委員】令和3年度が4件で、令和4年度が  
52件と大幅に上がっていることが、いかに物価  
が上昇しているかということが危惧され、今  
回の予算に関しても、かなり変更が出ていると  
思いますが、スライドというやり方で修正はし  
ていくというふうに聞いているんですけれども、  
場合によっては、物によって、月ごとに値段が  
変わっていくというのがあります。要するに、  
県が発注したものが市場単価に合っているかど  
うか。1月ごとに変わるのであれば、頻繁にチ  
ェックをしなければいけないと思うんですが、  
そのチェック体制とか、対応状況については、  
現場の状況を見ながらしっかり対応できている  
のか、お尋ねいたします。

【中村建設企画課長】物価上昇に伴うチェック  
体制等々の状況の質問でございますけれども、  
本県では、これまでも主要な資材である燃料、  
鋼材、アスファルト、あとセメント、コンクリ  
ートにつきましては毎月価格調査を実施して  
おりまして、当然その時期、時期に起工する設計  
書には、最新の単価を反映した形で発注をして  
いるというふうな状況でございます。

物価上昇につきましては、国の方からも、き  
ちっと対応するようにというような格好でマニ  
ュアルも出ておりまして、令和4年度末の1月  
には、国のマニュアル改定を受けて、各建設業協  
会の支部、各地方振興局と各市の行政担当者も  
呼び出して、スライドについては、こういう  
ふうな形で変更対応してくださいというふうな形  
での説明会を実施しております。ということ

で、基本的には、我々としては、各業界の方には、それぞれのスライドに関する通知、周知はきちっとやっているというような格好で考えております。

実際のスライドについては、受注者と発注者で協議ということになるんですけども、基本的には、受注者の方からの申出があって、それをチェックした上で、スライド条項に合うような内容であれば変更契約を行うというようなことでやっておりまして、結果的には、令和4年度は52件の工事について適用したというふうな状況になっております。

【松本委員】気になるのが、特に立場の弱い下請の業者が赤字になるようなことがないように、これは市場の単価が場合によっては2割3割簡単に上がっていくというような状況を聞いていますので、そちらに対して適切に対応できるように、受注者からもちゃんと申告ができるということですので、そういった周知もしっかりしていただきたいと思っております。

あともう一つ、長崎県総合計画進捗状況一覧というのがあります。これの5ページ、戦略的な維持管理により適正に修繕された橋梁の割合という数値目標があります。令和元年度に39%の基準値を令和6年に100%に持っていくということですが、現状、令和4年度では、まだ57%までしか達成をしておりません。

また、その下の行の補修実施橋梁数も、令和元年で74ということがありますが、令和6年には197という目標になっています。令和4年では109しかできていないということで、国土強靱化の予算等もあると思っておりますが、未達成の要因と今後の対策について、お尋ねいたします。

【村川道路維持課長】橋梁の補修の実績のご質問でございますけれども、委員ご指摘のように、

R4年度、目標の140に対して109の実績という形で挙がっておりますけれども、このうちの31橋については、既に着手してはいますが、なかなか今年度までに完成していないというような状況に至っております。理由としましては、当初想定していた規模よりも補修規模が大きかったということで、単年度での完成ができなかったといったことや、資材の調達などといったところが原因となっております。

既に着手しております橋梁の早期完成、また令和6年、先ほども出ましたが、197橋の目標に向けて、確実な進捗管理を進めていきたいと思っております。

【松本委員】こちらの方は、恐らく、財源が国からの予算も関わってくると思いますが、国の予算が令和6年以降も適用できるのか、このまま遅れてしまうと197全部できないのではないのかという懸念があるのですが、財源確保と目標達成の状況について、お尋ねします。

【村川道路維持課長】予算の確保といった面につきましては、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の予算を今、活用してやっております。これが令和7年度で終わることから、こういった予算を引き続き確保していくことが重要かと思っておりますので、国への要望等を行っていきたく思っております。

【清川委員長】ほかに、質問はありませんか。

【初手委員】まず、防災の関係から、地域の実情を含めた対応等について、行政の対応の考え方について、お尋ねしたいと思っております。

まず、河川課の関係なんですけれども、県管理の2級河川、川棚川がありますけれども、その支流の部分の樹木伐採の対応なんですけれども、川棚川の上流にあります波佐見町のエリアの部分については、11の支流がそれぞれ枝葉の

ごとく流れております。点在をしております。今までは、地元の有志の方々が、必要に応じて安全性確保のために、道路付近も、護岸部分も含めて樹木の伐採等をされてきたところでありましたが、ご承知のように、近年は高齢化が進んでおりますし、十分な対応ができない状況になりつつあるということでありました。

この件については、どこの地域においても山間部では発生していることだろうというふうに思っておりますし、特に、急激な豪雨等によりまして、土砂の流れ込みというの、河川幅が小さいわけですので、堆積も早くなってくるというふうな危険も高まってきているというところでもあります。

今後、こういった本流ではなく、支流の場合の伐採、あるいは浚渫を要望する場合、行政、役場なら役場の窓口のところがあるんでしょうけれども、その辺について、どのような対応をすればよいのかというふうな声が地元の住民の方から二、三漏れ聞くところでございますので、どのようにできるか、県として管理できる範囲、あるいはパトロール等もできる範囲は限られてくると思いますので、そういったことも含めて、どこまで可能なのか。例えば、年次的に計画的な伐採とか、そういったものが業者委託とかで可能なものなのか、あるいはまた定期的なパトロールも業者、当然役場の職員も必要だと思うんですけども、そういったことの対応というのが今後、検討の余地、対応策として考えられるのか、その辺について、まずお考えをお聞きしたいと思います。

【川田河川課総括課長補佐】川棚川の波佐見町内における支流に対する伐採、浚渫を要望する場合の手順、対応をどのようにすればよいのかというふうなお尋ねかと思いますが、要望の手順

等につきましては、地域の自治会、町内会として要望を提出していただきますけれども、波佐見町を通じて県北振興局の方に要望いただければというふうに考えております。その後、振興局の方から地域の方々に、現地の方の立会い確認をお願いしている状況でございます。その立会いをさせていただいた時に、現地の草木の繁茂の状況、それから土砂の堆積の状況、そのあたりの治水の安全性の確認をさせていただきたいというふうに思っております。治水安全度が低下した箇所から順次対応していくということとしておりますので、こちらでの対応を進めている状況でございます。

具体的な対応の方法についてなんですけれども、国土強靱化計画に合わせて令和2年度に創設されております緊急浚渫推進事業を活用して、このような河道内の伐採だったり、浚渫というものを進めている状況でございます。

しかしながら、本事業は令和6年度までの事業ということで、時限がある事業となっております。河川管理を行う上では必要不可欠な事業ということでございまして、私どもも、こちらの事業の効果をまだまだ発揮させていかなければいけないところがあるかというふうに思っておりますので、この緊急浚渫推進事業債の延伸、恒久化について、現在、国の方に要望を行っているところでございます。

【初手委員】ご説明ありがとうございました。

こういう状況は県内各地山間部であるんだと思いますし、今から行政に頼っていくということが増えてくるかと思えます。基本的には、地元から役場、建設課とか、そういったところを通しての流れというふうに捉えてよろしいわけですか。お答えいただきたい。

【川田河川課総括課長補佐】委員がただいまお

っしゃられたとおりでございます。地域からの要望ということで、それに対応して、県の方が治水安全度について確認をさせていただくというふうな流れでございます。

また、大雨が降った直後とか、緊急を要する、護岸が崩れているとか、それから土砂が異常に埋塞されている、堆積をしているというふうな情報がございましたら、随時、振興局の方にご連絡いただければ、職員が現地の対応、確認に参ります。

【初手委員】まずは役場を通すのが基本だと思っておりますし、緊急時の件につきましても今、ご説明いただきましたので、緊急時の場合は、十分な対応をしていただければと思います。どうか幅のある対応をしていただきたいというふうに思います。

次に、2点目として、同じく防災の関係でありますけれども、東彼杵町の小音琴地区というのがございます。ここで今、自然災害防止事業ということで、離岸堤の整備を進めていただいております。近年、台風や、あるいはまた満潮時におきまして、越波の規模が、波が高くなる、高さが大きくなっております。特に、205号やJR線が海岸と民間の方との間、2本通っているわけでありまして、家屋や田畑への影響もひどくなってきているというのが現状でございます。

地元として、早期完成ができないかというふうな要望でございますけれども、この事業の内容は、平成30年度から着手されまして、令和11年度に完成予定で、3つの離岸堤を建設すると。一本を引くんじゃなくて、三角形的な離岸堤を造って、消波能力、効果を上げていこうというふうなやり方を捉えられております。まず1番目が110メートル、2番目が50メートル、3番目

が70メートルというふうな長さでテトラブロック、消波ブロックを置くように今、工事が進められております。

こういう中で、1つずついきますと令和11年度までですので、効果的にも、風向きによっては効果が薄れてくるというのもありますので、予算の都合がありますけれども、できれば、1番目がありますけれども、2番目と3番目を同時並行してできないものか。そういうことで防災の効果も高まっていくというふうに地元の方でもお考えのようでありまして、事業費の関係もありますけれども、前倒し的に、幾らかでもそういう対応ができないものか、その辺についてのご所見をいただきたいと思います。

【松本港湾課長】小音琴地区におきましては、先ほどの越波、高潮対策として、離岸堤3基の整備を進めているところです。

委員がおっしゃられたとおり、現在は、令和11年度の完成を目指して進めているところですが、近年の気候変動に伴います台風の大型化等を考慮しますと、早期に整備を図って安全・安心を確保するというのが必要ではないかというふうに考えているところです。そういうことで、できるだけ早くというところで、1年でも早く完成できるように整備を進めたいというふうに考えているところです。

【初手委員】1年でも早くということのご答弁をいただきましたので、ご期待申し上げたいと思いますが、できれば1年を2年とか、進めていただきたいというふうに思いますので、そういうご答弁をいただければ地元も少しは安心されるかと思いますが、ぜひ早くに対応いただきますように、私からもお願いをしておきたいと思います。

続いて、3点目でございますけれども、石木

ダム基金の関係でお尋ねをしたいと思います。

本日の部長説明の中で、5ページから6ページにかけて、石木ダムのご説明がございました。6ページの上から3行目から、「川原地区にお住まいの13世帯の皆様の生活再建などに向けて、清算人」という、ダム基金の目的について文章化されているんですけども、前のダム基金につきましては、当然、生活再建と、それから地域振興についての分がございました。恐らく、地域振興も含めてのこのダム基金の運用ということだろうと思うんですけども、この中で、「13世帯の皆様の生活再建などに向けて」ということで、「など」で、ここで地域振興策も含めた中での「など」という意味合いに捉えていいのか、そうだと思うんですけども、その辺の確認についてさせていただきたいというふうに思っております。

生活再建は当然のこと、しかし併せて、ダムができることによって、その地域の振興が図られるということもまた大きな役割であるというふうに思いますので、ぜひその辺の位置づけにつきましては明確にいただきたいと思っております、併せまして、当時の地域振興策から、また幾らか変わってくる面もありますので、水特法の関係とか含めれば、地域振興策、水特法だけの対応じゃなくて、幅広い対応というのもしょとすれば出てくるのかなというふうに思いますけれども、その辺も含めての地域振興に対する捉え方をお聞きしたいと思います。

それから、これは手順でありますけれども、それぞれ長崎県、佐世保市、川棚町の議会の議決を得て、ダム基金の設立の手続に移っていくというふうに思いますけれども、地域振興策等についても、川棚町を含めながら、いろんな計画をされております。今後、議会の議決等を得

た後に、どういう形でその設立といいますが、具体的な動きというのができてくるのか、その工程、流れについて、想定的な話になるかと思っておりますけれども、ご見解をいただければというふうに思います。

【田中河川課企画監】基金の内容についてのお尋ねでございます。

まず、今後設立を考えております基金は、旧基金、古い基金がございます。これについては、13世帯の方々の生活再建及び今後の地域振興のために充てる内容でございました。新たに作る基金につきましても、同様な内容について想定しております。現在、清算人会におきまして、新たな基金を創設するための県・市・町議会の方で内容についてご了解をいただくためのそれぞれでご説明をさせていただいているところでございます。

まず、今後の流れでございますが、早ければ次の議会におきまして、県議会の方で、今、清算会で持っています残余財産について、県の方に寄附をしていただきまして、その後、新基金を設立しまして、そちらの方に出捐をするという流れでございます。

いろんな考え方がございますが、県の方に一度寄附をしていただくというのが、13世帯の皆様の生活再建等も含めまして、早期に対応できるという考えがございまして、県としましては、県の方に寄附をしていただくという案を取らせていただいております。

また、地域振興策の今後のスケジュールについてのお尋ねもございましたが、これについては現在、川棚町の方で、各地元の地域の方、団体の方へ新たな振興策の内容についての確認をやられております。県、市町において、新たなその地域振興策の水源地整備計画に基づきます

振興策を策定するため、今、継続して取り組んでいるところでございます。

【初手委員】生活再建を含めた基金の基本的な考え方については、ぜひそのような形でできれば対応していただければというふうに思っております。

地域振興策については今から進めていかれるんですけれども、地元での協議ということになりますので、いつ頃までに振興策を固めるとか、固めていかなければというふうな一つの期間を限定するような状況までは今のところはないというふうに捉えてよろしいでしょうか。

【田中河川課企画監】委員がおっしゃられますように、現在、内容について再度精査させていただいておりますので、少しでも早期に策定できるように努力していきたいと考えております。

【初手委員】ありがとうございました。

ダムにつきましては、冒頭申しましたように、生活再建と地域振興というのが大きな2本の柱ではなかろうかというふうに思っておりますので、それぞれのお立場の中でご協力をいただき、これからもいろんな対応をお願いいたしたいと思っております。

【清川委員長】ほかに、質問はありませんか。

【坂本委員】私からも、引き続き石木ダムの関係で何点かお尋ねいたします。

まず、先般の一般質問の中で、私どもの改革21のまきやま議員の質問に対しまして、部長が、いわゆる事業計画書について、精査の上で共有をしたいというふうなご答弁でございました。この精査の上、共有をしたいというのを、もう少しかみ砕いて、精査というのはどういう中身なのか、共有というのは、どういう場で共有をしたいというふうにおっしゃられたのか、そこら辺について、少しお聞かせください。

【田中河川課企画監】先般のまきやま議員からの一般質問に対する、精査し、共有するというような質問だと思っておりますが、石木ダムについては、事業の進め方などを工夫しながら、総事業費285億円で、令和7年度完成に向けて努力していくことに変わりはありません。

しかしながら、人件費や資材価格の高騰、建設業における働き方改革の取組、反対されている方々による妨害活動など、事業推進に影響を及ぼす可能性も認識しております。

県においては、そうした状況も踏まえながら、事業費への影響等を精査しながら、技術面や財政面の観点から、国ともよく相談し、その結果を共有したいというところでございます。

こういった観点で、総事業費の内訳については、現在、整理したものはございません。今後、そういった影響等を考慮しながら精査していくことと考えております。

【坂本委員】国と共有をするということなんです。要するに、これは私も前回の6月議会の委員会でも質問しましたし、今回も、まきやま議員に限らず、質疑があっただと思うんですが、285億円の総事業費で令和7年度完成へ向けてということで、変更してから今に至っているわけですね。その中で、今年の3月末、令和4年度末で197億円で、予算ベースでいくと69%の進捗ということですよ。だから、残事業、約87億円ぐらいで、どう令和7年度まで進めていくのですか。私は前回の委員会で、これは本当に間に合うんですか、これで足りるんですかというふうな趣旨の質問をしたんです。

例えば、事業計画書、285億円の予算の大まかな内訳、例えばダムの建設費、あるいは事務費、用地補償費だとか、あると思うんですよ。それを大枠積み上げて、285億円というのが多

分出ているんじゃないかと思うんです。それがなぜ我々のところで共有できないのか、出ないのか、何で国と共有する。今の企画監の答弁というのは、一般質問で部長が答弁したとおりですよね。国と相談をするというふうなことなんですけれども、そこら辺がなぜ出てこないのかというのが理解できないんですよ。

【吉田土木部次長】共有するというのは、国と共有というよりも、先ほど企画監が答えたように、人件費や資材価格の高騰などの影響もあるというのは我々も認識しておりますので、そういったことも含めて、以前から回答しておりますけれども、令和7年度完成に向けて最大限努力をするというのは姿勢としては変わっておりませんけれども、そういった影響があるということは我々も理解をしているので、技術面、財政面から、そういった状況も踏まえて国と相談をした上で、当然、その結果、整理ができれば、議会とも共有をしなければいけないというふうに思っていますので、国と共有というよりも、まずそういった点について今後どうなのかというのを国とよく相談してまいりたいと。それを精査して、整理ができた中で、議会とも共有をさせていただきたいというふうな趣旨で答弁をさせていただいたところでございます。

【坂本委員】わかりました。今のは理解できました。

それで、現状、それぞれ中身を積み上げた総事業費の285億円というのがあるわけじゃないですか。だから、それを見せてくださいというふうな簡単な話なんですよね。来年度末事業完成に向けて、残りの事業費でできるかどうかというところの精査は、それは技術面とか、資材高騰、人件費、労務単価も上がっている、もちろんそういうものもありますから、それで精査

をして共有するというのはわかりますよ。国と相談するとかいうのはわかりますよ。今の段階で285億円というのは出ているじゃないですか。これは平成28年に変更して今に至っているわけじゃないですか。その時も変更したけれども、事業費は285億円で変わっていないですものね。ただ、工期を長くするというだけの変更だったと思いますから、この285億円の中身というのがなぜ私たち、わからないのかなと単純な疑問なんですけれども。

【田中河川課企画監】石木ダムの事業変更の内容と工事費等の内訳についてのお尋ねでございますが、石木ダムの事業費、工期等の変更につきましては、令和元年の再評価が最新になっております。

委員がおっしゃられています工事費の内訳については、工事、測量試験費とか、補償費等の大枠はございます。ただ、先ほどから申しますように、それぞれの詳細の内訳についてはございませんという内容を説明させていただいております。

【坂本委員】わかりました。それでいいですから、今使っている197億円、例えばこの費目の中であると思うんですよね。これだけ使っていると、それを出せると思いますから、ぜひ出してもらいんですけれども、いいですか。今じゃなくていいですから、後ほど。

【田中河川課企画監】委員のおっしゃられるとおり、後日、お知らせしたいと思います。

【坂本委員】 よろしく申し上げます。

それから、仮の話はしてはいけないと思うんですが、先ほどから、前回も言いましたように、この事業費の内訳で足りるのか、工期は足りるのか、今から精査をするというふうなことで、国と相談をするということなんですけれども、



この計画変更をする場合に、こういった手続、手順を踏んでいくのか、そこを教えてください。

【田中河川課企画監】事業の変更をする場合の手続についてのご質問でございますが、これは前回、令和元年に事業再評価を行ったと思いますが、社会情勢の変化等が起こった場合については、同様に、県の事業再評価を受けて、その結果の答申を受けまして、国の方に予算要求等をさせていただくことになると思います。

【坂本委員】わかりました。

その県の事業評価をするということは、これは公共事業評価監視委員会に諮ってという理解でいいのですか。

【田中河川課企画監】そのとおりでございます。

【坂本委員】わかりました。じゃ、前回同様に、またその監視委員会に諮るということと、それからそれに基づいて、そこから知事宛ての、多分これでいいならいいというふうなものが出るというふうに思うんですけれども、その後、県の変更計画というか、もしするのであれば、それを国の方に、多分それは相談をしてというふうなことになるんじゃないかと思えますけれども、そこはこういった手続になるのですか。その相談というのは、先ほど次長も言われましたけれども、こういうふうに県としては計画を変更したいと。要するに、その前段で相談するわけでしょう。技術的な部分、資材高騰とかいう部分を連携する、相談するというふうなことなんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺はどうなっているのでしょうか。要するに、監視委員会で諮って、その後、もちろんこれは国の補助事業ですから、285億円のうち、国費が半分ぐらい出ていますよね。

【田中河川課企画監】国との手続についてでございますが、当然、県の事業再評価を受けると

なった場合は、同時に、国の方とも予算面、内容等について協議をさせていただき、相談させていただくこととなります。その上で、予算要求を、必要額を要求をさせていただくと、国との関係は、そういうことになると思っております。

【坂本委員】わかりました。予算も含めて、協議をするというふうに多分、法律上はなっているんじゃないかというふうに思いますので、そういった答弁をいただきたかったですけれども、そういう理解でいいですね。

それと、基金とも少し関連が出てくるかなと私は思いながら、これは現地の住民の会の皆さん、それから対策協議会の皆さんに県補助金を出していますよね。私も以前、決算委員会の中で聞いたことがあるんですけれども、普通、その団体が予算を100万円とすれば、補助金というのは県が50万円出すとか、2分の1出す、3分の1出すとかと思うんですけれども、ここについては、当時もそうですし、今もそうだろうと思うんですが、ほぼ100%県が補助した額で運営しているというふうな団体の性格だと思います。これも一般質問でまきやま議員の方からあったとおり、この補助金の使い方について、いろいろ疑義があるんじゃないかというふうな指摘があったところです。これは時間がありませんので、また決算の中で改めてお尋ねをしたいというふうに思っているんですけれども、そのための資料を、先ほどの計画書じゃないですけども、出していただきたいと思えます。資料請求をしたいと思えます。1つは、県が補助金を出すというふうな根拠になっている協定書で、この団体が年に1回、必ず役員会を開いて、事業計画書、決算、予算含めて、それを県の方に、こういう活動をしますから、これだけ補助金を

くださいというふうなものを出すと思うんですけども、それをぜひ出していただきたい。本当は今日の前に欲しかったんですけども、こちらがお願いするのも遅かったものですから、その資料請求をしたいと思いますので、早めに出していただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

【田中河川課企画監】準備次第、提出させていただきますと思います。

【坂本委員】ありがとうございます。よろしくをお願いします。

その上で、これは地元の建設を推進する活動のために使っているというふうに思うんですけども、ただ、推進で使う分、そのことを私はとやかくは言いませんけれども、県民の税金ですから、それがきちんと使われているかどうかというところは非常に重要だと思っています。

それで、基金との関連なんですけれども、この基金が今、清算中の状態になって、これで行くと10年ぐらいたっているみたいですよ。清算中の状態で10年間空いてしまったというのは、どう理解すればいいのでしょうか。

【田中河川課企画監】清算人会が10年ほど長くなっているということの質問でございますが、残余財産の受入先というのが、県、市、町ですと検討しておりますが、なかなか決まらなかったものですから、10年ほど時間を要してしまったということでございます。

【坂本委員】決まらなかったということですね。そして、10年たって、今、新たに基金をつくるというのは、今の答弁から言うと、受入先が見つかったという理解でいいのですか。

【田中河川課企画監】今年の7月20日に知事と佐世保市長が会談をされております。その中で、事業にご協力いただいた方への、今後の川原地

区にお住まいの皆様のご理解とご協力を得るために今後も努力していくとともに、生活再建に向けて、基金の創設などを川棚町も含めた協議を行っていくことで確認をされております。それを受けまして、川棚町とも相談しまして、基金の受入れとして、生活再建等を含めまして、早期に対応できるように、県で受入れをするというのが一番早いのではないかとということで提案をさせていただいて、現在に至っております。

【坂本委員】わかりました。先ほどありましたように、県が一旦受け入れて、それで基金をつくって取り組むというふうなことです。

趣旨が、川原地区の13世帯の皆さんの生活再建などに向けてということ、もちろん、それ以外のダム周辺地域の振興を図るというふうなことも含まれているということなんですけれども、この13世帯の皆さんの生活再建ということについては、やっぱり反発があるんじゃないかと思うわけです。県は、この13世帯の今反対されている皆さん方を、何とか話し合いを進めて理解をしてもらってというふうな姿勢でしょう。私は、それとこれは相矛盾するんじゃないかというふうな気がするわけです。既にそれを理解してもらった上で何を何か先に言っているみたいに多分、捉えられているんじゃないかというふうに思いますので、この基金は基金で、また次の議会で議案として上がるということでもありますので、またその時にも議論したいというふうに思うんですけども、県としては、今、行政代執行が言われていて、そうじゃなくて、話し合いであくまでも進めていくんだというふうなスタンスは変わらない、そこをきちんと明確にした上で、改めて11月議会の中で案で提案していただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

【吉田土木部次長】 委員おっしゃったとおり、基本は、今現在、川原地区にお住まいの方にご理解をいただくというのを前提としてやっていくというのが我々としての理解でございますので、それに向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

【坂本委員】 わかりました。ぜひ、そういう立場で、それをきちんと行動に移してもらいたいというふうなことを要望いたしまして、終わります。

【清川委員長】 土木部関係の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は、1時30分から再開し、引き続き、土木部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 零時 0分 休憩

-----  
午後 1時29分 再開  
-----

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、土木部関係の審査を行います。

質問はありませんか。

【中村(泰)委員】 お疲れさまでございます。

私の方からは、3点質問をさせていただきます。

まずは、元船地区再開発と松が枝ふ頭の2バーン化に伴う長崎市港湾地区の広域的なまちづくりについて、お尋ねいたします。

先日の県の大波止ビルで開催された元船地区再開発に向けた検討会議に私も参加をいたしました。そして、今委員会の議案外資料として、松が枝地区の整備構想検討会議による、仮称ですけれども、松が枝地区整備構想（案）松が枝地区整備構想（案）が提出されております。

元船再開発の検討会議でも、有識者の方や、

また土木部長も、長崎市全体に関わるまちづくりに影響するので、長崎の港湾地区の開発のランドデザインを大切にしなければいけないというようなことをいろんな方々がおっしゃられたと感じています。

そこで、お尋ねいたします。松が枝ふ頭にしても、元船地区の再開発にしても、県、市一体で計画を進めていくということですが、具体的にどのように進めていかれるのか、お尋ねいたします。

【坂田土木部参事監】 お答えいたします。

まず、先ほど例示をしていただきました元船地区の整備構想の検討、それから松が枝地区の整備構想の案につきましては、これまで県と市について、それぞれ主体的に関わりながら構想の中身を議論してきたという経緯がございます。元船については、副知事を座長にし、土木部長それから私が参加し、市の方からは、まちづくり部長などが参画するというような形で、委員会でも意見を交わしましたし、事前においては、それなりの資料調整もさせていただいていると。同じく、この松が枝地区の今回議案外でご説明したものに付きましても、市の方と相当の調整をした上で、このような提示に至ったというところがございます。このように個別の案件につきましては、事前に中身について県、市それぞれの当事者としての都合がございますので、それをしっかり調整した上で外向けに出していくということをさせていただいております。

また、市としては、これは最近の市議会での動向などを拝見しておりますと、新たなランドデザインをまちづくりについてつくりたいというようなことを表明されておまして、我々の方も、聞き及びますところによりますと、今既に検討が進んでおります都心まちづくり構想

の検討委員会、こちらは私が委員として参加しておりますけれども、そちらの方が町なかにおけるグランドデザインの一部をなしている。さらには、それと周辺については、地域公共交通計画をつくったり、あるいは都市計画マスタープランにおける道路系の事業、そういったものを通じて、どうやって波及させるかというようなことを考えているというような話を伺っております。そういうようなところは、まさに個別の事業主体がございますので、そういった個別の事業主体ごとに連携を図るといふこと、それから全体としては、それを束ねるところでの会議をしっかりとやると、そういったことを通じて、県、市そごのない、そしてより地域がすばらしくなるようなものになるように、計画づくり等を通じて調整をしていきたいと思っております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。かなり詳しくご説明いただいたかと思っております。まずは、今のご答弁、ご説明自体が、会議であるとか、資料もろもろが相当な調整を踏まえて示されているものであるということがよくわかりました。

ただ、私の懸念といたしましては、そういった県、市が入って行われているのは承知しているんですけれども、元船の再開発の決定権者は県、一方、例えば2バースの背後地のまちづくりの決定権者は市と、厳密に言えば、県と市が異なる事業者を採用する権利をそれぞれが持っている。もちろん、当然そこは調整をしながら決めていくことになると思うんですが、そういう状況なので、本当に一体感ある何か方向性が示されるのかなという懸念を最初持っていました。

しかしながら、先ほどのご説明からいくと、市長も替わられたということで、都心まちづく

り構想ですか、こういったところで町全体のグランドデザインが示されて、それに基づいて中心部、また周辺部がそのグランドデザインに沿ってそれぞれが動いていくというような形で今、受け取ったんですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

【坂田土木部参事監】 すみません、説明が不十分だったかもしれませんけれども、今の状況としましては、都心まちづくり構想というのは、一昨年に組織化されている委員会がございまして、そちらの中で既に議論が進んでいるという状況でございます。

その中で、今お話が出てまいりましたような具体の事業については、既に議論の俎上に上っているというところがございまして、その中で、全体で個別の検討をしているところにも関係者が入って、さらにはその取りまとめをするところにも同じ関係者が入り込んでおりますので、その中で、そごがないような事業内容になっていくように調整してまいりたいと思っております。

【中村(泰)委員】 いま少し確認をしたいんですが、確かにそこに関わる人たちというのは、全体を見る方がいらっちゃって、すみません、私もその全体がまだよく感じれてないんですけれども、個別に関わる人たちがいて、さらにその方々がほかのところも見ていらっしゃるということもあつたりするので、県も県で全体を見ているということでしょうから、調整は十分にできているということなんでしょうけれども、一方で、私のような議員でありますとか、県民の皆様、市民の皆様からすると、大きく、どういうグランドデザインが描かれて、どの方向に進むのかが今の時点では、まだ見えてきておりませんでして、本来であれば、そうい

う絵があった上で、じゃ、松が枝はこうだ、元船はこうだという流れになってくると、ああ、なるほどというふうに思うんですけども、実際は連携はしているというものの、私としては、まずその大きいグランドデザインが必要じゃないかというふうに思うんです。なので、先にそういうことを示していただく方が大事なんじゃないかと思うんですが、そのあたり、もう既にあるものなのか、それともそれを今、作り出そうとしているものなのか、そういったところも含めてご答弁いただけないでしょうか。

【坂田土木部参事監】まず、長崎の都心を対象とした計画につきましては、この前の本会議でも資料が示されておりましたとおり、ナガサキ・アーバン・ルネッサンス構想が昭和61年に示されて以降、平成20年代には、中央部臨海地域の都市・居住環境整備重点地域について、それぞれごとの計画をつくっているというような状況がございます。まずは、そのあたりをベースにしながら議論はスタートしているわけなんでございますけれども、一方で、個別の事業といたしますのは、やはりこれができないと一斉にスタートにならないということになっておりますと、なかなか事業というのはそれぞれのタイミングがございますので、実際の事業については、事業を進めている人も、同じ人が入り込み、計画を全体を取りまとめて、時期が来たから見直す人も、同じ人が入り込むという形の中で、ある種、お互いに問題が起きないように進めさせていただいているというところが実態でございます。そういう進め方をさせていただいているというところでございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。実際進めていくとなると、一定の方向性は関係者の中では示されているんでしょうけれども、何か

を待っていても進まないというところから、多分、できるところからやっていただいているんだということで、よくわかりましたし、それは決して大きい絵がないから、じゃ、できませんというものも通らないと思いますので、そこは今の進め方で何ら問題ないとは思いますが、ただ、やはり一方、全体が今どうなのか、その方向性がということも必要だと思いますので、何かしらのそういうものを見せていただけるような形でぜひともご検討いただければと思いますし、そういったそれぞれが検討されている中においても、全体を示していくというような議論も含めて進めていただければと思います。

次の質問に移ります。都市政策課に対して、市街化調整区域の見直しについての質問をさせていただきます。

長崎地区は長崎市、諫早市、時津町、長与町の2市2町、佐世保地区では佐世保市のみというところでそれぞれ市街化調整区域が設定されていると伺っております。

諫早市の方から、市街化調整区域が諫早市で設けられたがために、住宅整備の自由度がなかなか制限をされているので、例えば、隣の大村市の方に住居を見つけて、大村市に住んで諫早市に通勤をされているという方が増えていると、そういった意見を聞いております。

そういう中で、諫早市の中で、そういった議論が盛り上がるといいますか、そういったことを感じていらっしゃる方が増えてきているということで、今後、これは仮の話にはなってしまうんですけども、諫早市において、市街化調整区域の見直しということで声が高まってきて、実際そういう合意形成が市としてなされていった場合に、どのような形でその変更というのが進められていくものなのか、手順について、お

尋ねをいたします。

【田坂都市政策課長】線引きの廃止につきましては、諫早市の方で昨年から検討委員会が立ち上がって、検討を進められているというお話は聞いております。

委員が言われましたように、仮に諫早市が線引きを廃止しようとする場合は今後どうなっていくのか、どういう手続等ということでございますけれども、諫早市は、先ほど言われましたように、長崎市、長与町、時津町との2市2町による広域の都市計画区域であります長崎都市計画区域というものを形成しております、そこに市街化区域と市街化調整区域との区分、これはいわゆる線引きと言ってありますが、線引きが行われております。仮に、諫早市のみが線引きを廃止しようとする場合ですが、まずは現在の2市2町による都市計画区域の見直しというものが必要になるかと思えます。それで、諫早市単独の都市計画区域を指定するというようなことがまず必要になってくるものと考えております。

都市計画区域の決定権者というのが県でございます。区域の見直しを行うためには、見直しを行う理由の整理、長崎市、長与町、時津町、これらの1市2町との調整、それから国との協議、そして都市計画審議会の意見聴取など、相当の期間を要することが想定されます。

併せて、新たな都市計画区域におきまして、都市計画の目標や線引き、区域区分の有無などを定めた都市計画区域マスタープラン、これは「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と言われるものですが、その策定、それから線引きを廃止するとなりますと、それに代わる新たな土地利用規制の決定などの様々な作業や手続が必要になるものと思われま

【中村(泰)委員】ありがとうございます。かなり具体的におっしゃっていただいたと思いますし、決定権者が県ということで、実際にそれをやっていると、相当な時間と、仕事も増えていくということで、よくわかりました。

諫早市さんの方でこういった議論が出ている背景の中で、ソニーさんであるとか、京セラさんの半導体関係の産業の進出といったところから、すごく住宅が必要とされている。一方で、市街化調整区域の設定があるがために、なかなか開発が進まないというようなところで、住宅関係の方でありますとか、そういった方々から、こういう声が出ているようです。

ここは諫早市さんの方でこれからしっかりと議論がなされていくと思えますけれども、県としては、すごく苦勞するところでありま

最後に、河川課に対して、石木ダムの件でお尋ねいたします。

午前中も坂本委員の方から石木ダムの事業費について質問がございました。一般質問でもこの件、ありましたけれども、ご答弁としては、285億円の詳細な内訳がないんだということでした。私は、そんなはずはないといいますが、例えば、石木ダムではなくて、ほかの県の事業も、恐らく同じぐらいのメッシュ、フィルターでそういった事業費の積み上げといいますが、そういう計算がなされているはずだと思うんですけれども、そのあたりについて、まずお尋ねいたします。

【田中河川課企画監】石木ダム建設事業の事業費に対する詳細といいますが、根拠についてお

尋ねてございますが、石木ダムにつきましては、用地補償に要する費用、調査、設計に要する費用、付替道路に要する費用、ダム本体に要する費用等を積み上げて算出しております。

事業費については、人件費や資材価格等の高騰などにより、内訳は増減が伴うことから、定期的に見直しを行う必要があり、今年度において、それらの人件費や資材価格の高騰などによる影響の可能性について、残る事業費の進捗への影響について検討を行い、今後、国ともよく相談していきたいと考えております。

【中村(泰)委員】お尋ねした内容、先ほどの坂本委員の内容とほとんど同じようなご答弁だったかと思うんですけども、要は、積算の内容といいですか、そのものがほかの県の事業と同じような形のレベル感、積算のレベルといいですか、それが同じかどうかというお尋ねですけども、もう一度、ご答弁をお願いいたします。

【田中河川課企画監】申し訳ございません。ほかの事業の算出と変わらないと考えております。

【中村(泰)委員】それを言っていたかかったんですけども、細かく、例えばダムがあって、ダムのこの部分があって、この機能に幾らかかるとか、その材料に幾らかかる、そういったところまでは当然出されていないでしょうし、それはほかの事業も恐らくそうだと思うんです。立米当たりこれだけかかるとか、橋だったら、何メートル幅に対して、これだけかかるとか、いろいろ労働単価でありますとか、そういった根拠に基づいて恐らく積算をしていると思うんですけども、それは石木ダムだから出していないとかそういうことじゃなくて、県が抱えている公共事業は同じように出しているということで理解をしているんですけども、そういう理解でよろしいでしょうか。

【田中河川課企画監】そのとおりでございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。質問を終わります。

【清川委員長】ほかに、質問はありませんか。

【虎島委員】私は、元船地区の旅客ターミナルについて、ご質問したいと思います。

先日も担当部局にお伺いしました。元船地区の再整備事業は、検討会が進んでいて、旅客ターミナル自体は建て直しはしないという方向性とお聞きいたしました。

私は五島に実家がございまして、五島航路を今でもよく使っております。以前あったターミナルから、かなり沖合に出たということで、バス停からかなり遠くて、歩いていくと汗だくになって、ターミナルに着いても、エアコンが効いてなくて非常に苦しい思いをしたということで、お伺いしたところ、本年度、エアコンの設備を更新するという事をお聞きしました。本当にありがとうございます。

しかし、ターミナルももうすぐ30年近くたちますので、老朽化が進んでいると。中に入っているテナントの方に聞きましても、設備が大分古くなってきているというような声をお聞きしています。また、外装も大分傷みが、打ちっばなしのコンクリがあったり、ガラスがちょっと曇っていたりとか、ちょっと汚れが目立っていると拝見いたします。

あそこは長崎の港の顔でございますので、もし建て直さないということであれば、何らかりフォームをしていくべきだと思いますけれども、今後の予定について、決まっておりましたらお示しください。

【松本港湾課長】長崎港の元船地区の再整備構想というところで、5月と9月に2回、構想検討委員会を開催したところです。その中で、第2

回目において、配置計画と、今後、この事業をPFI事業でやろうと考えていますので、それに該当する施設というところをお示ししたところで、構想として出したところであります。その中では、今のところ、元船のターミナルビルは構想の外にはなっているところです。

それとは別に、利用者の方から、クーラーが壊れているとか、雨漏りしている、そういうような声も聞いていて、今年から、予算をかけて補修をしたいというふうに思っているところです。

この9月から、PFIの事業ということで、全体説明会を9月にやったんですけれども、それには40社ほど見えたところで、あとまた10月には個別のサウンディングをやろうと思っているところです。

その中で、このターミナルについても、仮に新たに建て替えたいとか、そういう案が出た時にはまた検討するところもあるのではないかと。今、案としては外にしているんですけれども、そこもあるのではなかろうかと思いはしているところです。ただ、今のところはまだ外になっていますので、例えば、利便性の向上のための2階で通じさせる施設であるとか、そういうところは考えているところであります。

もし更新しなかった場合はということになると、適切な維持、修繕はやっていきたいというふうに考えているところです。

【虎島委員】何らか手を加えていただけるといいう方向性が示されたということで、本当にありがとうございます。

長崎～五島間はかなり旅客も増えておりますし、あそこは高島、伊王島といったところ、端島の観光も入っておりますので、ぜひ気持ちよく観光客の方が使えるように、また利用者が心

地よく使えるように更新していただきたいと思っております。

また、ターミナルについては、以前から、防犯カメラがついていないというようなご指摘を利用者からいただいております。かなり広いターミナルで、2階の方にも大きな空間がございます。一部、ちょっと照明が暗いようなところとか、死角になるところがありまして、そこは人けがないところから、一部防犯上、不安な面もあると思いますので、そちらの防犯カメラの設置についてもご検討いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

【松本港湾課長】このターミナルは、平成7年に供用開始した時に、23時から締め切るといいうところで、防犯体制は取ったところでありますけれども、防犯カメラというのは確かになかったのではなかろうかと思っております。内部については、そういうふうに見えないところが出てくるとか、暗いところがあるということも今わかりましたので、内容を確認させてもらって、対応ということも含めて検討させてもらえればと思っております。

【虎島委員】ありがとうございます。防犯というか、玄関口でございますので、犯罪捜査の面でも、あると便利な面もあるかと思しますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

また、元船地区の再整備構想で、大まかなビジョンが示されたと思っておりますけれども、その中で、にぎわいの創出とか、動線の確保といったところが話題になっておりましたけれども、実際ににぎわいの創出というと、わくわくする部分もございますけれども、具体的に、あの地区において、どんなものがにぎわいを創出できるのか、今からPFIでいろんな意見が出てくると思うんですけれども、どのようなイメージがある



か、もしビジョンがございましたら、お知らせいただければと思います。

【松本港湾課長】元船再開発構想につきましては、コンセプトが「長崎・元船OASIS」ということで、「OASIS」が英語表記になっているのですけれども、オーシャン、アミューズ、シー、シーフード、アイランドとか、そういうことを含めたところで「OASIS」という名称がついています。そういうことになると、今から元船以外でも開発が進むのですけれども、差別化を行う中で、海に近いところを含めた中でそういう整備、にぎわいの場というところが基本になるというふうには考えております。ただ、そういうふうな考えは持っているのですけれども、これもPFIのサウンディングを行う皆様のご意見も踏まえながら、どういうふうな方向に持っていくかというのは決まっていくというふうに考えております。

【虎島委員】ありがとうございます。

長崎は、いいものがたくさんありながら、それを活かし切れていないというふうなご指摘も多いし、なかなかストーリー性を持った大きな絵を描けていないような気がいたしますので、ぜひその辺を踏まえた上で、まちづくりを進めていただければと思います。

【清川委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、次に、自由民主党会派より、「国土強靱化の計画的かつ着実な推進を求める意見書（案）」提出の提案がっておりますので、事務局より文案の配付をお願いします。

（意見書案配付）

【清川委員長】それでは、初手委員より、意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いい

たします。

【初手委員】それでは、私の方から、「国土強靱化の計画的かつ着実な推進を求める意見書（案）」について読み上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

「国土強靱化の計画的かつ着実な推進を求める意見書（案）」。

本県は、急峻な山地や崖地が多いことに加え、前線に伴う集中豪雨や台風の常襲地帯に位置していることから、頻繁に洪水・浸水被害や土砂災害が発生し、多くの生命や財産が奪われてきた。さらに、近年の自然災害は、激甚化・頻発化しており、県民の安全と安心の確保が急務となっている。

また、半島・離島地域が多くを占める本県では、高規格道路のミッシングリンクが存在し、道路ネットワークが脆弱であること、さらには、これまで整備してきた社会インフラの老朽化も急速に進んでいることから早急な対策が必要である。

そのような中、令和3年度からの「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の新設など、防災・減災、国土強靱化に向け一定の配慮がなされたところであるが、その対策は、まだまだ道半ばである。

これらの対策を強力かつ計画的に推進するため、5か年加速化対策期間中の各年度予算を十分に確保し、完了後においても、中長期的かつ明確な見通しのもと、引き続き、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保するとともに、国土強靱化基本法の改正により位置付けられた国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、計画的な事業執行を図るため弾力的な措置を講ずることは、大変重要だと考える。

よって、国におかれては、国土強靱化の計画

的かつ着実な推進に向けて、下記の事項を講じられることを強く要望する。

記。

1、未だ道半ばである強靱な県土づくりを着実かつ強力に推進するため、今年度の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の補正予算については例年以上の規模を確保すること。

2、資材価格が高騰する中でも国土強靱化対策を着実に実施することができるよう、必要となる予算を当初予算において安定的かつ持続的に確保すること。

3、国土強靱化の取組を中長期的かつ継続的に進めていくため、5か年加速化対策後も、必要かつ十分な予算を別枠で切れ目なく確保すること。

4、令和6年度末に期限を迎える「緊急浚渫推進事業」及び令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業」について、期間を延長すること。

5、災害発生時の迅速かつ円滑な自治体支援のため、地方整備局等・研究機関において必要な人員や体制の充実・強化を図ること。

以上でございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

【清川委員長】 ただいま説明がありました「国土強靱化の計画的かつ着実な推進を求める意見書（案）」について、ご意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 ご質問等もないようですので、意見書の提出について採決を行います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時 0分 休憩

午後 2時 0分 再開

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

「国土強靱化の計画的かつ着実な推進を求める意見書（案）」を提出することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「国土強靱化の計画的かつ着実な推進を求める意見書（案）」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等についてはいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

以上で委員会の審査が終了いたしましたので、土木部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時 1分 休憩

午後 2時 2分 再開

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

これもちまして、土木部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、文化観光国際部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時 2分 散会



## 第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年9月27日

自 午前 9時59分  
至 午前 11時42分  
於 委員会室 3

国際課長 坂口 育裕 君  
国際課企画監 貝淵 裕幸 君  
(平和推進・国際協力担当)  
スポーツ振興課長 江口 信 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	清川 久義 君
副委員長(副会長)	中村 俊介 君
委員	溝口 芙美雄 君
”	瀬川 光之 君
”	川崎 祥司 君
”	ごうまなみ 君
”	松本 洋介 君
”	坂本 浩 君
”	中村 泰輔 君
”	初手 安幸 君
”	虎島 泰洋 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

文化観光国際部長	前川 謙介 君
文化観光国際部政策監 (国際戦略担当)	伊達 良弘 君
文化振興・世界遺産課長	峰松美津子 君
文化振興・世界遺産課企画監 (地域文化・国民文化祭担当)	山浦 義次 君
文化振興・世界遺産課企画監 (世界遺産担当)	園田幸四郎 君
観光振興課長	長野 敦志 君
国際観光振興室長	高橋 圭 君
物産ブランド推進課長	松尾 泰子 君

6、審査の経過次のとおり

午前 9時59分 開議

【清川委員長】おはようございます。  
委員会を再開いたします。  
これより、文化観光国際部関係の審査を行います。  
委員会による審査を行います。  
文化観光国際部においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査及び議案外所管事務一般について、質問を行います。  
まず、文化観光国際部長より、所管事項の説明を求めます。  
【前川文化観光国際部長】おはようございます。  
文化観光国際部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。資料につきましては、当初版と追加1とございます。  
まず、当初版の2ページをお開きください。  
(日本遺産「国境の島」について)  
去る7月22日に長崎市内において、～日本遺産を活用した文化観光による地域の元気づくり～と題してシンポジウムを開催しました。当日は、文化庁職員の基調講演をはじめ、有識者及び離島で活動されている方々をお迎えしてパネルディスカッションを行い、250名を超える参加の方々に対し、「国境の島」の魅力と、日本遺産を活用した地域活性化策について情報発信ができました。  
今後とも関係市町と連携し、「国境の島」の魅力伝えるため、地域活性化計画に基づく人

材育成や情報発信、観光事業化などの取組をしっかりと進めてまいります。

（世界文化遺産の保存活用について）

今年度は、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産に登録されて5周年を迎えることから、県内外で様々なPRイベントを実施しております。

記載のとおり、8月から11月にかけて、交通事業者と連携したラッピングバス、各構成資産をめぐるスタンプラリー、巡礼の道をウォーキングしながら清掃活動をするクリーンウォークを順次実施し、また、9月9日に首都圏においてPRイベント「潜伏キリシタンをめぐる藝術祭」を開催しました。

さらに、9月16日に、イオン大村店において、「ながさきピース文化祭2025」とともに、世界遺産登録5周年をPRしたところであります。

引き続き、県内外にその価値や魅力の再発信及び保護意識の再醸成を図るとともに、誘客促進にも繋がるよう取り組んでまいります。

（ながさきピース文化祭2025について）

本文化祭で県が主催する事業については、文化芸術の各分野における専門家や障害福祉関係団体の方々を委員とする企画会議を開催し、本県の文化芸術資源を活用した事業を検討しているところであります。一方で、「文化団体の全国大会」や「地域の特色あるプログラム」などの市町が主体となって実施していただく事業については、市町と意見交換を行い、磨き上げを図っているところであります。

また、本文化祭の認知度向上や機運醸成等を図るため、PR活動等において統一的に使用するロゴマークを制作いたしました。

今後も、ロゴマークなどを活用した各種PR活動や、時宜を捉えたイベントの開催など

により一層の機運醸成と効果的な情報発信に努めるとともに、市町や関係団体と一体となって2年後の開催に向けた準備を進めてまいります。

（観光の振興について）

ここで追加の2ページをお願いいたします。

令和4年の本県の観光客延べ数は、記載のとおりでございます。

令和4年当初は、感染力が強いオミクロン株の急拡大など、新型コロナの影響から旅行需要が低迷した時期もあったものの、令和4年下半期以降の延べ宿泊者数は、西九州新幹線の開業、全国旅行支援の開始などの後押しもあって、新型コロナウイルスの感染拡大前の水準まで戻ってきている状況にあります。

また、当初版の3ページにお戻りください。

令和5年4月から6月までの主要宿泊施設の延べ宿泊客数は、記載のとおりでございます。コロナ感染拡大前の令和元年同期と比較すると、同程度まで回復するなど、順調に推移しております。

こうした中、本年度は、JR九州との共同で、観光需要の回復を持続化させるとともに、西九州新幹線の利用と県内周遊等を促進するためのプロモーションを実施することとしており、去る7月22日からは市町や交通・観光事業者等とも連携し、JR券と現地の観光チケットや二次交通等を組み合わせた企画乗車券の造成・販売を開始したところであります。

観光需要が回復に向かう一方、宿泊施設の人手不足に対応するため、令和5年6月定例会にて補正予算のご承認をいただき、県内宿泊事業者の生産性向上や省力化等への取組に対する必要な設備導入等を支援する宿泊施設の生産性向上支援事業補助金の募集を開始し、厳正な審査の結果110件を採択したところであります。現在、

9月19日を期限とした追加募集を行ったところであり、事業計画の実施を通して、人手不足への後押しに努めてまいりたいと考えております。

（インバウンドの推進について）

香港国内最大の国際旅行博や展示会にブース出展したほか、9月中旬には北海道で開催された世界的な商談会である「アドベンチャートラベル・ワールドサミット」において、本県ならではの体験コンテンツを、欧米豪を中心に世界に向けて発信いたしました。

また、8月10日には、中国からの団体旅行が解禁され、今後更なる誘客が期待されることから、国際旅行博へのブース出展や現地観光説明会の開催をはじめ、旅行会社へのセールス、SNSでの発信などを積極的に展開し、本県の魅力発信や新たな旅行商品の造成支援等に取り組んでまいります。

（県産品のブランド化と販路拡大について）

「日本橋 長崎館」では、県内事業者のテストマーケティングの場として設置した「チャレンジコーナー」において、7月からテスト販売を開始しており、今年度は7市34商品を取扱うこととしております。

また、五島を舞台としたテレビドラマ「ばらかもん」の放送に合わせた店頭装飾やポストカードプレゼントに加え、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録5周年のPRや、SNSを活用し県産品をプレゼントするキャンペーンを実施したところであります。

県産品の輸出促進については、越境ECサイトを活用したプロモーション、ジェトロのジャパンモール事業への登録説明会、上海・香港の輸入商社のバイヤーを招へい、マニラ及び香港での展示会等、記載のとおりでございます。

（核兵器廃絶に向けた取組）

去る7月31日から8月3日まで、核兵器不拡散条約の再検討会議・準備委員会に参加するため、知事がオーストリア・ウィーン市を訪問いたしました。

現地では、広島県との共催により、次期SDGsの目標に核兵器廃絶を位置づけることで持続可能な世界の実現を目指すシンポジウムを開催したほか、県・長崎市・長崎大学が連携して育成している、次代を担う若者「ナガサキ・ユース代表団」が開催した平和発信イベントに参加し、「長崎を最後の被爆地に」というメッセージを世界に向けて発信してまいりました。

また、国連の中満事務次長など、核軍縮にかかる関係者と面会し、被爆地が果たす役割や、核兵器廃絶に向けた若い世代の育成・グローバルなネットワーク構築などについての意見交換を行いました。

今回得られた人脈・ネットワークなども活用しながら、一日も早い核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を目指して、平和発信事業の充実に努めてまいります。

（ベトナムとの交流について）

去る8月27日から9月1日まで、日越外交関係樹立50周年を記念して、知事が徳永県議会議長はじめ県議会、経済界、友好団体の皆様とともに、ベトナム社会主義共和国を訪問いたしました。

今回の訪問では、ソン外務大臣をはじめ、中央政府や地方政府の皆様とお会いし、本県への優秀な人材の送り出しをはじめ、観光や文化、スポーツ交流などについて意見交換を実施するとともに、技能実習生の送り出し機関や本県からベトナムに進出した企業を訪問し、課題等について意見交換を行ったところであります。

クアンナム省では、本県から寄贈したご朱印

船の展示や、「日本文化展示の家」における情報発信など、本県の認知度とプレゼンス向上に向けた支援に対する感謝を申し上げ、友好交流関係のさらなる強化等について確認したところであります。

今後とも、県議会や関係団体等と連携を図りながら、ベトナムとの交流拡大に努めてまいります。

（Bリーグの開幕について）

来る10月5日、プロバスケットボールのBリーグ2023-24シーズンが開幕し、今シーズンからB1に昇格した長崎ヴェルカは10月8日、長崎県立総合体育館において、昨シーズンB1準優勝の強豪「千葉ジェッツ」との開幕戦を迎えます。

念願のJ1昇格に向け戦いを繰り広げているV・ファーレン長崎を含め、地元プロスポーツクラブの活躍は、県民に夢や感動を与え、地域の活性化にも大きく寄与することから、県としても、引き続き全世帯広報誌や広報番組等による試合情報の周知を行うほか、県民応援フェア開催など、多くの県民の皆様を足で運んでいただけるよう努めるとともに、県議会をはじめ、市町や経済界、関係団体とともに連携しながら、県民の皆様とともにチームを応援してまいります。

（「新しい長崎県づくり」のビジョンの策定及び長崎県総合計画の一部見直しについて）

県民の皆様と「新しい長崎県づくり」を推進していくためのビジョンについては、「未来大国」のコンセプトのもと、重点的に注力したい5つの主な分野ごとに、概ね10年後のありたい姿とその実現に向けた施策の方向性などを掲げた「ビジョン素案」をお示ししております。

ビジョン素案のうち文化観光国際部の関係部

分では、交流分野において、「世界中から国際都市として認知され、世界各地から外国人観光客や留学生が訪れ、まちが活気にあふれています。」、「日本中・世界中のノマドワーカーが集まり交流する日本一のワーケーションランドが誕生しています。」、「釣りやアニメなど様々なジャンルの聖地、本場、拠点として、県内各地に多くのマニアが集まっています。」という3つのありたい姿の実現に向けて、「付加価値の高い魅力あるインバウンド向けのコンテンツづくりやPR、外国人受入体制整備の推進」などの施策の方向性をお示ししております。

こども分野については記載のとおりです。

食分野においては、「こどもから大人まですべての県民に親しまれる長崎の豊かな食材が国内外に広がり、その美味しさはみんなを笑顔にしています。」というありたい姿の実現に向けて、「長崎食材の輸出拡大に向けた、オール長崎での食材の魅力発信、需要の創出」といった施策の方向性をお示ししております。また、「異国情緒あふれる潮風の下、長崎でないと出会えない味、味わえない体験がある。その時その場所だけの食が長崎県全体に満ち、食した人を笑顔にしています。」というありたい姿の実現に向けては、「長崎食材の特徴・特色を活かした、長崎を感じられるグルメ・売場・食事処の創出」といった施策の方向性をお示ししております。

健康分野については記載のとおりでございます。

一方、全般的な県政運営の指針である「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」については、5年間の計画期間の中間年にあたることから、新型コロナウイルス感染症の影響のほか、国の動向による社会経済情勢の変化や数値目標の進捗状況等を踏まえ、一部見直しを行うこと



としており、今般、素案としてお示したところであります。

文化観光国際部においては、記載のとおりでございます。

今後、「新しい長崎県づくり」のビジョン及び長崎県総合計画の一部見直しについては、県議会をはじめ、県民の皆様のご意見を伺いながら、さらに検討を進めてまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【峰松文化振興・世界遺産課長】おはようございます。

私から「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして本委員会に提出いたしました文化観光国際部関係資料について、ご説明申し上げます。

お手元の観光生活建設委員会提出資料の2ページをお開きください。

補助金の内示について、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町及び直接・間接の補助事業者に対し内示を行った補助金につきまして、令和5年6月から8月までの実績を記載しております。今回は、間接補助金で長崎県文化芸術活動ブラッシュアップ事業補助金の1件でございます。

次に、3ページをお開きください。

令和5年6月から8月の1,000万円以上の契約状況一覧表は、記載のとおりでございます。

次に、4ページをお開きください。

令和5年6月から8月の期間に行われた陳情・要望に対する対応状況について、44ページまでに記載しております。

次に、45ページをお開きください。

附属機関等の会議結果について、令和5年6月から8月までの実績としまして、第1回観光審議会が開催され、その概要を46ページまでに記載しております。

以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川委員長】以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【坂本委員】この資料の27ページにあります島原市から要望書が出ている分です。産業振興への支援についてという中の4番、県の対応ということで、「九州オルレ・島原コース」について、島原コースに限らず、県内の九州オルレというのが、今ちょっと下火というのはおかしいですけど、どうなのかなと。私は、島原コースに一部参加したことがあるんですけども、参加した時の感想は、普賢岳を眼前に見ながら、島原のジオパークの事務局の皆さんから案内を

受けたんですけれども、健康的にも、今、長崎県は健康づくりを推進しておりますけれども、そういうものにも資するのではないかと、非常にいい九州オルレのコースじゃないかと思ったんですけれども、県内各市町で今3か所ですか、されていると思うんですけれども、そこら辺の参加の状況といいますか、現状についてちょっとお尋ねします。

【高橋国際観光振興室長】九州オルレにつきましては、ただいま委員からもございましたとおり、県内では現在3コースございます。南島原コース、それから島原コース、また松浦・福島コースでございます。

県内の各コースの利用者数ということで申しますと、これまで、南島原コースでは平成27年度からコースが開始されておりますけれども、合計で2万5,155人の方の利用者がいらっしゃいます。また、島原コースにつきましては、令和元年度から開始しておりますけれども、こちらは1万7,696人の方が現在までに利用いただいております。また、松浦・福島コースにつきましては、令和4年度から新しくコースが認定されているものでございますけれども、こちらは1,334人の方が現在までに利用いただいているということでございます。

各コースの訪問者の実績というところで、各県との比較ということで申し上げますと、令和4年度の部分が各県と比較できる数字になっておりまして、これで申しますと、長崎県は全体で5,850人の方が利用いただいております、これは福岡県に次いで2番目の利用者数ということになっております。

今後も、この九州オルレにつきましては、特に韓国の済州オルレを参考にしつつつくったものでございますけれども、そういったインバウン

ドの方に対して訴求できる部分があるというふうに考えておりますので、九州オルレを推進している九州観光機構とも、また各市町とも連携をいたしまして、引き続き推進を図っていきたいと考えております。

【坂本委員】九州各県との比較でも、令和4年度5,850人で福岡に次いで2番目ということで、そういう意味でいけば、最近少し下火になっているかなという感じがしたんですけれども、結構参加の方も多いということで認識をいたしました。

ただ、私がなぜ下火と思ったかということ、なかなか宣伝物で見る機会がないかなという感じもしています。これは先ほど申し上げましたように、県が推進する健康づくりにも非常にいい、いわゆるトレッキングまではいかないかもしれないですけれども、トレッキングとウォーキングの間ぐらいで非常にいいコースを設定されているんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ今後も、これは今、県内3か所で、今後も取組を強めていただきたいと思います。これは県内で島原、南島原、松浦・福島という3コースで、前は平戸にもたしかあったんじゃないかと思っておりますけれども、平戸はコースとしてなくなったという理解でいいんですか。

それとも、平戸の代わりに松浦・福島というのができたのか。県内で3か所に限定しているわけじゃないと思いますので、ぜひ広げていただきたいと思いますと思うんですが、平戸がないという経過はどういうことだったのですか。

【高橋国際観光振興室長】平戸コースにつきましては、令和2年度に平戸市側の意向によりまして閉鎖ということになっております。ただ、ほかの市町も含めまして、九州オルレのコースを新しくつくりたいというような意向がござい

ましたら、そこはしっかり県としても連携をいたしまして、引き続き新たなコースの造成ということも図っていきたいと考えております。

【坂本委員】わかりました。各市町とも連携をして、インバウンド対策も含めて、県内でのオルレのコースの拡大、ぜひよろしく願いいたします。

次に、29ページです。高速船・フェリーの利用需要の喚起のための航路を活用した周遊観光振興施策の大規模かつ長期的な実施ということで、県の対応として、熊本県と連携して熊本と島原半島、いわゆる有明海を通るフェリーを活用した商品の造成支援ということで、広域観光ルートの構築を支援しているということでありますがけれども、これはいわゆる県内の周遊ですね、例えば有明フェリーで長洲から多比良に渡った後の県内での広域的な観光ルートの構築ということになるかと思っておりますけれども、具体的にどういった支援を当該の各市町と連携してやっているのか、そこら辺についてお伺いいたします。

【長野観光振興課長】お尋ねの島原半島の連携のお話ですけれども、具体的に九州の中で長崎・熊本・大分という形で連携事業をやっております。

これは九州新幹線鹿児島ルート全線開通に伴ってこういった取組を始めようということで、いわゆる横軸連携ということで始めたものですがけれども、そういった動きの中で令和5年度については首都圏をターゲットにした旅行商品の造成であったり、令和4年度は関西圏を中心にやってきたという経過がございます。そういった旅行商品の造成に加えまして、地元の島原鉄道におきましても、フェリーをご利用いただいた方に対して、鉄道やバスのフリー切符、こう

いったものをつくって周遊を促していくといったような取組をやっているところでございます。

現在、西九州新幹線開業1年ということで、先ほど部長説明の中にも記載させていただきましたけれども、こういった島原半島の取組だけではなくて、新幹線の効果も使いながら、JRとも連携した様々な切符の造成や、周遊というのを意識しながら、二次交通の活用というものに取り組みでまいりたいと考えております。

【坂本委員】わかりました。熊本・大分と連携した横軸ということで、さらに新幹線と連動するということだろうと思います。

ぜひ、特に有明フェリーは長崎県と熊本県が出資をしている一部事務組合という運営になっておりますので、その経営にも資することじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ちなみに、こういった支援をする時に、県として幾らか財政的に支援しているということもあるんでしょうか。例えばチラシを作るとか、そういったところについて支援するというふうな財政的な支援というのはあるんですか。

【長野観光振興課長】横軸の連携においては、長崎、熊本、大分で負担金を出し合いまして、それを旅行代理店等にプロモーション経費としてお出しして旅行商品の造成を行ったりというケースはございます。

先ほどの西九州新幹線の話になりますと、開業1周年ということで、これは需要を一定程度維持していこうという趣旨から、JR九州と本県でお金を出し合いながら、切符の造成やプロモーションに取り組んでおります。一般的にはそういった手法で商品をつくっていただくことをやっております。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【松本委員】では、質問させていただきます。

部長説明資料の追加1に令和4年度の観光客延べ数が記載されております。アフターコロナということで、対前年比29.5%増の2,489万人ということで、新型コロナウイルス感染拡大の影響により低迷していた観光需要の回復に向かっているということでございます。

その中で、特にインバウンドについてでございます。令和4年10月には大幅に水際対策が緩和されたことから、外国人延べ宿泊者数は対前年比52.9%増の11万4,000人ということで、かなり追い風、これは為替の関係もあると思います。

その中で、国際便について確認をさせていただきます。最近、佐賀県がLCCを就航させたという話を聞きました。現状、どのように把握されているのか、まず状況についてお尋ねいたします。

【高橋国際観光振興室長】佐賀空港につきましては、今月8日からティーウェイ航空が週3便の運航を開始しております。航空会社が様々な取組をしておりますして、別途、燃油サーチャージ料等は必要となりますけれども、片道最低2,500円というような取組を実施しているほか、佐賀空港全体につきましても、同空港の国際線を利用する2名以上のグループ旅行に対して、一人片道1,000円などの助成や、無料駐車スペースを完備するなどの取組を実施しているものと承知をしております。

【松本委員】本県は、ソウル便が今就航してない状況の中で、恐らく佐賀県としては、このタ

イミングで韓国ソウルに対して営業をかけて、破格の片道2,500円、9月8日から週3回、駐車場も無料、グループ旅行支援と、かなり手厚い支援をしているというのは、やはり今後大きな脅威になると思います。長崎空港を利用せずに、佐賀空港、そして恐らく福岡からの集客もにらんでの、コロナ回復を待っての取組だと思いません。

こういった状況に対し、コロナが緩和されたことで、日本中でインバウンドに対しての呼び込み、営業がかかっていると思いますが、それでは本県の国際線に関しての現状と今後の見通しについてお尋ねいたします。

【高橋国際観光振興室長】まず、コロナ前に長崎空港に就航しておりました定期便についてご説明をさせていただきますと、まず、長崎～上海線と長崎～香港線の2つの定期便がございました。こちらが新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、それぞれ令和2年から運休となっておりまして、令和5年10月28日まで運休の予定となっております。

こちらの運航再開につきまして、空港カウンターや航空機誘導等を行うグランドハンドリングの人員不足ということが課題となっております。

県としては一日も早い国際線の再開に向けて、航空会社やグランドハンドリング事業者、国の空港事務所、空港関係者などと連携をいたしまして、協議・検討を進めてまいりました。その結果、令和5年10月末からの定期便の一部再開に向けての受入態勢が調整可能な見通しをございまして、具体的にはグランドハンドリングの負荷が少ない上海線の再開に向けて、現在、再開日程等につきましても、航空会社側で調整を進めているというところでございます。

具体的な再開日程が決まり次第、県としても路線の搭乗率向上に向けた旅行会社に対する助成ですとか、それから路線のプロモーションを行ってまいりまして、他空港に後れをとらないよう路線の利用促進に努めてまいります。

【松本委員】もう既に佐賀県に対しては後れをとっている状況で、前も質問しましたけれども、ハンドリング、要するにスタッフが足りないという理由はかねてから答弁で聞いております。

しかし、その状況の中でも、佐賀県は踏み込んだ財政支援をして集客に当たっている。要するに、そこで今、ここの状況でもう競争に遅れた状態だと、後から取り戻すというのはかなり難しくなると思うんですね。実際、ソウル便もかつて就航していたのもうなくなっちゃったと、チャーター便も今、当然できない状況の中で、まずは、この競争に負けられないようにしっかりと10月末の定期便を、そして10月末の上海便に対してほかとの競争の中で勝てるのかと、選んでいただけるのかと。この定期便が10月末就航した時に搭乗率が下がれば、さらに便数を増やすことはもうほぼ難しくなりますから、いかに10月末のスタートが大事になってくるか。

それと、ハンドリングの人員が足りなければ、やはり予算を増やしてでも、処遇改善をしてでも、ここでしっかり先手を打っておかないと、後手後手になるんじゃないかという危惧をしております。これは、今、インバウンドが上がっているのはクルーズ船の影響に大分助けられているところもありますので、やはり長崎空港をしっかり稼働していくためにも、ここで今まで以上の踏み込んだ戦略とか、また予算計上というのも必要になってくると思うんですが、県としての考え方を部長にお尋ねいたします。

【前川文化観光国際部長】委員ご指摘のとおり、

高まってまいりましたインバウンドの需要を、今後しっかり取り込んでいくためには、国際定期便の再開、そして新規路線の就航というのが非常に重要であると思っております。

先ほど、国際観光振興室長が答弁申し上げましたとおり、現在、定期便の再開、新規路線の就航につきましては、最大の課題はグランドハンドリングの人員の確保というところでございます。ここにつきましては、グランドハンドリングの事業者であったり、あるいは保安関係の事業者、そして航空会社、国の空港事務所、そして空港ビルディング、関係機関としっかりと協議を重ねまして、採用活動等への支援等の検討も含めまして、一刻も早い受入態勢の整備、そして、定期便の再開、新規路線の就航が実現できますように、最大限の努力を行ってまいりたいと考えております。

【松本委員】定期便になると、常に乗せていかなきゃいけないというのはあると思うんですけども、チャーター便であればハードルもちょっと下がってくると思うんですね。だから、ソウルとか、過去実績のある台湾とか、そういったところへのチャーター便の需要も、恐らく今ちょうど波に乗るところだと思うので、これから営業をかけて、ぜひとも、まずはチャーター便からでも構いませんので、就航便数を増やしていったら、それと同時に先ほどおっしゃいましたハンドリング、人がいないと幾ら便数を増やしても対応できませんから、そちらに関しても、現場は、他県では処遇改善されている県があるそうです。もちろん処遇がいいところに人が集まりますから、そこはやはり投資してでも人材確保の方を急いで取り組んでいかないと、人がいないからできませんという答弁を続けても、結局他県に後れをとってしまいますので、ぜひ

早急に戦略を立てていただきたいと思います。

次に、延べ宿泊者数も42.1%増の632万人ということで増加しておりますが、前回は質問しましたが、受入体制というのが、この反動で宿泊業界も人手不足があるというふうに伺っております。

そこで、先ほどの部長説明資料の中の4ページに、6月補正で承認させていただきました県内宿泊事業者の生産性向上や省力化等の取組に対する設備の導入を支援する宿泊施設の生産性向上支援事業補助金ですが、116件応募があったとありますが、予算額はかなり大きかったと思います。予算の執行状況、どれくらいの予算の中で今どれくらい使われているのか、現状をお尋ねいたします。

【長野観光振興課長】お尋ねの生産性向上の補助金でございます。現在、2回目の募集を行っていきまして、その締切りを迎えているところでございますけれども、まず、1回目の公募を6月から行いまして、申請は116件で、採択は先ほど申し上げたように110件を採択しています。金額にしまして1億8,000万円、予算額としましては、全体が2億9,000万円補助金としての予算を用意しておりますので、全体の執行としては大体6割というような状況でございます。

現在、2回目の募集の申請の関係ですけれども、申請においては今25件、3,200万円の応募がございまして、執行残としましては、現在、7,900万円という状況でございます。

【松本委員】7,900万円執行残があるということで、もう10月になっていきますので、やはり補正で上げていきますから、今年度中にしっかりと使い切っていただかないといけませんし、もう一巡していると思うんですね。その中でまだ周知が足りてないところがあると思いますし、

もう9月19日で2回目の募集も終わっていますから、3回目の募集をどうするのかというところと、また25件追加が申請されて、まだ未精査ということでございますので、その執行を急ぐという、今後の流れについてはどのように考えていらっしゃいますか。

【長野観光振興課長】今回の生産性向上の予算につきましては、人材不足への対応として省力化への取組というのを目的にしております。現在、宿泊事業者においても採用が厳しい状況にございますので、やはりこういった省力化を積極的に進めていただきたいと思いますという思いでつくった制度でございます。3回目の募集につきましては速やかに開始したいと考えておりますし、個別に現在申請が上がってないところとか、かつて省エネといった補助金もやっておりますので、そういった事業者のうち、今回申請していただけないようなところについては、直接お知らせをしながら周知をして、積極的な活用を促してまいりたいと考えております。

【松本委員】せっかくの補助金ですので、残さないように周知をしていただきたいと思います。

続きまして7ページのBリーグの開幕についての部分です。

今シーズンから長崎ヴェルカがB1に昇格したということで、10月8日に長崎県立総合体育館にて、昨シーズンB1準優勝の強豪「千葉ジェッツ」との開幕戦を迎えますという記載がございまして。

大変バスケットボールも盛り上がり、一定、先日も男子バスケのワールドカップで日本のオリンピックへの出場が決まりましたし、昨日報道であるとおり、長崎ヴェルカに馬場雄大選手が加入したということも全国版のニュースで報道されてございまして、ますますこのバスケット

の過熱があるということは、本県で期待されるのは、やはり大きな経済効果がB2からB1になることによってあるのではないかと思います、それをどのように見ているのか、お尋ねいたします。

【江口スポーツ振興課長】昨シーズンB2でございましたけれども、長崎ヴェルカのホームゲームにおきます来場者数は、1試合平均で1,958人と、B2で14チームあるんですけれども、その中でトップという結果でございました。今回、B1に上がりますけれども、国内最高峰のB1リーグということで、県内はもちろん、アウェー客、県外からもお客さんが増えることが見込まれますので、ホームゲームの開催による経済効果は、昨シーズンにも増して大きくなるものと考えております。

例えば、昨年、B2のレギュラーシーズンを通した長崎ヴェルカのホームゲームの年間での来場者数は5万8,741人という結果でしたけれども、長崎ヴェルカでは、今シーズンB1でのレギュラーシーズンでは約2倍に相当します11万5,000人の年間来場者数を目標として掲げていらっしゃいます。これに比例しまして、経済効果も倍増するものと見込むことができるのではないかと考えております。

【松本委員】先ほど答弁がありましたとおり、年間来場者数がB2の時は5万8,741人だったのに対して、B1の目標値が11万5,000人と倍近くに上げていらっしゃるということで、もちろんチケットの購入者数も増えるんでしょうけれども、これは民間の事業といえども、やはり県民応援を県としても盛り上げていく支援が今後必要になってくると思いますし、それによってさらなる経済効果も期待できると思います。県としては、どのようなことを支援と

して考えているのか、お尋ねします。

【江口スポーツ振興課長】長崎ヴェルカへの支援につきましては、これまで集客につながるような支援であったり、試合の盛り上げにつながるように県民応援フェアを開催いたしまして、県民招待でありますとか、体験コーナーを提供したりなどといった取組のほか、県民の皆さんで応援していただけるよう全世帯広報誌、それから新聞、テレビ、ラジオなど、各種広報媒体を活用しまして、試合日程のお知らせやチーム情報の発信などを県としても積極的に行ってまいりました。

B3リーグに参入してわずか2シーズンでのB1昇格ということで、ファンやブースターにとって大変誇らしいことでもありますし、また、この2年間の活躍で長崎ヴェルカの存在は県民に浸透してきていると思います。

それから、委員からもご紹介がありましたように、昨日の大きなニュースもありまして、県内バスケット熱がさらに高まるのではないかと考えております。

こうした長崎ヴェルカの活躍は、県民の郷土愛や一体感の醸成だけでなく、地域の活性化にも大きく寄与するものと考えられますので、県としましても、引き続き県民応援フェアの開催など、より多くの県民の皆様が試合会場に足を運んでいただけるような支援に努めてまいりたいと考えております。

【松本委員】ぜひともお願いしたいと思います。大石知事も、試合の観戦に行かれて応援もしていらっしゃいますし、ごう委員もよく試合を見に行かれて支援をしていらっしゃる姿を伺っております。

2年間でB1に上がるというのは、なかなか簡単なことではないらしくて、やはりそれだけ企

業努力というか、選手も周りのスポンサーの方も支援をして達成されたことだと思います。

しかし、ここでB1に上がったところから、さらに壁は厚くなりますから、そういったところを県民で盛り上げていく、応援していく姿勢は、今だからこそ特に、盛り上がっているバスケットも上がっている時だからこそ重要な時期だと思いますので、引き続きお願い申し上げまして、質問を終わります。

【清川委員長】ほかに質問はございませんか。

【川崎委員】先ほど松本委員もお尋ねになりました宿泊施設の生産性向上支援事業補助金についてお尋ねをいたします。

まず、採択された110件の分析結果を教えてください。部屋数の規模や導入設備機材の種類、補助額等、主だったところで結構です。でお知らせいただきたいと思います。

【長野観光振興課長】お尋ねの生産性向上支援事業補助金の申請の中身についてでございます。

まず、どういったものが申請が多かったのかといいますと、やはり省力化といったところで清掃のロボットとか、あとは調理の機器です。これをいかに効果的にやっていくかという部分で、小規模のところは調理の省力化を図れるようなもの、あるいは一番窓口にあるチェックインシステムといったようなところの申請が多かったという状況でございます。

今回、規模別にいろいろ補助金については上限額を設けながらやってきたところでございますけれども、これを客室数別で見えていきますと、110件の内訳として、採択されたものとしましては、10室以下の小規模の施設では40件、10室から29室の施設になりますと30件、それ以上の大規模なものになりますと40件と、全体的に規模別に見ますと満遍なく申請もいただい

りますし、採択も今現在できたというような状況でございます。

ただ、執行額、先ほど松本委員にも答弁させていただきましてけれども、やはり6割にとどまっています。申請件数につきましては、おおむね我々の想定した件数に近いところがきているんですけども、一件一件の申請金額が少し小規模だったのかなと思っております。皆さん、いろんな工夫をしながら上げていただいているものを、我々も一つ一つ効果を見ながら採択しているといった状況でございます。現在の1回目の申請につきましては、おおむねそういった状況でございます。

【川崎委員】詳しくありがとうございます。先ほど執行残の話もありました、第3回の募集も速やかに行いますということであります。

補助額も想定より小規模の部分もあったというお話もありましたが、要は効果的にこの補助制度を活用するということを考えますと、導入実績のある施設がどんな機材を導入して、どうDXを推進したのかという成功事例、こういうことによってこの補助が大きく生きてきますよと、そういうところがよりわかるように皆様に伝えることによって、自分はこのことを採用すれば、取り組めばもっと省力化につながるんだなということがつながってくると思うんですね。そういった成功事例もお示ししてあげる、こういったことも大事かと思いますが、いかがでしょうか。

【長野観光振興課長】委員がおっしゃるとおり、やはり成功事例を示すことで具体的にイメージがわくものというふうには考えております。

ただ、今回申請いただいた事業は、まさに今導入を始めているといったところでございますので、やはりその実行の中で想定どおりうまく



いくものだけでなく、中にはうまくいかないものもあるかと思えます。今回の申請の事例に関しましては、少し時間を置いて、しっかり結果をフィードバックできればいいかなというふうに思っております。

では、残りの4割の方々に対する内容の周知と申しますか、そういった働きかけでございますけれども、簡単でございますが、Q&Aにも事例については紹介させていただいている状況がございます。ただ、今回、メール等、あるいは一つ一つの連絡の中でこういったものを取り組めますよというのは口頭で伝えたり、メールの本文に少し書かせていただくとかという形で、イメージがわくような形のことは工夫していきたいと思っております。

【川崎委員】ぜひ、そこは県の事例でもいいと思えますし、どこまでできるかわかりませんが、メーカーさんがこういった使い方、今こういうふうに変革につながりましたよというような事例があれば、積極的にプッシュ型でもお知らせしてあげるとまた違うと思えますので、ぜひよろしく願いいたします。

人材不足という点での取組でありましたが、逆に確保するためにお尋ねいたしますけれども、産業の柱である観光宿泊業をさらに活性化するために人材確保が重大な課題となっております。人材確保に当たっては観光宿泊業界の魅力を就職希望者に十分伝えることも大事だというふうに考えています。

県は、昨年度ですか、パンフレットを作成して各所にお配りされ、リクルート活動も取り組んでおられると思えますけれども、動画というものも非常に有効だと思います。

そして、今から就職をしようと考えているご本人に加えて、進路指導の先生とか保護者、そ

ういった皆様にもしっかりと観光宿泊業の魅力をお伝えすることも非常に大事かと思っておりますが、どう進められるかお尋ねいたします。

【長野観光振興課長】お尋ねの、今からの将来を担う人材ということで、私どもも、先ほど委員からお話ございましたようにパンフレットや動画の作成というのは行っているところでございます。その中で、「ミライ☆ニナイ」塾ということで、年間5回程度、大体2か所で宿泊業に興味がある方にご参加いただくという形でセミナーみたいなものを開いて、宿泊業に対する興味・関心を高めていただいて、就職していただきたいという思いでやっているところでございます。

この関連で先ほどのパンフレットや動画も制作しているという状況でございますので、セミナーに参加していただいている方には直接訴えることができると思っております。進路指導の先生や保護者にも訴えるということに関しましては、どういった形でできるのかというのは、今後考えていきたいというふうには思っています。

あとは、先ほどの動画ですけれども、もうちょっと見ていただくような形が必要かなと思っておりますし、潜在的な層にも届けるには非常に有効な手段だと思っておりますので、県のデジタルコーディネーターにも相談しながら、どうやったら訴求できるのかというのは工夫してまいりますと考えております。

【川崎委員】ぜひ積極的に取り組みいただきたいと思えます。

やはり観光業、人と接する、そういったところが基本にある中で、触れ合いによってその地域の魅力を感じ、いい思い出をつくったなという、またリピートにつながる、観光にとっては大事なポイントだと思っております。そういっ

た喜びといいますか、働く側にとってはそういった喜びを、こういったことが魅力なんだよということを伝えてあげる、そういったところを推し進めていただければと思っています。

そこで、今、県内企業と地元の学生さんをマッチングさせる面談会というのが開催をされておりますが、ぜひこの観光業界に特化した面談会も開催を検討してみてもどうかと思いますが、いかがでしょうか。

【長野観光振興課長】現在、観光業界に特化した形で観光サイドからマッチング会というのは実際やっていないという状況でございます。宿泊業の団体と意見交換もさせていただいております。通常の新規採用を行うようなマッチング会、いわゆる就職セミナーみたいなものにも参加はされているというふうにはお聞きしますが、お聞きいたしますと、そういったところへの出展も少ないというところは実情としてお聞きしております。

私たちからもそういったマッチング会ですとか、就職相談会といったようなところの会については労働サイドとかでやっている部分についても、情報についてはお流ししているところでございますけれども、できるだけ今あるところにまずは参加していただきたいなと思っています。なぜそこに参加できないのか、足踏みしている部分については、少し丁寧にお聞きしまして、そういった場面にまずは出ていただくということをやっていければというふうに考えております。

【川崎委員】恐らく開催を企画して、そこに参画をする宿泊施設の方がどれだけいるかといいますと、恐らく小規模な施設になったら、いわゆる社長さん自らがオペレーションに回っているみたいなのところもいっぱいある中に、そうい

った開催を企画しつつも、そこに参画できないというのは、つまり忙しいからできないというのは結構ある話だと思っていて、人事担当の人がいらっしゃるような大規模施設だったら、それは参画できるんでしょうけれども、まさしくそういったところが実態だと思うんですね。だから、そこをどうサポートするかということに少しお手伝い、工夫をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、国内の人材のことを主に触れましたが、今度は海外の人材の活用についてお尋ねいたします。今、国内人材ではなかなか厳しいと、不足をしているということと、さらにインバウンド獲得に向けて海外人材の活用も非常に大事となつてまいりますが、現在、外国人材の雇用状況はいかがでしょうか。

【長野観光振興課長】現在、県内の宿泊施設での従業員について聞き取りを行っております。その中で、令和4年4月1日現在で全従業員数、これはパート、アルバイトも含めますけれども、約1万人の従業員の方がいらっしゃるというふうに調査では出ております。そのうち外国人の方につきましては約240人の方、全体としまして約2.4%程度の雇用の状況というふうに把握をしているところでございます。

【川崎委員】施設に行くと、時々、海外の方だと見える方がおられて、大分増えてきたなという感じはありますが、まだ2.4%ということであれば、さらに活用も促進してほしいんですけども、この活用にあたっての課題はどういったものがあるかお尋ねいたします。

【長野観光振興課長】事業者ごとに当然事情は異なつてまいるかとは思いますが、意見交換の中で出てきた声としましては、どうしても従業員同士の言葉の壁であったり文化の違いという

ことでの抵抗感というのは、やはりお感じになられるというふうにはお聞きしています。

ただ、外国人の方を雇用する際の手続きというものがどうしても施設が単独で行うは非常に厳しいと。あるいは費用がかかるといったようなところ、一番多いのは、やはり何から始めていいのかわからないといった状況もあるというふうにはお聞きしているところでございます。

【川崎委員】おっしゃるとおりだと思います。私もそういう意見を伺っていきまして、やはり取り組むに当たって理解を深めていく、どうすればそれが実現できるかといった勉強会、セミナー、そういったものを開催しながら進めていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

【長野観光振興課長】外国人の方を受け入れていくということに関しましては、先ほど申し上げたように不安や抵抗があるということがございます。

ただ、そのセミナーに関しましては、外国人を雇用するという全体的なところでいきますと産業労働部の方でもセミナーを行っているというふうに把握しておりまして、それに関しましては私どもの方からも案内、周知を行っているという状況でございます。

やはり受入体制を整えていくということは必要でございますので、今後もこういったセミナーの活用や情報収集については積極的にやっていきたいと思っておりますし、そういったものを宿泊事業者の皆様にも広く周知してまいりたいというふうに考えております。

【川崎委員】次に、理解を深めて取り組むということが、やろうという方々からの意見であります。例えば技能実習や特定技能、こういった皆様方を活用していかうとした場合に、関係する団体の管理コストが発生すると、日常発生

をするというところが利用に二の足を踏む原因の一つというご指摘もありました。ここに適切な支援があれば環境も変わってくると考えますが、見解を伺います。

【長野観光振興課長】外国人の方を受け入れるに当たってのコストへの支援ということでのお尋ねでございます。

ご承知のとおり様々な形態がございます。技能実習という形だったり、特定技能という形をとったりと、あるいはインターンシップということで少し勉強していただくという形態もございます。それにはそれぞれ費用といったものはかかってくるところでございますけれども、やはり基本的なところでいきますと、これを継続的にやっていくという形になりますと、やはりベースは経営の中で見ていただきたいというところは当然でございます。

ただ、まだ先ほどの課題もございます。どうやっていいのかわからないとか、そういったものもございますので、そういった費用の中でも、特にこれをクリアすることで自走が可能なものというのはどういったところにあるのかというのは、現在も宿泊関係団体ともそういった仕組みの構築に向けて議論を進めているところでございますので、そういったものに関しましてはしっかりお伺いしながら検討していきたいというふうに思っています。

【川崎委員】今ある既存の関係団体を活用していけば、恐らく一般的に言う価格ということももうずっと維持されるというか、低くなることは難しいと。それを少し宿泊関係に特化した形の関係団体、そういったところで少し効率化を図っていくことでコストを抑えるということも、他県には事例もあるように伺っておりますので、ぜひそういったことは関係団体の皆さんと意見

交換を進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、県美術館のことについてお尋ねいたします。

来館用の駐車場のことでありますが、県美術館には来館用駐車場が十分には確保できておりません。そこで、周辺のクレインハーバービルの駐車場と常盤北駐車場と提携をしておられます。詳しく伺えば、常盤北駐車場は、長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例に基づいて、敷地内に附置した駐車場と位置づけているということを説明していただいております。県美術館の敷地ではないものの、必要不可欠な義務づけられた美術館の駐車場となっています。にもかかわらず、常盤北駐車場は舗装もされておらず、雑草も伸び放題、道路に接続する階段も工事現場の仮設階段のようであり、かつ設置箇所は降雨時には水たまりもできる、そのような状況でありました。まさに今から文化芸術に触れ、楽しもうとする矢先に非常に幻滅をしてしまう次第であります。美術館へいざなう提携駐車場としてふさわしい管理のあり方、所管と協議をして改善を図っていただきたいと思いますが、ご見解を伺います。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】長崎県美術館の駐車場につきましては、長崎市の条例に基づきまして、土木部が所管する常盤駐車場の北側に駐車場を確保しております。

委員からご指摘がございました雑草や水たまりにつきましては、現地の状況を確認し、駐車場を所管する土木部と情報共有いたしております。

県営常盤駐車場につきましては、美術館はもとより、長崎水辺の森公園等の近隣施設を利用される方の駐車場にもなっておりますことから、

利用者の皆様の利便性や快適性を向上するために駐車場を所管する土木部と協議をしてみたいと考えております。

【川崎委員】草は、刈っても、また伸びます。適切な管理を日々やっていくということが大事です。美術館の駐車場という位置づけをしっかりと認識の上、管理徹底をお願いしたいと思っております。

最後に、アドベンチャーツーリズムについてお尋ねいたします。アドベンチャートラベル・ワールドサミットにご参加をされたという報告もいただきました。本県の取組と成果はどうだったかお尋ねいたします。

【高橋国際観光振興室長】令和5年9月11日から4日間にわたって開催されましたアドベンチャートラベル・ワールドサミットにつきましては、九州観光機構や平戸市等と連携いたしましてブースを出展し、県内4地域のアドベンチャーツーリズム(AT)コースの魅力を発信してまいりました。

本サミットへの参加につきましては、情報発信と併せまして、世界各国から参加している約800名のATTAの会員、それから国、県、市のAT関係者とのネットワークを構築する、こういったことを目的としておりまして、開催期間中にはATを専門とする旅行会社やランドオペレーターのほか、海外メディア、JNTO、国の関係機関など、合計53名のAT関係者とつながることができました。こうしたつながりをきっかけに、今後、本県のAT情報を随時発信するなど、しっかりとフォローアップを行うことでネットワークを強化してまいります。

また、サミット開催に併せまして、AT商品を取り扱っているイギリス及びイタリアの旅行会社を本県へ招聘いたしまして、平戸のATコース

などを視察していただきました。

平戸のATコースにつきましては、古くから南蛮貿易の開港場として栄えた歴史をたどるまち歩きですとか、生月島の雄大な自然の中でのサイクリングのほか、平戸城内のレストランにおける平戸牛をはじめとする地元食材を活用した食事などに高い評価をいただきました。その結果、旅行会社から商品化に向けて検討するといった旨の発言をいただくなど、本県の誘客に向けて大きな成果があったものというふうに考えております。引き続き、県内のAT情報の発信と商品化に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

【清川委員長】ほかに質問はございませんか。

【ごう委員】私から1点だけ、障害者スポーツのことでお尋ねしてもよろしいでしょうか。

今回、先ほど松本委員の質問にもありましたように、長崎ヴェルカがB1に昇格をいたしました。本当にこれは喜ばしいことで、県内のバスケットボール、そしてまた、障害者のバスケットボールの方々にとってもすごく大きな出来事だと思っております。

昨年、実は車いすバスケットボール日本代表の鳥海連志さんを長崎ヴェルカの伊藤拓摩社長におつなぎをいたしまして、ヴェルカのゲームの中で、まず昨年の秋にスピーチをしてもらうことができました。そして、そのことがきっかけとなって、本年2月4日と5日にヴェルカの諫早でのホームゲームの試合の際にエキシビジョンマッチとして長崎サンライズとパラ神奈川の車いすバスケットの試合が実現をしたという経緯があります。このことは、スポーツコミッションの誘致事業ということで少し助成をいただいで開催が実現したと伺っております。

そこでお尋ねですが、来年はパリオリンピッ

ク、そしてパリパラリンピックがあって、そこに向かって非常に機運が高まってきていると思うんですが、また、今年の2月にこういったヴェルカのゲームの前に障害者のスポーツのゲームを楽しむことができたということが実現しておりますが、このようなことを計画されている予定というのはありますでしょうか。

【江口スポーツ振興課長】委員からもご紹介いただきましたけれども、今年の2月4日、これは実は県民応援フェアという形でさせていただきます、ご紹介いただいたエキシビジョンマッチもその一つとしていたしました。

スポーツコミッションの方からも鳥海選手を含むパラ神奈川SCの合宿をしていただくということで、旅費の負担なども一部させていただいております。

こういった形で去年、委員のお口添えもありまして、こういったすばらしい事業ができたと思っております。

今年については、具体的に今あるかというお尋ねでございますが、今のところはございませんけれども、またこういったお話があれば、ぜひ積極的にもちろん取り組んでまいりたいと考えております。

【ごう委員】ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。これはバスケットだけでなく、やはりV・ファーレン長崎もありますし、こういったプロスポーツの2つを中心として、それと障害者スポーツを合わせていくということは、非常に意義のあることだと思っておりますので、ぜひ実現をしていただきたいと思いません。

それから、1点、これはパラスポーツの方々からお声を聞いたんですけれども、なかなか健常者のスポーツとパラのスポーツというのをど

うしても分けて考えられているところがあるので、パラスポーツで何かイベントごとをやると思った時に、なかなかご支援がいただきにくい。県の助成が予算的なものとかがどうしてもつきにくいというようなお声があるんですが、現状として、健常者のスポーツとパラのスポーツを分けて考えているということなんでしょうか。

【江口スポーツ振興課長】実は、パラスポーツといいですか、障害者スポーツの所管については県の障害福祉課の方でされております。私たちが取り組んでいるのは、スポーツツーリズムという観点で取り組んでおまして、去年の鳥海選手、パラ神奈川SCについては、合宿に来ていただくということで、その部分については障害者であろうと健常者であろうと分け隔てなく、スポーツツーリズムに資するような取組については取り組んでまいりたいと考えております。

【ごう委員】やはり今までがどうしても障害者スポーツは障害福祉課が担当だということもあって、もしかしたらなかなか連携がとれてなかったのかもしれないので、今後は、せっかくこうやってパラスポーツも盛り上がってきておりますので、障害福祉課とスポーツの部門とがしっかりと連携をとって、もっといろんな大会が誘致できたり、合宿が実施できたりするようにご検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。要望にかえておきます。

【清川委員長】ほかにご質問はないでしょうか。

【中村(泰)委員】お疲れさまでございます。

私からは、観光振興課にまずはお尋ねさせていただきます。

平和を資源とした国内外の観光戦略でございます。再来年、2025年が被爆80年となります。

ロシアによるウクライナ侵攻など、世界の情勢が不安定な中、平和に対して伝えることの意味が変わり、また、平和や被爆の実相について伝えていくことが求められていると私は思っております。

また、コロナ対応も大きく変わり、国内外からのお客様も多く長崎にいらっしゃっています。そのような中、日ごろからボランティアガイドなどで平和活動を行っている友人から、平和を資源とした観光戦略を積極的に県としても進めていくべきではないかという意見を受けました。

被爆者の方は、これまでボランティアとして被爆体験を伝えてこられたわけですがけれども、今後、語り部の皆様が被爆2世、3世と引き継がれていく流れにおいて、無理なく続けていくには、ボランティアでなく、もっと稼がないといけない。そして、平和を資源として多くの方にもっと来ていただけるのではないかと考えておられる被爆者の方もいらっしゃるそうです。

つまり、平和の発信が観光に寄与して、また、経済活性化につながることで、長崎から平和を発信することを継続することになると思っております。少しかたい話をさせていただきましたけれども、そこでお尋ねいたします。

平和を資源とした国内外の観光戦略について、まずはお尋ねいたします。

【長野観光振興課長】ご承知のとおり、長崎と言えば原爆をはじめとする平和の学習の場でもございますので、修学旅行を中心に、我々も積極的に誘客活動をしてきたというようなところもございます。これからも、やはり平和というのは一つのコンテンツ、一つの素材であるというふうには認識しております。

単に資料館とか、そういったものを見ていただくというだけではなくて、体験であったり、

実際に学ぶという場というのは必要だと思っておりますので、そういった意味では地元のガイドの方とも連携しながら、しっかりとコンテンツづくりには努めてまいりたいと考えております。

【中村(泰)委員】 修学旅行とか、学ぶというところのご答弁だったんですけども、国内外ということで、海外に対しての戦略についてはいかがでしょうか。

【高橋国際観光振興室長】 国外ということについてですが、平和ということでの長崎の認知度というのは、これは欧米豪の方々に対して非常に高い認知度ということになっておりまして、やはり「平和」という一つのキーワードから長崎、あとは広島も同じですけども、これは国際的な認知度は高い。ただ、旅行先としてはなかなか認知度というか、そういった認知は低いというようなところがあります。

一方、もともとある認知度をしっかり活用していくということは非常に重要なことかなと考えておりまして、やはり先ほど観光振興課長からもご答弁申し上げましたとおり、一つの観光の素材として活用できるかなと考えておりまして、特に、海外の人に対してPRする時に、やはり地元のガイドとも連携をする必要があるというふうに考えておりますので、そういった取組を通じて「平和」ということを一つのキーワードとした国外へのインバウンド推進ということも図ってまいりたいと考えております。

【中村(泰)委員】 なかなか、知られてはいるけれども、観光として認知が低いとか、そういう話だったと思うんですけども、資源として活用できるということで、そこまで具体的な話にはならなかったかなという気もしました。

これまで、多分もっとやってきたこともあら

れたと思いますし、改めて積極的にインバウンドの方に向けても平和を資源とした観光戦略を進めていただきたいと思います。

このボランティアガイドをしている友人からの話ですけども、本人がデザインをした平和にちなんだTシャツとかバッジなどグッズを作って売っているんですね。すごくおしゃれなものなんですけれども、それを購入される方の多くが、実は海外の方ということで、長崎に来られるインバウンドの方々が、やはり平和について、これはもう欧米の方、アジアの方、どちらもそうらしいんですけども、すごく注目をしているというか、そこがすごく興味になっているし、それを学びたい、また、それに関するものが欲しいというようなことを感じているようですので、また改めてインバウンドの戦略を検討いただければと思います。

続きまして、先ほど観光振興課長から修学旅行での取組についておっしゃっていただきましたけれども、平和教育の充実による修学旅行の誘致についてお尋ねいたします。

コロナ禍で修学旅行のお客様が激減した時に、県内のホテルの事業者の皆様が大変な経験をなさいました。また、同時に我が県にとって修学旅行のお客様を本当に大切にしないといけないんだなということを痛感したわけです。

修学旅行の方面決定において、平和教育を理由にして長崎を選んでいただける場合がほとんどであると私は聞いております。よって、平和教育を充実させて、もっと多くの方々に長崎にお越しいただけるんじゃないかと考えています。

そこで、平和教育の充実による修学旅行の誘致について、これまでの取組をお尋ねいたします。

【長野観光振興課長】 修学旅行の誘致に関する

これまでの取組につきましては、県観光連盟とも連携しながら誘致活動に取り組んできたところでございます。個別に学校訪問とか旅行エージェント向けに、先ほど申し上げたようなコンテンツを掲載した素材集、そういったものを配付しながら誘致に努めてきたといったところでございます。その中でも、平和といった形で体験型のコンテンツというのを掲載しながら、旅行商品として組み込んでいただくように努めてきたといったところでございます。

本県の修学旅行の宿泊者数につきましては、令和2年のコロナの影響によりまして大きく落ち込んできたといったような状況でございます。しかしながら、昨年、コロナ禍の中で遠方に、国内の各種学校におきましても修学旅行、例えば海外にも行けないといったような状況の中で、方面変更ということで長崎をお選びいただいたところに関しましては、コロナ禍の中で我々も補助金を少し出しながら誘致活動に努めてきたと。

そういった中で、全ての方ではございませんけれども、現在、営業活動をしていく中では、国外ではなくて、そのままこちらの方に来ていただくといったようなところも出てきているというふうにはお聞きしていますので、そういった意味では今回の新たな学校についてはしっかりと県内の方に再度お越しいただくような営業活動、こういったものを中心にさらに充実させていきたいというふうに思っています。

平和に関しましては、先ほども少し申し上げましたけれども、単に見ていただくというだけではなくて、ワークショップ形式といったような取組も行っております。これは長崎市が中心になりますけれども、単にお話をお聞きするというだけではなくて、その中でみんなでオリエ

ンテーションをやりながら話し合い、ワークショップを行いながら、最後、自分たちで結論をまとめ上げるといったようなものを行っております。ですので、やはり今から修学旅行というのは、単に見るだけではなくて、学びや体験というのが求められておりますので、そういったものも積極的にやってまいりたいと考えております。

【中村(泰)委員】体験型ですね、ただ学ぶだけじゃなくて、今、修学旅行で来ていただいた中高生の学びが、また変わってきていて、体験に重きを置いているということで、平和ワークショップ、さっきおっしゃっていただきましたけれども、実はこれは今日開催されて、私も朝、これをちょっと見させていただきました。これは長崎国際観光コンベンション協会が中心になって、コロナ禍の中で、前から準備してきた取組だったんですけれども、やってきていると。ファシリテーターにボランティアガイドの方がついておられたりとか、ホテルの従業員の方がついておられたりということで、見るだけじゃなくて、しっかりアウトプットをすることで、それが自分のものになって、平和って何だろう、長崎ってなんだろうということを考えて、大人になった中・高校生、長崎に来ていただいた方が、また長崎に行きたいとか、そういう循環を目指すんだということでおっしゃっていただきました。すごくいい取組だなと思ったところでございます。また、平和学習にARを使った学習法とか、すごく新しい取組をされていたので、進化しているんだというのを感じました。

一つ、ここでアイデアをお伝えしてご見解をいただきたいんですけれども、このような取組、これは来た方に対しての平和教育の充実というところではあるんですが、生徒たちに年齢的に



も近い若者の語り部のボランティア、私の友人のような方々ですけれども、そういった方々に費用負担をして、例えば関西・関東の生徒さんたちに直接行って平和教育をすとか、また、もしくはリモートで伝えるとか、そういうことをした上で、先に長崎、また平和というのを伝えた上で、方面を決められる際に長崎を考えていただけるようなことを、より積極的にやっていったらどうかなというふうに考えているんですけれども、これもぜひとも県を中心に取り組んでいただければと思います。ご見解をいただけないでしょうか。

【長野観光振興課長】委員からお話があったような取組に関しましては、地元市町としっかり連携しながら、コンテンツとして確立していくことが非常に重要であるというふうに考えております。

そういった後押しにつきましては、県も観光まちづくりの中で支援を行っているような状況でございますので、視点として、我々も専門家を入れながらアドバイス、あるいは議論を重ねながらやっているという状況でございます。

今、聞いたようなお話も関係者には機会あるごとにお話をさせていただければと思っております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。前向きなご答弁をいただいたかと思えます。

やはりいろいろ考えていく中で、今の生徒たち、中・高校生により近いというか、刺さるような形で進めていかないといけないと思うんですけれども、今日いただいたプランニングガイドというのがございまして、これは長崎のデザイン会社の方が作っておられるというのを聞いたんですけれども、すごく子どもたちが見て楽しいなと思うようなガイドブックになっていま

す。主役は、やはり修学旅行生なんですね。つくづく思うのが、今の子どもたちが本当に長崎を楽しんでくれるかなとか、来たいと思ってくれるかなというところがポイントだと思うんですけれども、ちょうど先日、関西に出張した時に中学校の修学旅行で長崎に来ていただいた10代の方と話をすることができまして、その方が言っていたのが、稲佐山観光ホテルからの夜景が忘れられないと、そこで、近々、友人と来る計画をされているということでした。

やはり修学旅行の行き先を決める時に生徒たちの意見も反映をされると。ですので、今の中・高校生に向けた、その方は夜景がすごく残っているし、食とか夜景を今の子どもたちはやはり動画とかSNSで見るので、中高生に刺さるようなコンテンツでそれを情報発信したら、すごくいいですよと言われたので、それはそうだなと思いましたので、ぜひともそういった目線でまた取り組んでいただければと思います。

平和の話が続いているんですけれども、最後にガイドの育成ですね。観光客向けの平和ガイドですけれども、被爆者の高齢化などの理由ですごく足りてないということを聞きます。どうやってこういったガイドの育成に取り組んでいくのか、県のご見解をお願いいたします。

【長野観光振興課長】ガイドの育成に関しましては、やはり地元それぞれの団体、集まりがございまして、その動きの中で県としても何ができるのかというのは考えないといけないというふうには思っております。

ただ、ガイドを育成する中では、先ほど言ったように、後継者が不足しているというか、なかなか次につながっていかないというような状況もあります。解決策として、非常に難しゅうございますけれども、様々なコンテンツ開発、

先ほど造成支援というのをお話をさせていただきましたが、そういった造成をする中ではガイドは不可欠な要素でございます。その中でも育成の経費に関しまして我々もやっておりますので、そういった形で少し関わっていければと思っております。

【中村(泰)委員】最後に、中国クルーズの件で国際観光振興室にお尋ねいたします。

先日、中国からのクルーズが再開したということで、前の議会でも海外クルーズの再開の影響についてお尋ねいたしましたけれども、中国クルーズ再開後の現状と今後についてお尋ねいたします。

【高橋国際観光振興室長】まず、県内の全体のクルーズ船の寄港数でございますけれども、令和5年3月16日に国際クルーズが再開されました、全体ですと8月31日現在でございますけれども、71隻が県内の港に寄港しておりまして、国際クルーズはその中の全体の9割の64隻となっております。

64隻の内訳につきましては、長崎港が55隻、佐世保港が5隻、巖原港等の対馬が2隻、青方港が2隻となっております。

このうち、お尋ねの中国からのクルーズ船につきましては、長崎港が11隻、佐世保港が1隻の合計12隻ということになっております。

今後の中国発着のクルーズについてでございますけれども、中国船というのは今年の3月29日に上海市と深圳市における国際クルーズの受入れを試験運航というような形でスタートするというので、まず発表がなされた後に、今年の8月10日には中国による団体旅行の解禁というのがありまして、さらに今月9月19日には、中国の全ての都市における国際クルーズの受入れが再開ということになっていまして、今後の

寄港回復ということも非常に期待ができるかなと思っております。

ただ、一方、旅行会社等へのヒアリングによれば、福島原発の処理水問題、こういったことに加えまして、さらに先月8月10日には中国から韓国への団体旅行、こちらも実は解禁を6年ぶりにされておりました、寄港地を日本から韓国へ変更するといったような事例も把握をしているところでございまして、今後の本県を含めた日本全体の中国からのクルーズ船入港に関する影響も心配される部分はございます。

このような中でございますけれども、来月10月からは、アドラクルーズの「メディタラニア」というような船が長崎港、佐世保港に寄港する予定となっておりますし、また、来年はアドラクルーズの「アドラ・マジック・シティ」という大型船や「ロイヤル・カリビアン・インターナショナル」、それからMSCクルーズといったような船会社の大型客船が日本への寄港を計画しているところでございます。

令和6年の長崎港への中国発着のクルーズ寄港の予定数は、現時点で130隻というふうに承知しておりまして、これは令和5年のこれから寄港する予定となっている船も含めた数が36隻なんですけれども、これと比べて約3.6倍というような形で来年度は来ていただけるかなというふうに考えておりますので、そういった意味で我々はこれまで、コロナ前は中国発着クルーズが7割から9割を占めておりましたので、非常に重要なマーケットというふうに考えておりますので、引き続きしっかりセールスを行って、中国発着クルーズの寄港回復について、取組をしっかりしてまいりたいと考えてございます。

【清川委員長】ほかに質問はございませんか。

【坂本委員】私から2点質問いたします。

まず、これは他部局との連携に関しまして、文化振興・世界遺産課と観光振興課に該当するのかなと思いますので、日頃どうなっているのかなという視点でお尋ねします。

一つは、文化振興・世界遺産課の分は、国民文化祭2025年のロゴマークも発表されて、2年後に向けて取り組まれていると思います。

先ほど、ごう委員からありましたのはスポーツの関連ですけれども、要するに障害者の芸術文化祭ということも兼ねてありますよね。それで、先般新聞報道で見たんですけれども、視覚障害者の方が漫画とか、そういった点字をするということで、ブリックホールで催しがあったようですけれども、日頃からそうした視点で、要するに国民文化祭と全国障害者芸術文化祭というふうにくっきり2つ、合同でやるんでしょうけれども、併せてやるんでしょうけれども、そういう意味で日頃からそうした障害者の皆さんの文化活動との連携、例えば先ほど言ったブリックホールでの催し、その催しの名前は忘れたんですけれども、そういうところに文化振興・世界遺産課としてかんでされているのか、その辺はいかがですか。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】全国障害者芸術・文化祭につきましては、委員ご指摘のとおり所管が福祉保健部の障害福祉課でございますが、国としましても、国民文化祭と一体的に開催ということを以前からされておりまして、本県の「ながさきピース文化祭2025」の基本構想におきましても、基本方針としまして「心のバリアフリーの推進」ということで、健常者との垣根なく、障害者の方も文化芸術を楽しみ、参加していただくような姿勢で臨みたいと思っております。

先日のイベントにつきましては、特に文化振

興・世界遺産課として参加はしておりませんが、今後、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭を企画していく中で、市町の皆様ともいろいろ協議を進めていますが、やはりそういった視点で市町の障害者芸術の担当部局の皆様とも意見交換をして、そういった垣根のないような状態で展開ができるような相談もしているところでございます。

【坂本委員】ぜひ、今後、連携を強めていただきたいと思います。

それから、観光振興課の分は、先ほど課長からありました県内の周遊の関係です。恐らく観光振興課としては、西九州新幹線を活用して、例えば諫早駅から島原半島だとか、あるいは諫早の北高付近というか、県境に向けての沿線とか、いろいろ周遊の関係はあろうかと思うんですけれども、その場合に観光振興課としては、そういった商品をどうかということで、例えばそれぞれの民間の観光事業者だとか、あるいはバス、鉄道会社等と連携するんじゃないかというふうに思うんですけれども、長崎本線が今、上下分離方式じゃないですか。これは鉄道といいますか、鉄道の維持管理については、長崎県と佐賀県で出資をして運営していますよね。諫早駅で降りて、例えば有明海とか非常に眺望がいいところですから、そういうところを回りたいという鉄道ファンの方もいらっしゃるんですよ。たまたまそうしたことで利用した鉄道ファンの方からお伺いしたんですけれども、上下分離方式で運行はJRがやっている。地元の人たちからは便が悪くなったよねというふうな意見を聞いているんですけど、それは別にして、例えば列車の窓が非常に汚れていたとか、あるいは沿線に草がかなり生い茂って、せっかくの有明海の眺望も、見えているんですけれども、

あんまりよくなかったとか、そんなのを聞いていて、例えば観光振興課がそういった商品をつくるに当たって、長崎本線での有明海の眺望だとか、この間もちょっとあっていましたけれども、そういうのに当たって、例えば新幹線対策課と沿線の整備とか、そういった連携というのが、今、課長の顔を見る限りなされてないようですが、そこら辺の連携というのはどうなんでしょうか、考え方として。

【長野観光振興課長】お尋ねの部分が、様々な課といろんな形での連携といったところなのかなというふうには思っておりますので、その観点でお答えをさせていただきます。

観光振興課の事業というのは様々な事業がございます。情報発信も含めまして、先ほど申し上げたような宿泊施設の環境整備であったり、コンテンツづくりといったところで、これは各部局としっかりと連携しながらやっていかないと観光振興というのはでき上がっていかないというふうには私自身認識をしているような状況でございます。

個別のそういった状況につきましては、やはり個々に対応していく形になるかと思えますけれども、私どもの方にそういった声がありましたならば、関係部局の方にお伝えをするという形は当然っておりますし、商品開発においても、今、新幹線のお話がちょっと出ましたけれども、我々の方で少しプロモーションをやるという部分と、例えば今回、開業日にもイベントがございましたけれども、あちらの方は新幹線対策課でもやっております。プロモーションに関しましては、やはり長濱ねる大使をしっかりと共通で使いながら発信していくと。こういった意味では、我々はやることを互いにいろんな関係部局と共有しながらやっていっているとい

う認識でいるところでございます。

【坂本委員】わかりました。観光の場合、そういったいろいろなものを商品化するに当たって非常に幅が、すそ野が広いと思いますので大変だと思いますが、ぜひ他部局との連携をよろしくお願いいたします。

それから、核兵器廃絶に向けた取組ということで、先ほど部長説明でもありました。知事が7月末から8月にかけて、NPTの再検討会議の準備委員会に合わせてオーストリアのウィーンを訪問したということで、これは知事の方からも開会日に報告があったと思います。

それで、ここにありますようにグローバルなネットワーク形成などについて意見交換を行ったという報告があります。もちろん、長崎は被爆地でありますので、長崎県、長崎市の首長が参加するということがそのものが、そういう発信力は非常にあろうかと思うんですけれども、知事が現地に行つての成果の一つとして、若い世代のグローバルなネットワークの形成について意見交換をしたということなんですけど、この成果というか、その辺を具体的に教えていただければと思います。

【貝淵国際課企画監】NPTの成果のうちグローバルなネットワークについてのお尋ねでございます。

現地では、広島県と連携して、次期SDGsの目標に核兵器廃絶を入れ込む取組を行ったほか、ナガサキ・ユースも参加して世界に対して、「長崎を最後の被爆地に」というメッセージを発信したところであります。

そういった取組の中で、我々も現地の軍縮関係者であるとか、長崎以外のユースとのネットワークをつくったところであります。

この取組は昨年度も行っているのですが、例

えば昨年度NPTに参加した後、同じ核兵器に苦しむ、核実験に苦しんでいる地域の若者たちが長崎を訪問し、そこで被爆者や長崎の若者たちと意見交換をしたということがございました。そういったネットワークの広がりの中で、長崎を訪問したユースたちが、自分たちが長崎で感じたこと、知ったことをしっかり自分たちのコミュニティに伝えていくということを言っただいております。

そういうふうにネットワークを広げる中で、我々は被爆地からしっかりと核兵器廃絶を訴えているのですが、その声を全世界に広げていくということを考えております。

また、次期SDGsの目標に核兵器廃絶を入れ込むという取組につきましても、現状、核兵器を取り巻く状況というのは非常に厳しいものと認識しております。そういう中で、核兵器は、やはり核兵器国が自国の安全保障という観点で、なかなか考えを変えていないところがあるんですけれども、我々市民一人ひとりが自分事として核兵器廃絶に取り組むという機運醸成が必要だと思っております。

この次期SDGsの目標に核兵器廃絶を入れ込むという取組を通じて、そういった全世界での市民一人ひとりの大きな動きをつくり出していきたいというふうに考えているところです。

【坂本委員】今ありました成果が、こういうことがありましたという報告なんですけれども、要するにこのネットワークを形成するというイメージなんですけれども、今年度、県の方で世界平和発信に関わる職員配置ということで予算を付けていますよね。だから、長崎県がそういったネットワーク形成のまさに発信拠点として、そういった職員の配置を含めて位置づけられているのか。ネットワーク形成ですから、どこか

が中心軸になって、拠点になって発信する、あるいは受けるということになると思うんですね。その辺はどう考えればいいんですか。

【貝淵国際課企画監】本年度配置した専任職員につきましても、語学力のある、ナガサキ・ユース出身の核兵器廃絶について知見を有している職員を配置しております。そういった職員を中心にしながら、世界に向けて平和発信をしていきたいというふうに考えております。

【坂本委員】わかりました。最後になりますけれども、ぜひこの若い世代の、特に若い世代のグローバルなネットワークというのは非常に必要だと思いますので、ぜひ長崎県が拠点となって発信力を強めていただきたいと思います。

今回、核不拡散条約の準備委員会に参加をされて、知事と長崎市長も参加をされています。今回、核兵器禁止条約の第2回目の締約国会議がたしか11月に開かれるということで、長崎市長は参加するという意向のようですけれども、これについては、例えば県として知事が行くのか、あるいはどなたかが行くのか、そういった考えはあるんですか。

【貝淵国際課企画監】現時点では、核兵器禁止条約締約国会議への参加は予定しておりません。

【坂本委員】ぜひ、これに参加していただきたいんですけど、ちょうど11月議会の最中でもあるかと思しますので、長崎市の方と連携をとっていただきたいと思うんですけれども。

そうであれば、この核兵器禁止条約への締約国会議にオブザーバーで参加するというふうな要請を、改めて第2回の締約国会議に向けて、長崎県として国の方に求めていただきたいと思います。そういうのは考えられていますか。

【貝淵国際課企画監】委員ご指摘のオブザーバー参加でございますけれども、今年度の政府施

策要望の中でも行ってありますが、ウィーンでNPT準備委員会に参加した際にも、知事から日本政府代表として参加していた武井外務副大臣に対し、改めてオブザーバー参加を要請したところでございます。

今後、必要な時期を見て、国に対して働きかけを行ってまいりたいと思っております。

【坂本委員】わかりました。ぜひ、今回、第2回目の締約国会議ですので、改めてまた機会をつくって要請をしていただきたいと思います。

特に、8月5日に広島であったのかな、核兵器廃絶日本NGO連絡会が主催をして、広島で各政党の代表、主要8政党が参加されています。この中でそれぞれの政党の核兵器禁止条約とか、核廃絶に向けた意見交換をされているんですけども、その時に、もちろん日本政府は、今、岸田首相を含めてちょっとそこには、オブザーバー参加には賛同されていないんですけども、それ以外の政党は全部すべきだというふうな状況もあっておりますので、ぜひそういった情報も入れながら、機会をつくって日本政府に対して、改めてこの核兵器禁止条約へのオブザーバーの参加を求めていただきたいと思いますということを最後に要望して質問を終わります。

【清川委員長】ほかに質問はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、文化観光国際部関係の審査の結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時41分 休憩

-----  
午前11時42分 再開  
-----

【清川委員長】委員会を再開いたします。

これもちまして、文化観光国際部関係の審

査を終了いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、県民生活環境部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午前11時42分 散会  
-----

# 第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年9月28日

自 午前 9時59分  
至 午後 2時34分  
於 委員会室3

生活衛生課長 岩松 尚 君  
生活衛生課企画監  
(動物愛護管理センター整備担当) 荒木雄一郎 君  
食品安全・消費生活課長 立石 寿裕 君  
水環境対策課長 松尾 晴彦 君  
資源循環推進課長 赤澤 貴光 君  
自然環境課長 笹淵 紘平 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 清川 久義 君  
副委員長(副会長) 中村 俊介 君  
委 員 溝口 芙美雄 君  
" 瀬川 光之 君  
" 川崎 祥司 君  
" ごうまなみ 君  
" 松本 洋介 君  
" 坂本 浩 君  
" 中村 泰輔 君  
" 初手 安幸 君  
" 虎島 泰洋 君

交 通 局 長 太田 彰幸 君  
管 理 部 長 猪股慎太郎 君  
乗合事業部長 柿原 幸記 君  
貸切事業部長 江頭 興祐 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

県民生活環境部長 大安 哲也 君  
県民生活環境部次長 峰松 茂泰 君  
県民生活環境部次長兼地域環境課長 吉原 直樹 君  
県民生活環境課長 猿渡 圭子 君  
男女参画・女性活躍推進室長 松尾 由美 君  
人権・同和対策課長 石田 祐子 君  
交通・地域安全課長 瀨田 次則 君  
統 計 課 長 下野 明博 君

6、審査の経過次のとおり

午前 9時59分 開議

【清川委員長】おはようございます。

委員会を再開いたします。

これより、県民生活環境部関係の審査を行います。

委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、県民生活環境部長より総括説明を求めます。

【大安県民生活環境部長】おはようございます。

「観光生活建設委員会関係議案説明資料 県民生活環境部」をお開きいただきたいと思います。

今回、ご審議をお願いしております議案は、第71号議案「旅館業法施行条例及び興行場法施行条例の一部を改正する条例」の1件であります。

第71号議案「旅館業法施行条例及び興行場法施行条例の一部を改正する条例」につきましては、「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一



部を改正する法律」の公布に伴い、旅館業法において、事業譲渡に係る営業者の地位の承継手続が整備されることから、条ずれに伴う所要の改正や、条例で定める地位の承継申請の種別を追加するものであります。同様に、興行場法において、事業譲渡に係る営業者の地位の承継手続が整備されることから、条例で定める地位の承継申請の種別を追加するものであります。

次に、主な所管事項についてご説明いたします。

（先進企業を招いた男性育休促進セミナーについて）

県内企業における男性の育児休業の取得を促進するため、長崎労働局と連携し、去る7月13日に企業向けの男性育休促進セミナーを開催し、約100社から約130名の参加がありました。男性の育児休業取得についての先進企業を県外から招き、効果的、具体的な取組事例を説明していただき、企業からの参加者の知見を深めていただきました。

今後とも、職場の理解促進や男性自身の意識改革に取り組み、男性が家事や子育てを担っていくことを促進してまいります。

3ページをお開きください。

（犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について）

今般、子どもの見守り活動やパトロール活動などの具体的な防犯活動に1年間自主的に取り組むことを宣言する「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり宣言団体」について、自治会等の団体に対し募集を行ったところ、昨年度を上回る371団体から参加の申込みをいただき、それぞれの地域で防犯に係る連帯感の醸成や活動の輪を広げていただいております。

また、昨年度、この宣言を行い優れた活動を

行った10団体に対し、「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり地域賞」の知事表彰を行い、防犯意識等のさらなる高揚を図ったところであります。

今後とも、県民の皆様と一体となって、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に力を尽くしてまいります。

4ページをお開きください。

（消費者行政の推進について）

「第4次長崎県消費者基本計画」に基づき、県では、市町や関係機関と連携して、消費者に関する各種施策を総合的に推進しております。

令和4年度に県消費生活センターに寄せられた相談件数は、2,337件となっており、近年、減少傾向にあります。市町の消費生活センターや相談窓口に寄せられた件数を合わせた県全体の相談件数は1万717件で、前年度から増加しております。

相談の傾向としては、年代が高くなるほど相談件数が多くなっており、社会のデジタル化の進展に伴い、インターネット通信販売による定期購入に関する相談が増えています。

また、昨年4月から、成年年齢が18歳に引き下げられ、若者を狙った悪質商法による被害の増加も懸念されているところです。

県では、高齢者や若者の被害防止を図るため、県消費生活センターによる相談対応に加え、消費者トラブル講座や学校等と連携した消費者教育の実施、ホームページやSNSでの注意喚起のほか、新聞、テレビ、ラジオ、広報誌等を活用した普及啓発に取り組んでおります。

今後とも、県消費生活センターを中心に、市町や関係団体等と緊密に連携を図りながら、消費者トラブルの未然防止・拡大防止に努めてまいります。

（令和4年度の各種環境調査の結果について）

県及び関係機関では、県民の快適で安全・安心な暮らしを確保するため、河川、湖沼、海域等の水質や大気等の各種環境調査を実施しており、令和4年度の調査結果について8月に公表したところです。

水質については、諫早湾干拓調整池及び大村湾といった一部の閉鎖性海域等において、COD（化学的酸素要求量）等の環境基準を達成していませんでしたが、長期的には横ばいもしくは改善傾向を示しております。

また、大気環境のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素及びPM2.5については、全測定局で環境基準を達成していました。一方、光化学オキシダントについては、平成8年度から連続して全測定局で環境基準を超過していますが、健康への影響が生じるおそれがある注意報の発令までには至っておりません。

今後とも、関係部局とも連携を図りながら環境調査を実施するほか、環境汚染防止のための工場等の監視指導にも取り組み、県民の安全・安心のための情報提供に努めてまいります。

7ページをお開きください。

（「新しい長崎県づくり」のビジョンの策定及び長崎県総合計画の一部見直しについて）

県民の皆様と「新しい長崎県づくり」を推進していくためのビジョンについては、「未来大国」のコンセプトの下、重点的に注力したい15つの主な分野ごとに、おおむね10年後のありたい姿とその実現に向けた施策の方向性などを掲げた「ビジョン素案」をお示ししております。

ビジョン素案のうち県民生活環境部部分では、「こども」分野において、「働き方や交通・生活利便性の改善で、こどものための、こどもの時間が1時間プラスされ、こどもが喜んでいる」

というありたい姿の実現に向けて、働き方改革による「共育て」時間の確保と推進といった施策の方向性をお示しております。

次に、「イノベーション」分野においては、「県内で生み出した再生可能エネルギーを、県民や県内企業が活用し、サステナブルな暮らしや企業活動を実現している」というありたい姿の実現に向けて、サステナブルな県民の暮らし・企業活動の推進、カーボンニュートラルの実現に向けた県内産業の支援といった施策の方向性をお示しております。

一方、全般的な県政運営の指針である「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」については、5年間の計画期間の中間年に当たることから、新型コロナウイルス感染症の影響のほか、国の動向による社会経済情勢の変化や数値目標の進捗状況等を踏まえ、一部見直しを行うこととしており、今般、素案としてお示したところであります。

県民生活環境部においては、施策3-3-6「人と自然が共生する持続可能な地域づくり」に事業群として「動物殺処分プロジェクトの推進」を新たに追加するほか、事業群3-2-4-「地域振興のための自然資源の活用」の数値目標について、令和3年8月の雲仙温泉地区の豪雨災害による影響が生じたことから変更するものであります。

今後、「新しい長崎県づくり」のビジョン及び長崎県総合計画の一部見直しについては、県議会をはじめ、県民の皆様のご意見をお伺いしながら、さらに検討を進めてまいります。

このほか、ご報告いたしますのは、3ページから人権尊重の社会づくりの推進について、統計調査について、汚水処理人口普及率について、廃棄物不適正処理対策について、国立公園雲仙

の災害復旧及び活性化に向けた取組についてであり、内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川委員長】次に、生活衛生課長より補足説明を求めます。

【岩松生活衛生課長】補足説明資料をご覧ください。

旅館業法施行条例及び興行場法施行条例の一部を改正する条例について、補足してご説明を申し上げます。

まず、条例改正の理由でございます。

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の公布によりまして、旅館業法及び興行場法が改正されております。

この改正で営業者の地位が承継できる項目に事業譲渡が加えられたため、条例において、地位の承継の手続を定めている旅館業法施行条例と興行場法施行条例について改正が必要になったものでございます。

主な改正内容でございます。

旅館業法施行条例、興行場法施行条例、いずれも地位の承継に係る種別について、事業譲渡の場合を追加するものでございます。そのほか場ずれですとか文言の修正を行おうとするものです。

改正施行日につきましては、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行日からとなっております。

地位の承継の項目を少し整理いたしますと、一番下の表をご覧ください。ただけると、改正前につきましては、3つの場合について、法人

が合併し、合併後の法人がその地位を引き継ぐ場合、法人が分割し、分割後の法人の一つがその地位を引き継ぐ場合、3つ目が営業者がお亡くなりになって相続によって親族がその地位を引き継ぐ場合については、地位の承継ということでございましたが、これに今回加えまして事業譲渡の場合を地位の承継という取扱いにしようという改正でございます。

以上をもちまして説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【清川委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論を終了しましたので採決を行います。

第71号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第71号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【猿渡県民生活環境課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出

いたしました県民生活環境部関係の資料についてご説明いたします。

なお、今回の報告対象期間は、本年6月から8月までに実施したものとっております。

初めに、資料2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況についてであります。記載のとおり、計5件となっております。

なお、3ページ以降に入札結果一覧表を添付しております。

次に、9ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、佐世保市など7団体から要望のありました計15項目であり、要望項目ごとの県の対応につきましては9ページから26ページにそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、27ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告でございます。

附属機関につきましては、上段に記載のとおり、長崎県食品安全・安心委員会ほか5件、また、私的諮問機関につきましては、下段に記載のとおり、長崎県油症対策委員会ほか2件を開催しており、会議の概要等につきましては28ページ以降に記載のとおりでございます。

なお、1,000万円以上の契約状況に係る参考資料といたしまして、物品管理室で実施しております集中契約のうち県民生活環境部関係の契約1件について記載したものを別紙で配付させていただいております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【清川委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご

覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくこととします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【松本委員】 それでは、本日の委員会の資料の中に経営状況説明書がございます。「公益財団法人 県民ボランティア振興基金 経営状況説明書」について質問をさせていただきます。

私は、これは初めて知ったんですけれども、2ページに書いてあります基金の概要としましては、目的としては、NPOやボランティア団体の活動促進を図るため、活動環境の基盤整備や支援事業を行い、県内のボランティア活動の振興に寄与することを目的として、平成14年に設立されております。設立の財源としては、県から1億円と、財団法人雲仙岳災害対策基金から9億円、10億円からスタートしておられます。

この基金というものに関しては、ここに書いてあるとおり、基本的にこの10億円を原資として債券を購入して運用していらっしゃいます。今、基本財産としては8億2,000万円ございまして、それを記載のとおり、債券を購入して、1年間の運用益が998万円となっていると。今、預金が7,606万円あるということで、20年以上にわたって運用されて減っていないということは、

しっかり運用していると思うんですが、一番大事なことは、この趣旨ですね。ボランティア活動の振興に寄与することを目的としているわけですが、トータルで支出がどれくらい、主にどういうことにいくら使っているのか、お尋ねいたします。

【猿渡県民生活環境課長】県民ボランティア振興基金の各事業の決算額でございますが、令和4年度合計で1,284万1,000円となっております。

内訳といたしまして、事業が大きく2つございまして、NPO、ボランティア活動を促進するための活動助成、相談支援、情報提供などを行うNPO・ボランティア活動促進事業につきましては1,003万7,000円。もう一つの事業であります災害ボランティアの人材育成や大規模災害時に被災地へ派遣する経費等を助成します災害ボランティア活動支援事業につきましては、280万4,000円となっております。

【松本委員】1,284万円の支出ということですが、想定されるのは運用益が998万円出ているので、要するに、基本財産を減らさないように運用益の範囲内で支出をしていらっしゃるのかなという印象が残りました。

ただし、趣旨が、この積立金はあくまでもボランティア団体、NPO活動の促進を図る目的ですから、この9億円近くの予算があるのにもかかわらず、1,284万円という金額が少ないのではないかとちょっと疑問を感じました。

この資料の中の事業報告を見せていただきますと、あらゆる県内のNPO団体の活動の中で助成金の50万円という金額が果たして大きいのか、少ないのか。これは多分、助成額の上限が決まっていると思います。中には18万円の助成しかないところもございますし、これがもうちょっと増やすことができないのかというのに私

は疑問を持っている。20年以上、8億円をためておいても、やはりためることが目的ではなくて、あくまでもNPO、ボランティアの活動促進が目的でありますので、運用することは、あくまでも手段にすぎないので、そのところについてちょっと疑問を持っています。

活動内容も、高齢者支援、子どもの貧困対応、環境問題、動物愛護、防災と、行政が担うべき部分をNPOが実際に地域でやってくさっているということは非常にありがたいことだし、人口減少が進むと、やはり行政だけでは手が届かないところがあると思うんですね。そういうところを今後やはりNPOに担っていただくということは、ここは支援することも行政の役割だと私は思います。

そこで、今、県でも進めているのが、NPOと行政の協働ですね、一緒に働くという協働、こちらの必要性を感じるんですが、そちらについてこの基金からどのような事業をしていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

【猿渡県民生活環境課長】NPO協働推進支援事業でございますが、団体や市町、地域団体、企業等と団体が協働して取り組む事業に対しまして活動経費の一部を助成しております。令和4年度の実績といたしましては、2事業を採択しているところでございます。

2事業と採択された事業が少なかった理由といたしましては、助成の要件に自治体や企業が行う助成による支援金を受けてないこととしておりまして、重複して助成を受けることができないということが影響しているかと考えております。

県といたしましても、協働事業の促進は大変重要と考えておりまして、協働サポートデスクを設置いたしまして、外部の有識者がコーディネ

ネーターとして協働事業の実現に向けてサポートを行ったり、市町の職員向けの研修も実施しているところがございます。

県の各部局で実施しておりますNPO、ボランティア団体等との連携や協働による事業といたしましては、形態がいろいろございますが、政策形成過程への参画、あるいは事業協定、委託事業、補助事業など様々ございますが、令和4年度の実績といたしましては162件ございます。

【松本委員】重複しているから補助要件が合わないで2件だけということではございました。9億円近くお金があって、結果的には100万円ということで、そのところに私は違和感を感じるんですね。

ただし、今ご答弁があったとおり、162件は既に協働事業をしていらっしゃるということで、委託をしている部分とか、お願いしている部分は了とするんですけれども、ただ、やはりこの金額の活用の在り方ですね。重複を認めないということは、今頑張っているところが、さらにステップアップするには、既に県から支援を受けているところは、もうもらえませんかよだったら、これは2件以上、なかなか増えていかないと思うんですね。そこをやはり撤廃して、どんどんやる気のある、新しい事業を協働事業したいところには、さらにスタートアップのための支援をすとか、そういったもうちょっと踏み込んだ支援策が私は必要だと思いますし、そのことが社会のために必ず役に立つことになると思うんですね。

そもそも、この公益財団法人県民ボランティア振興基金の代表者、それと実施主体についてお尋ねいたします。

【猿渡県民生活環境課長】公益財団法人県民ボランティア振興基金の代表は、県民生活環境部

長になっております。

【松本委員】目の前におられました。部長が代表者になっているということは、裁量権は部長にあられるわけですよ。もちろん、大切な基金ですから減らしてはいけないという心理はわかるんですけれども、ただ、やはり今後の長崎県の発展を考えた時に、過疎化も進んでいく中で、新たなNPOを立ち上げていただくための支援、もともと非営利ですから、ノン・プロフィットですから、やはりその部分で運営というのは楽ではないと思うんですね。だから、その部分の、特に立ち上げや、また、さらに新たに拡大していくために、この基金の在り方というものを見直す必要があると思うんですが、部長のお考えをお尋ねいたします。

【大安区民生活環境部長】お尋ねの件でございますけど、まず、この基金事業の予算の件で少し申し上げますと、先ほどの2つの事業で約3,000万円の事業計画を立てております。一つの災害ボランティア活動支援事業、NPO・ボランティア活動促進事業、それぞれ1,500万円ずつというような予算の計画になっています。

災害ボランティア活動事業におきましては、令和4年度の被災地への派遣と、そういった実績がなかったということもございまして、その予算に対して280万円ということで、全体としての執行額が少なくなった、その要因となっております。

一方のNPO・ボランティア活動促進事業でございますが、こちら令和4年度、約1,500万円の予算に対しまして執行額が約1,000万円程度ということで、こちら計画を下回っている状況でございます。

委員、ご指摘がございましたとおり、県民ニーズや地域課題が多様化、複雑化していく中で、

そういったところにきめ細かく対応していくためには、こういったNPO・ボランティア団体など多様な主体と一緒に協働を推進していくといったことは重要なことだと思います。やはりこの事業の活用促進を図っていく必要があるかと思えます。

これまで、こういった活用に向けて、いろんな媒体で周知する際には、団体活動、助成対象となった活動の方々の紹介なども併せて掲載したりして申請に結びつくようなこともやってきたところがございますけれども、今後、助成制度の内容の検証も含めまして、様々な工夫を検討して行って、より多くの団体でこの事業が活用されるように取り組んでまいりたいと考えております。

【松本委員】8億円もの大きな基本財産を有するわけですから、その部分を、ただ持って貯金しておいても、増やすことが目的ではないので、いかに趣旨に合った活動を効果的にできるかというところでの資金の使い方というのを見直していただきたいですし、でも、そうしますとどんどん減っていきます、なくなりますというのであれば、今もう世間ではクラウドファンディングとか、また、ふるさと納税とか、いろいろなやり方で社会全体に恐らく賛同する企業、団体というのは多いと思うんですね。ですから、基金の積み増しに関しても、民間から募集を図るとか、そういった形で、もし大幅に減るんだったら、そこで足していけばいいと思うんですね。

今のままだと、せっかくある原資というものが十分に生かされていないこと。それと、頑張っているNPOやボランティアの方々、表彰もありがたいですけれども、やはり表彰以上に運営がスムーズにいくように、そして、協働というの

は一緒にするわけだから、県としてももっと歩み寄って一緒に地域のために役に立つことをやりましょうという姿勢をもっと踏み込んで持っていていただくことを要望して、質問を終わります。

【清川委員長】ほかにご質問はないでしょうか。

【初手委員】1点だけお尋ねをいたします。部長説明書の所管事項説明の関係です。5ページに令和4年度の各種環境調査の結果ということで報告をいただいております。この中の4行目に水質について述べてあるんですけども、ちょっと読み上げてみたいと思います。

「水質については、諫早湾干拓調整池及び大村湾といった一部の閉鎖性海域において、COD（化学的酸素要求量）等の環境基準を達成しておりませんでした、長期的には横ばいもしくは改善傾向を示しております」というふうに表現していただいております。

私、大村湾の関係でお尋ねしたいと思うんですけども、県としても地域環境課の事業等大村湾環境保全活性化事業とかといういろんな取組をされております。併せまして、下水道あるいは浄化槽設置等によって水質環境を改善していくといういろんな取組があっていると思います。

ここで改善傾向を示しているというふうな表現ですけど、私が令和4年度前の資料を把握しておりませんので申し訳ないんですけども、こういった行政の取組、浄化槽、市町の取組等によって着実に改善傾向にあるというふうな位置づけでよろしいものか、その辺についてもう少し詳しいご見解をいただければというふうに思っております。

【吉原次長兼地域環境課長】委員ご質問の大村湾の水質の傾向でございますけれども、先ほど委員が述べられたように、大村湾周辺の市町と

共同で水質浄化に取り組んでおりまして、データでいいますと、平成5年度に大村湾の水質はCODで5mg/L程度だったんですけれども、浄化槽の普及、下水道が普及してきまして、現在、平均値で2mg/L程度になっておるところでございます。年間によって高くなる傾向もあるんですけれども、おしなべて最近では、令和4年度、令和元年度、平成29年度は2mg/L近くの数値となっておりますので低下してきているということで考えていただいてもよろしいと思います。

【初手委員】内容的な面の把握は私も十分してないんですけど、これからも広い閉鎖性の海域でありますので、それぞれの市町につながってまいりますし、それぞれの市町でも努力をされておりますので、県としてもそういった取組については、ぜひ積極的な対応をしていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

私は以上でございます。

【清川委員長】ほかにご質問はないでしょうか。

【虎島委員】私も環境調査の結果について幾つかご質問したいと思います。

私は、東京への3年間の出向を終えて5年ほど前に長崎に帰ってきました。長崎駅前に降り立った時に一番最初に感じたことは、排気ガスがきついと。もうあんまり気にならなくなりましたんですけれども、環境が変わった時にもすごい刺激を感じたんですね。

ここで見ますと、窒素酸化物（NOx）は基準内と、光化学オキシダント、これは排気ガス等に含まれるNOx等が光化学反応でオゾン等の有害物質に変化したものと理解しておりますけれども、注意報の発令には至らなかったということでございます。

日本有数のバスの交通量を誇る長崎駅前周辺

というところで適正な測定がなされているかということをお聞きしたいと思います。

【吉原次長兼地域環境課長】県では、大気汚染防止法に基づきまして、自動車走行に起因する大気汚染が考えられる道路等の付近に設置しております自動車排ガス測定局を県内に4局、それと住宅地とそれ以外の地点に設置しております一般環境大気測定局38局、合わせて42局で二酸化硫黄、二酸化窒素、先ほどお話があった物質について測定している状況でございます。

【虎島委員】ありがとうございます。調べたところでは、長崎駅前には、さっきおっしゃった自動車排ガスの測定局があるということで、そこでは光化学オキシダントは測定されておられません、NOxが測定されていて、それは基準内ということで、原因物質がなければ光化学オキシダントも恐らく低い値であるということは予想されます。体感的には悪いけれども基準内にあるということで安堵しております。

私は、バイクに乗ったり、自転車に乗ったりしておりますが、黒煙をはきながら走るバスが多いというのも事実であると思っております。

東京では、排ガス、ディーゼル車に関する規制が厳しく非常にクリアな環境が保たれていると思いますが、長崎にはそういった規制はございません。長崎でも排ガス処理装置のついたバスとかハイブリット車が導入されております。坂道の多い長崎においては、より黒煙を出しやすい環境にあると思います。これからカーボンニュートラルを目指す長崎にとって、そういった黒煙を出すようなバスをできれば減らしていきたいと思っておりますが、そういった車両の更新等を促すような対策についてお考えをお聞きしたいと思います。

【吉原次長兼地域環境課長】初めに、委員がお



っしかったように、長崎駅前での大気環境について、排ガスの二酸化窒素については、一般環境と比べると高い状況にあるということは否めません。また、委員からお話があったバスの買い換えにつきましては、環境性能の高いバスは環境への負荷も低くなりますし、二酸化炭素の排出も削減できるということがございますので、会議等の機会を捉えて業界の方に働きかけてまいりたいと考えております。

また、県では、これまで県民、事業者とも連携しまして、環境に優しい運転を行う「スマートムーブ」という運動を展開しておりまして、今後も引き続きそういった排ガスを止めるような形で運動を進めていきたいと考えております。

【虎島委員】ありがとうございます。これから自転車、サイクルツーリズムといった取組が進んでいくと、いろんな方が、より道路を使うようになりますので、皆さんに優しい環境であってほしいと思っておりますので、ぜひ取組をお願いしたいと思います。

もう1点、PM2.5ですけれども、以前は稲佐山がかすむような状況が多々あったと記憶しておりますけれども、最近、そういったことが減って、昨年は五島で1回だけ注意喚起が出ただけというふうにお聞きいたしました。

ただ、黄砂とともにそういった物質が流れてくるというようなこともありますし、そういった物質は呼吸器関連の疾患を引き起こすというふうにも言われておりますので、引き続き適正な監視をして県民への注意喚起を適正に行っていただきたいと思っております。

要望して、以上で終わります。

【清川委員長】ほかにご質問はないでしょうか。

【坂本委員】私からは、汚水処理人口の普及率についてお尋ねをいたします。

9月7日に県から汚水処理人口の普及率が発表されました。令和4年度末、今年の3月末で83.6%ということで、前年よりも0.4%上がっているというふうなことであります。

これは、チャレンジ2025にもありますように、令和7年度に85.6%を目標に、下水道、浄化槽など汚水処理施設の早期整備を進めているというふうなことなんですけれども、前年度比で0.4%増えているんですが、この令和7年度に向けた目標の比較でいうと、0.3%届いていないということで、前年度が0.1%届いていないということですから、目標に対する比較でいうと、差が少し開いたなということになっております。

それで、頂いた資料に県内の21市町の普及率の状況が一覧表として出されたおりましたけれども、これでいくと5市町が低いかなというふうなことで、この5市町というのは、下水ではなくて、いわゆる浄化槽を中心に汚水処理をやるというふうなことになっているようでありまして、全体でいうと、県内の人口のうち約108万3,000人が下水道とか浄化槽で汚水処理をしているということでありまして、未処理の人口が21万2,356人となっております。

今後、この残る21万2,000人という人口をどう普及させていくのかというふうな課題等についてお尋ねをいたします。

【松尾水環境対策課長】坂本委員のお尋ねの件ですけれども、今年の汚水処理人口普及率が83.6%ということで、今のところ、総合計画から0.3%の遅れとなっております。

今後、どういうふうにして、先ほど言われましたように、未普及人口が約21万2,000人ということでありまして、この内訳を出しておりますけれども、約8万人弱ぐらいが下水道でと考えております。残りの14万人弱が浄化槽での処理

ということで検討しております。

まず、下水道の方ですが、下水道につきましては、人口減少が進んでおりまして料金収入が減少していく中でございまして、下水道の集合処理の経営は、なかなか厳しい状況になっております。

このため、今進めている下水道計画の見直し等を行っていただきまして、いわゆる採算がとれる地域につきましては、未普及解消事業を進めるということで下水管を延ばしていくということをやっていきます。そのほかの地域につきましては、合併浄化槽で対応するということになってまいります。

具体的には、下水道につきましては、早期に未普及解消に努めるために工事に必要な予算の安定的な確保に努めると。今年度当初予算で国の内示が予算的に85%でございました。今のところ、補正を含めて、ここ最近では100%を超えている状況でございますが、当初に少ないということになりますと、発注が少し遅れたりとか、補正でついたとしても繰越事業になってしまいますので竣工が遅れるということになりますので、なるべく要望どおりに当初予算をつけていただくよう、国へ要望してまいるということでございます。

2点目ですけれども、浄化槽につきましては、普及促進を図るためにどうすればいいかということですが、浄化槽というのは、どうしましても個人さんの意向というのがものすごく強うございます。今年、普及率が予定では0.2%足らなかったんですけれども、この理由の大きなところは、コロナ禍における家庭の経済状況というのが悪うございまして、具体的に市町等にヒアリングをした結果、そうだったんですけれども、物価が高くなって浄化槽に回すお金が

なかったとか、新築の着工件数が減ったりということで、どうしても個人さんの負担ができなかったというので、予定していた基数よりも浄化槽が伸びなかったというのが一番の原因でございまして。

そういうことがありますので、やはり浄化槽の場合は、今、設置に関する国の補助が、県と市町と国で3分の1ずつ出しているんですけども、全体の4割ということになっております。

今回の陳情書にも載っておりますけれども、市町からの要望とか、雲仙市からの要望も、まさしくそのことなんですけれども、設置費用に関する補助をもっと上げてもらえないかと。具体的にはこれを4割から5割、6割に上げてもらえないかというふうなご要望がっております。

それとプラスが、浄化槽をつけたのはいいけれども、その後の維持管理費について何とか補助してもらえないかと。これは政府施策要望でも書いておりましたけれども、維持管理費が下水道料金に比べて年間で約1万5,000円から2万円ぐらい高いというのがございます。そういうのでつけた後もお金がかかるのでということで、浄化槽になかなか手を出しきれないという方もいらっしゃいますので、できれば維持管理費の補助についても、また新たに、これは今ありませんので、国にそういう制度を創設していただきたいということで政府施策要望で要望しております。

こういうことを進めながら、未普及対策について下水道及び浄化槽について進めてまいりたいと考えております。

【坂本委員】わかりました。今、課長から答弁があったわけですが、いわゆる浄化槽のところは14万人弱ということで、ここをどう進めていくかというのが大きなポイントになるん

じゃないかなと思います。その点については財政的な、個人の負担を少しでも落とすような国への補助の要請というふうなことで、今ありましたように補助金額の引上げとか、維持管理費についての補助を国に要望しているということです。もちろん国に対する要望というのは、ぜひ今後も強めていただきたいと思います。

これ、発表された時に、資料に書いてありますけれども、順位からいうと、全国で47都道府県中39位、九州でも7位ということで、長崎県の汚水処理人口というのは、かなり低いんじゃないかなという印象がありますので、国に対する要望はもちろんしていただきたいと思います。

これは市町が浄化槽について個人負担を少しでも軽減するというふうな上乘せの補助もやっているというふうに思うんですけれども、それと連動する形で、例えば県独自に、国への要望は引き続きやってもらいたいですけど、県独自に何らかのそうした、特に維持管理が大変だと思うんですよね。法定でやらなければいけないこともあろうかというふうに思いますので。そこら辺ができないものかどうか、そこら辺についての認識はいかがですか。

【松尾水環境対策課長】今のご質問ですけれども、維持管理費に対する補助というのが、実際、浄化槽自体の補助の仕方というのは、市町が最初にやるということで、それに対して、やる場所に対して県、国というふうに補助を出しているという状況でございます。

実際、何とかやりたいという気持ちは、多分、皆さんあると思うんですけれども、単独費等の制限もございますので、それに対して一財を使うかということ、そこはなかなかハードルが厳しいところがございます。

とりあえず国の方に、今年からくみ取り槽に

対する補助というのを国が、県も始めました。これまでは単独浄化槽に対して浄化槽の撤去とか、それから配管について補助があったんですけど、令和5年度から県も一緒にくみ取り槽の撤去、それから配管費について補助を出すようにしております。直接的なご援助というのはできませんけれども、そういうサイドメニューと申しますか、ほかにお手伝いできるのであれば、そこは一緒にやっていきたいと考えております。

【坂本委員】財政的になかなか厳しいものがあるかと思います。まずは市町がとにかくやるというふうなやる気を起こしてもらって、それに対してどう県がかんでいくかというふうな、そういう順番になろうかと思います。

先ほど言いましたように、全国的にも非常に低い処理人口でありますので、地理的な要因もあるかというふうに思います。ぜひ今後の、特に今年度は浄化槽の予算が少し膨らんだんですよね。今年度の予算、たしか4,000万円増やしていただいたということでありますので、ぜひ取組を強化していただくことを最後に要望として申し上げます、終わります。

【清川委員長】ほかにご質問はないでしょうか。

【ごう委員】私からは動物愛護の件について何点かご質問させていただきたいと思います。

五島市からも陳情が上がってございましたように、今、長崎県の動物愛護の条例の周知ですとか、また、野良猫の対策に結構ご苦労されている市町が多いのではないかというふうに思っております。

長崎県では、「人と動物が共生する住みよい社会づくりの実現」に向けて、「長崎県動物の愛護及び管理に関する条例」が制定されまして、本年4月より施行されました。また、県は、犬

猫の殺処分ゼロに向けたロードマップもつくられて、令和11年というゴールを決めて殺処分ゼロを目指していくということを明言されております。

この動物愛護の条例の中には飼い主の責務というものもしっかりと明記されているんですけども、依然として飼い猫の不妊化の手術ですとか去勢の手術などへの理解が足りていなくて、生まれた子猫の遺棄などがかなり多く、後を絶たない状況であります。そして、その状況がボランティア団体の皆様方に大変大きな負担をかけているというようなお声が多数届いております。

前回の委員会でも私は提案させていただきましたが、動物の虐待や遺棄は犯罪であるということ、また、動物の飼い方のルールを守らなければならないということをもっと広く、そして強く県民に訴えていく必要があると思っておりますが、この条例の周知等の現状についてお聞かせください。

【岩松生活衛生課長】委員のご発言の中にもありましたように、動物の遺棄については、法に触れる犯罪であるということをもっと申し上げておきたいと思っております。

条例の周知につきましては、条例制定時に部長と私が全市町を回りまして、周知協力をお願いをしたところでございます。あと、いろんな機会、イベント等の機会を利用いたしまして周知を図っているところでございます。

【ごう委員】ありがとうございます。動物の遺棄は犯罪であるということをもっと強くおっしゃっていただきましたので、これはもっと多くの皆様方に知っていただきたいと思っております。

また、条例を制定された時に21市町を回ってお願いをされたということですが、市

町によって温度差がかなりあると思うんですね。同じようをお願いを県がしても、受け取り方に違いがあったり、また、マンパワーですとか、その土地の風土ということもあって、温度差があると思しますので、そこは私は一步踏み込んだ具体的な提案というものが需要ではないかというふうに思っております。

例えばですが、これも前回提案させていただきましたが、猫を飼う時には、こういった適正な手術をしましょうよとか、それから、捨て猫を見つけた時にはここに連絡しましょうとか、こういうふうなルートで猫の命を守りましょうとか、県の役割、市の役割、ボランティアさんの役割、こういったものを明確にしっかりと目でわかるようなチャートとかをつくって、それをホームページに貼るとか、ポスターをつくるとか、それを回覧板で回すとか、そういった具体的なことが必要ではないかと思っておりますが、そのあたりいかがでしょうか。

【岩松生活衛生課長】おっしゃられるように、飼い主さん、そのほかの関係者の方々に対して、広く、もっと詳しく知っていただくという努力が必要かなと思っております。例えば、捨て猫を見つけて対応に困った場合は、まずは保健所に相談してくださいねといったことをチラシに掲載したりですとか、動物愛護フェスティバルの中の掲示で訴えてまいったりといったことをしているところですけども、委員がおっしゃられますように、もっとわかりやすい形で、例えば猫が入り込んできた時は、子猫を見つけた時は、その動物をどうしたらいいのかといったような対応の方法を具体的に明らかにし、参考になるような資料を作成し、また、相談窓口としては保健所の連絡先などを取りまとめてホームページなどで広く周知してまいりたいと思

ているところでございます。

【ごう委員】ありがとうございます。やはり具体的にお知らせをするということがすごく重要だというふうに私も考えております。わからないがゆえにボランティア活動をやっているところにこっそり捨てて行ったりとか、地域猫活動のところにこっそり箱に入れて置いて行ったりということが結構後を絶たないので、このあたりはもっと徹底してほしいと思います。

また、この地域猫の活動についても市町によってかなり温度差があると私は思っていて、五島市さんからの要望の中にもあったんですけども、動物による苦情件数が上がっています。動物による苦情は、動物のせいではないんですよ。犬とか猫が悪いわけではなく、やっぱり人のせいでこういった苦情につながっているということで、動物、犬猫の問題は、本当に犬猫の問題ではなく社会の問題であるというふうにしっかりと捉えていただいて、そして、人由来というところで動物の取扱い業とか、餌やりとか、放し飼いとかが一番多いというふうなデータも出ております。なので、こういったところの教育というのにも必要ではないかなと私は思っていて、例えば小学校とか学童クラブさんとか、そういったところに、それこそボランティアさんとかにお願いをして、命の教育とか、地域猫ってこういうものだよということをしっかりと地域の中で根づかせていくために子どもたちの教育とかが必要ではないかと思っているんですけども、そのあたり、どのようにお考えでしょうか。

【岩松生活衛生課長】まさに委員がおっしゃるとおりだと考えております。まず、子どもにターゲットを絞った啓発といったことで、以前、私どもでつくって非常に好評だった猫の折り紙

で、裏に啓発的なものをつけ加えて配付をしたりですとか、教育庁にお願いしまして、実際に教育庁から各市町に通知を出していただいたんですが、私どもが動物愛護の取組について、そういった動きを行おうとしているから知っておいてくれといったような案内をしていただいたりとか、例で出されましたボランティアの皆さんが既に学校現場で教育をやっておられるといった場面もございますので、その辺についてはさらに力を入れていく。また、高齢者についても、例えば読みものになるような啓発資材を作成して回覧板に織り込むとか、そういった形でちゃんと相手さんに届くような形で啓発ができていければというふうに思っているところです。

【ごう委員】ありがとうございます。教育庁ともしっかりと連携がもうできているということでもございましたので、それをしっかりと21市町に広げていただきたい。そして、ターゲットをしっかりと、本当にしっかり届くような仕組みでやっていただければと思います。

それから、もう1点です。先日、平戸市におきまして動物愛護法違反で逮捕されたというニュースが出てまいりました。この逮捕された本人はドッグトレーナーという肩書で犬を預かっていたということなんですが、家の中には3体の動物の死体が放置されたままの状況であったというふうに伺っております。私の元にも保護団体の皆様から多くの声が寄せられました。

保護団体の皆様方も声を上げ、そして、保健所の方々と連携され、そして、平戸市や警察の方と連携されて、今回、逮捕に至ったということは非常によかったというふうに思っておりますし、今後の動物愛護のいろんな犯罪の抑止にもつながるのではないかとこのように思っておりますが、改めてこの件について県がわかる範

困、話せる範囲で構いませんので、どのような対応を取っていただいたのかというのを教えてください。

【岩松生活衛生課長】まず、経緯を少し申し上げますと、当課に対しまして動物愛護団体さんから平戸市の動物取扱業者さんが動物を放置しているようだという事案の情報が寄せられております。その後、当課の職員並びに県北保健所の職員が直ちに現地確認を行いましたところ、当該動物取扱業者が飼育しておりました動物が管理できない状況ということでございまして、必要な手続を踏みまして動物を保護したところでございます。

現在、全ての動物を県の施設で保護しておりまして、動物の安全、健康については確保している状況です。

また、お話の中にありましたように、本事案が動物虐待の疑いがあるということでございまして、警察署へ直ちに通報を行ったところです。警察において、9月25日に動物愛護法違反で逮捕ということでございまして、現在、警察で捜査中でございますけれども、当該動物取扱業者は、第一種動物取扱業の登録者でございましたので、その登録につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律に基づいて、その取消しを含め厳正に対処したいと考えているところでございます。

【ごう委員】県の対応についてのご報告ありがとうございました。連絡をいただいてから、しっかりと県の担当課と保健所、それから警察などがしっかり連携が取れた案件だったというふうに思っております。

ほかにも動物関係の方々の中で共有されている虐待などの情報もあると伺っております。そこで私が1点気になるのは、今回逮捕さ

れた方は、第一種動物取扱業を取っていらっしゃる方だったということですが、県内のこういった業者に対する指導ですとか、調査ですとか、そういったことは今こういった形で行われているのでしょうか。

【岩松生活衛生課長】動物取扱業につきましては、動物愛護管理法に基づきまして登録をしていただく必要がございますので、県立の保健所並びに当課におきまして、登録時に施設があれば施設等が基準に合っているかどうかの調査、あと、動物愛護管理法が改正されまして動物の飼養基準が、ケージの大きさとか運動場といったような基準が改正されましたので、動物販売業については、特に重点的に立入指導を行っている状況でございます。

【ごう委員】動物愛護管理法が改正されてから販売業にはしっかりと調査を行っているということですが、今回、この人は販売業じゃなかったので多分落ちていたんだろうなと思います。

いま一度、こういった案件がありましたので、県として業者さんの見直しということを徹底していただきたいなというふうに思っております。

いずれにしても、今回の件は全国的にも注目されるような案件でございました。犯人が逮捕されたということは、今後のいい事例になると思っておりますし、今回の迅速な県と民間、それから警察、保健所が連携して対応していただいたということが、これがしっかりとしたマニュアルじゃないですけど、こういったふうにするんだということで市町と連携を取っていただければと思いますので、よろしく願い申し上げます、要望に替えさせていただきます。ありがとうございます。

【清川委員長】ほかにご質問はないでしょうか。

【川崎委員】私は、犬猫殺処分ゼロプロジェク

トについてお尋ねいたします。

前回、ご委員がフローチャートのご提案をされまして、本当にすばらしく、かつ重要なご提案であったというふうに思っております、それが早く策定ができるように願っているところでもあります。今、それに向けて進みますというご答弁でしたので、早めにお知らせできるように進めていただきたいと思いますと思っております。

私も同じような角度でのお尋ねというか、お願いになるかと思っておりますけど、2029年に殺処分ゼロを目指すことから、その対応の一つとして管理所が基本的に引き取らないという方向になっていると思っております。一方、思いがけず自宅や周辺に野良猫が生息して大変困っている方が捕獲して持ち込もうとしても、原則、受け取らないということがあります。このことから動物たちの行き場が失われているという状況が多く発生しています。それを引き取っていただけないから、やむを得ず遺棄となると、これは動物愛護管理法によって不本意ながら罰せられるということになりまして大変大きな問題となっております。このご相談がかなり多く寄せられているのは事実であります。先ほどのフローチャートがそこで生きてくるんだろうと思っております。

8月下旬に県庁の1階ロビーで「長崎県の保護犬保護猫ビフォーアフター展」が開催されて私も拝見させていただきました。そこで配布されていた資料に、野良猫に困っていませんか、庭にふんや尿をされている、無責任な餌やりさんがいる、次々と子猫が増える、こういう時に、これを見るとひょっとしたらと思いましたが、やはり地域猫活動側におりていくわけですし、地域猫活動の意識というか、何とかして差し上げたいという方は、このフローというか、この

問いかけで十分なんだろうと思いますが、そもそも私は野良猫が嫌なんだという方には、これはなかなか伝わらないんじゃないかと思っております。

このパターンを1点だけ申し上げますけど、ここが今、なかなか先に進まないというところ、これは明確に解決し、そして、フローチャートにも掲載していただきたい、こう思いますが、見解をいただきたいと思っております。

【岩松生活衛生課長】委員もおっしゃられたように、全国の自治体は、生活環境に重大な被害がない場合は引取りを拒否する方向で対応しております。動物の命の危険がある場合は当然引き取るんですけども、おっしゃられたように地域猫ということで繁殖の低減、避妊・去勢化をするということで図っているところですが、そういった活動に至らず、生活環境の被害を訴える方は多々おられるかと。実際、保健所にも相談が多数寄せられているような状況でございます。

そのような場合に、猫の入り込みですとか、子猫を見つけた時、仮に保護するのであれば責任を持って生涯その子の面倒を見る、避妊・去勢もするといったことでしたり、その場から猫に立ち去ってほしいといった場合には、こういった方法が取れますよといったような具体的な事例、参考となるようなものをお作りしましてお示ししたいと思っております。

【川崎委員】立ち去ってもらうということは、またどこか近くに行っても同じことが繰り返されるんじゃないかなと思っておりますが、そこはどうお考えですか。

【岩松生活衛生課長】いわゆる野良猫、飼い主のいない猫というのは、管理する方がいない、野生動物めいた面もあるかなと思っております。

自宅の敷地内に入り込まれることで被害を訴える方については、その場からいなくなってもらような、例えば忌避剤ですとか超音波を出すようなことでまずご対応いただくと。その個体がとりあえずその場からいなくなれば当面の問題は解決できるのかなと思っているんですけども、その個体を強制的に保護収容する決まりがないものですから、そういったご対応になるのかなと考えております。

【川崎委員】恐らくそういうことが限界なんでしょうね。だから、もう一步その先までクリアにしてほしいなと思います。これ以上は申し上げませんが、ぜひこういった重要な課題に真摯に向き合っていただきたいと思っています。

そして、進め方ではありますが、県の管轄は、保健所がある長崎市と佐世保市以外の市町をエリアと承知しておりますけれども、県民にしてみれば、県が策定する様々な、先ほどの条例もそうですけど、ルール、フローチャート、そんなことは県全体をカバーするものだと、そういった認識に立たれるわけです。よって、長崎市や佐世保市とも対応等に齟齬が生じないようにしっかりと連携して、県が発表するものについては、長崎市、佐世保市を含んで全体をカバーするものなんだと、そういったしっかりとしたルールづくりといいますか、対応策ということにしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【岩松生活衛生課長】中核市であります長崎市、佐世保市においては、独自に動物愛護センターをお持ちでございますし、犬については殺処分がほぼゼロ、残る課題については、私どもと同じように猫ということになっているのかなと思います。

法律に基づいてつくっております動物愛護管

理推進計画ですとか推進協議会については、従前から連携してやっております。県が殺処分ゼロを目指してロードマップを引いてということについては、共通の認識を持っていただけるようにお願いをしております。

県全体で殺処分ゼロを目指しておりますので、中核市には引き続き意識を共有していただきながら協力体制をつくっていきたくて考えております。

【川崎委員】県民の皆様が混乱しないように整理をしていただきたいと思います。

次に、パートナーシップ宣誓制度についてお尋ねいたします。

定例会における検討項目措置状況資料の10ページに、「課題整理を進めながら制度導入の方向性について検討を深めていく」とあります。これは昨年11月の一般質問で私が質問させていただいたところの対応ということでもあります。今議会でも一般質問で質問されておられましたけど、ほぼ同じ内容に受け取れました。

課題整理ということでもありますけれども、主に上がっている課題はどういったものなのか、お尋ねをいたします。

【石田人権・同和対策課長】パートナーシップ制度につきましては、これまでに導入した自治体の制度内容ですとか、現状における市町の意見の把握などを行ってきております。制度を導入した場合に対象者の範囲をどこまでとするのか、また、利用者に提供されるサービスがどこまで可能かといった課題を検討する必要がございます。

また、市町の意見といたしまして、提供するサービスにばらつきが生じない方がよいとの考えが多い一方で、県が制度を導入した場合の市町の取扱いについて具体的な検討が進んでいな



といった課題もございます。

このため、今月には改めて市町担当課長会議を実施しまして、情報共有や意見交換を行ったところですが、引き続き市町や関係団体の皆様に意見をお聞きしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】 前も聞いたお話でございまして、早急に進めてほしいんですが、完璧な制度を作成するという事は理想でありますけれども、今おっしゃられたように、市町別に様々な環境に格差がある中に、それを全部クリアしていくということのを待っていると、いつになるかわかりませんし、なかなかそれは難しい話だと思っております。

そういった中、12の都府県については既に導入されてあるわけですから参考にして、できれば課題も各市町が取り組みやすいように最大公約数で整理をして一歩踏み出す。完璧なものということも大事ですけど、条例の見直しは常にあるわけでありまして、骨子になる部分から制定して、そしてそこを進めていく、このような視点も大事かと思っております。

かつて県が行った実態調査や、その分析を踏まえて理解促進のハンドブックも発行されまして、拝見しますと、生きづらい、あるいは自殺も考えたとの声もありまして、それは県も承知されているというふうに思っております。

悩み苦しむ当事者の皆様に寄り添いながら、パートナーシップ宣誓制度を制定することは、暮らしやすい長崎県とのステータスが保たれることにもつながっていくと思っております。スピード感を持って取り組むべきと考えますが、いま一度見解を伺います。

【石田人権・同和対策課長】 県民が多様な性を理解して互いに認め合い、誰もが自分らしく暮

らせる環境づくりが大切であると考えております。

県も、これまでも性の多様性の理解増進に向けて、相談対応や各種研修、LGBTフォーラムやテレビCM、啓発ハンドブックの作成など教育啓発に取り組んでおります。

また、今年度は新たに性の多様性の理解啓発イベントの開催に向けて準備を進めておりまして、今後もしっかりと取り組んでいかなければならないと考えております。

パートナーシップ制度につきましては、導入の検討過程ですとか導入後において、性の多様性の理解を深めることに寄与するものと考えておりますが、一方で整理不足のままの制度導入は混乱が生じるおそれがありますので、いまだ検討すべき課題が残っております。

今月には、改めて市町担当課長会議を開催するなど進めておりますけれども、今後もしっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】 しっかりと検討し、進めていただきたいと思っております。

先ほど、対象者の範囲のことでありましたけど、東京都が見直しをされているようです。つまり今まででよかったということじゃなく、いろんな事象が明らかになってくる中に、こういったことが漏れていたねということで、そこで改正をしていく、そのようなこともやっておられるわけですので参考にしていただきたいと思います。

次に、資源循環についてお尋ねいたします。

前回、廃棄文書のリサイクルについてお尋ねをさせていただきました。前回の委員会の質問に対しましてどう取り組まれたか、お尋ねをいたします。

この前は、長崎県は知事部局は比較的結果も

出ているということでありましたが、県警、そして教育委員会についてもしっかりと確認をしていただきたい、そのような角度で質問させていただきました。その結果も踏まえてお知らせいただきたいと思います。

【吉原次長兼地域環境課長】先の委員会で川崎委員からご指摘を受けまして、本庁舎、本庁舎の知事部局の地方機関、教育庁の地方機関、振興局、各種委員会、交通局、県警本部、警察署、そして県立高校等、227所属につきまして文書リサイクルが適正にされているかということで調査を行ったところでございます。

その結果としましては、まだ資源化していない所属が68か所あったということで、リサイクルを進める当課としましては猛省しているところでございます。

今後の対応としまして、8月の庁内会議、9月の各所属に機密文書をリサイクルできる処分業者へ委託するとか、所属内でシュレッダー、裁断したものを処理委託するなど、文書リサイクルを徹底するとともに所要の予算を確保し、文書リサイクルの徹底について改めて周知したところ です。

また、今後、毎年、所属で資源化の状況を確認して、未実施の所属に対しては資源化を徹底させることにしております。

【川崎委員】ありがとうございました。227の調査対象所属、そのうち未資源化が68、約3割ぐらいがやってなかったということで、対応については説明がありましたが、やはりコストダウンということから考えると、そこだけ見ていくと焼却が安いはずなんですけど、先ほど来、地球温暖化の対応ということから、温暖化を防止するためにコストがかかるんだというところは致し方ない、大変ですけど。そうしないと、気

候変動で起こる災害、それに係る復興だとか復旧だとかのコストの方がもっとかかるわけで、そういった大局に立った対策、地球温暖化対策、その一環が、身の周りからできるところが、この文書リサイクルだというふうに思うんですね。

そこはぜひ徹底をしていただきたいと思いますが、どうしても人事異動がありますし、退職される方、入庁される方、当然人は代わっていくわけで、これをどういう状況であれ、継続してきちんとやり続けていくというところ、どの機関も、227の機関、徹底をしていただきたいと思いますが、いま一度、その対応についてお尋ねいたします。

【吉原次長兼地域環境課長】どのように徹底させていくかということで、各所属、各担当者が文書リサイクルの継続に取り組むための仕組みというものを構築する必要があると考えてます。

具体的には、各所属が廃棄文書の処理計画を作成して、年度当初にその処理計画を提出させること。また、年度途中で処理が着実に進んでいるか、その進捗状況を求めるということも考えているところでございます。

また、委員からお話がありましたように、職員も担当が代わったりいたしますので、新規採用職員の研修とか庁内各課で組織する会議において、このリサイクルの徹底を進めていきたいと考えております。

【清川委員長】ほかにご質問はないでしょうか。

【中村(泰)委員】お疲れさまでございます。私からは2点お尋ねいたします。

まず、環境省の脱炭素先行地域補助金についてでございます。

この補助金ですけれども、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、民生部門の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出の実質ゼロを実現するため、地

方自治体や地域、また地元の企業が連携して取り組むものに対する支援であると同っております。

国としては、この補助金を通して100件ほどの地域を選定していくということが表明されており、現状、第3回目の応募があって、62件が採択されているようです。しかしながら、我が長崎県は、現状、どの自治体も採択をされていない空白県でございます。

県として、この補助金獲得に向けてこれまでどのような取組を進めてこられたのかお尋ねいたします。

【吉原次長兼地域環境課長】県におきましては、県内全市町を対象としました脱炭素先行地域に関する連絡会議を令和3年度に1回、令和4年度に開催しまして、環境省からの脱炭素先行地域の選定要件とか計画策定に向けた情報提供、市町からの計画策定に対する疑義の環境省への照会などの支援を行ってきたところでございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。情報提供でありますとか、質問などについての国との窓口、また、その助言等をされてきたのかなというふうに思います。現状は空白県ということで、チャレンジをされている自治体もあるかと思っておりますけれども、まだ結果は出ていないと。先月、第4回の応募があって、また来年には第5回があるというふうにも聞いております。倍率も決して低いわけではないと、徐々に難しくなっているということも伺っておりますが、県として獲得する、補助金を取っていくためのポイントをどのように見ておられますでしょうか。

【吉原次長兼地域環境課長】委員が話されたように、選定状況が大変難しくなっているところでございます。この先行地域の募集に関しまし

ては、お話があったように、これまで4回実施されておりますけれども、計画に対する地域のコンセンサスを得ないといけないとか、計画の実現可能性がきちんとしている、それから民間との共同提案の必須化、そういうものを求められているという状況でございます。

我々も令和4年度から各市町の首長様ともお話をし、ぜひ提案をいただきたいと。また、今年度も機会があるごとに部長と各市町にお話をし、できるだけ長崎県から1カ所でも出したいということをお願いをしている状況でございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。今、ポイントもおっしゃっていただきましたし、これまでも部長を通して各首長の皆様にも話をしただいたということでございます。

ポイントの中の一つに民間との共同提案ということでおっしゃっていただきました。私も、ある企業さんと県内のカーボンニュートラル推進について取り組んでおりまして、脱炭素の先行地域の補助金ですけれども、これは企業さんがご存じのところも実際でございます。

ただ、いろいろとやっておりますと、この補助金獲得だけに限らずなんですが、やはり県内にあるカーボンニュートラル、脱炭素に関する地域課題を企業と結びつけていくことが非常に重要であると思っております。先ほど、ポイントでもそれをおっしゃっていただきました。

しかしながら、企業から見た時の行政の動きというのが、なかなか見えないというように私は感じてますし、企業サイドからも、そのような意見を伺うことがございます。

実際、先ほど民間との共同提案というふうにおっしゃっておられましたけれども、この脱炭素の補助金の獲得ですとか、また、これまでの

脱炭素の取組において、地域課題と企業をつなぐような動きをこれまで県としてはされてきたんでしょうか。

【吉原次長兼地域環境課長】委員のご質問にあります企業と市町をつなぐという取組ですけれども、私が4月にこちらに来てからは、その取組はやっておりません。3月以前の部分に関しては確認が取れましたら、また回答したいと思います。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。ここについては事前に確認も取れてませんでしたので、失礼いたしました。

これはお願いということに代えさせていただきたいんですけど、先行地域補助金は5回目も残っておりますし、ぜひともお願いしたいのは、産業労働部とも連携して、地域と地元を積極的につないでいただきたいというところでございます。

カーボンニュートラルはお金がかかるというふうに言われておりますけれども、私から見れば見方を変えるとビジネスチャンスになると思いますし、これは企業振興に関わる話ですので、ぜひとも産業労働部と連携して地域のカーボンニュートラルの課題と企業を、特に地元の企業ですけど、つないでいただければと思います。

次の質問に移ります。フードロス削減についてでございます。

先日、あるフードバンク事業を行っている団体の皆様と意見交換をいたしました。前の議会で可決されたこども食堂を実施する団体の皆様に対して補助金なども出されておまして、そういったことをフードバンクの団体の皆様も積極的に活用していると、すごく助かっているということもおっしゃっておられました。

実際今どのように取り組んでますかというこ

とを話していくと、食材や生活用品などは、その方々が直接、企業や団体をお願いをして自分たちが取りに行くと、頂いたものは自分の家の一角に段ボールを山積みしているというようなことで、本当にやっていただいているなということを私自身も感じておりますし、感謝をお伝えいたしました。

そこでおっしゃられたのが、3畳分でもいいんだと、分散してそういった場所があると、すごく事業が進めやすいと。また、その近くに住んでいる方々も協力してくれる可能性があるんだということでご提案をいただきました。

そこで、お尋ねいたしますけれども、県の施設でありますとか、市町の施設の一部を、こういったフードバンクでありますとか、子ども食堂を運営されている団体の皆様に提供することができないかと思うんですけれども、ご見解をいただけないでしょうか。

【赤澤資源循環推進課長】フードバンク団体が倉庫の支援を求めているというご質問かと思えます。

フードバンク団体の方が倉庫を探されているというお話はよく伺っております。県有施設などを貸し付けるということも一つの案として考えられるとは思いますが、一方でフードバンクの用に供する倉庫につきましては、ただ保管するというだけでなく、その場所であるとか、あるいはその施設の何階にあるかとか、食料品の運搬のしやすさというところ、あるいは湿度がどうかというのも加味したところで検討していく必要があるものと考えております。

また、一部のフードバンク活動されている団体のお話を聞きますと、例えば、倉庫を使って、倉庫から直接欲しい方に供給されるような活動をしたいと考えられているという話も聞いてお

ります。そうなりますと、引き取る側、供給される側の利便性も考慮していく必要があるかと考えております。

いずれにしても、こうした課題もあるということは承知しておりますが、もし相談などがありましたら、県の関係部局とも情報を共有した上で、場合によっては市町の方にもお声かけをした上で、可能であればフードバンク団体におつなぎをするということを考えていきたいと思っております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。前向きなご見解をいただけたものだと思っております。日頃からそういったフードバンク団体でありますとか、食品を受ける方々とのコミュニケーションをとっておられるということもよくわかりました。

前の議会で補助が出てはおるんですけども、私としては、お金がかからない支援はどういうことなのかということがすごく大事なポイントだと思いますし、できることはまだきっとあると思います。ですので、そういったご要望が出ているのであれば、なかなか提供できる施設が限られているというのも十分わかっておりますけれども、市町とも共有しながら進めていただきたいと思っております。

一つ、これはアイデアということで伝えさせていただくんですけども、小中学校の空き教室みたいなところは、すごく使えたりするんじゃないかなということで、先ほど運搬であるとか湿度の話がございましたけれども、小中学校であれば、今、廃校になってなければ空いている教室があると思っておりますし、かつ、それなりの湿度といたしますか、環境も、食べ物を置いても十分保管できるようなところもあるんじゃないかなと思っておりますので、そういったことも踏まえ

て今後ご検討いただければと思います。

以上でございます。

【吉原次長兼地域環境課長】中村(泰)委員の企業への働きかけはどのようなのかという部分について回答させていただきます。

これまで県では、ながさき環境県民会議というものがございまして、その中に団体の代表である工業会様であるとか商工連合会様とかが入っておられますので、その中で脱炭素経営に向けた取組を進めていきたいと思いますということでお話をしているところでございます。個別に企業の方に当たってはおりませんが、先ほど委員がお話しされたように産業労働部と連携して、そういったお話が企業からあれば結びつけていきたいと考えております。

【中村(泰)委員】ぜひともよろしく願いいたします。

以上です。

【清川委員長】ほかにご質問はないでしょうか。

【中村(俊)副委員長】私からは新しい長崎県づくりのビジョンの策定及び長崎県総合計画の一部見直しのこども分野においてのご説明を受けて、1点だけ確認をさせていただきたいと思っております。

こちらのビジョンですけれども、「働き方や交通・生活利便性の改善で、こどものための、こどもの時間が1時間プラスされ、こどもが喜んでいる」というありがたい姿の実現に向けて、「働き方改革による「共育て」、「時間の確保と推進」というお話でありました。

こちらのビジョン、方向性も確認させていただいた中で、職住近接、あるいは育住近接のコンパクトな子育て生活環境の整備であるとか、また、働き方改革を推進することによって、「共育て」をやっていこうということになります。

そしてまた、子どもの時間であるとか、子どもが安心できる場所の確保という内容でございました。

ただ、このビジョンを見てみますと、かなり幅広い方々のご協力が必要になるかと思いません。例えば、居場所であったり、学童であったり、先ほど来お話が出ている例えばこども食堂であったり、そしてまた、保育所、幼稚園、あるいは認定こども園、こういったところのご協力も必要になってまいります。また、当然働き方改革という面においては、民間の企業、あるいは団体の方々、こういった方々との連携が必要不可欠になってくるというふうに考えております。

現時点においては、素案でございますので、なかなか回答が難しいのかもしれませんが、このビジョンを達成するに当たって、現時点でスケジュール感であるとか、何か達成するためのイメージがあればぜひお教えをいただきたいと思えます。

【大安県民生活環境部長】今ご指摘ありましたビジョンのこども分野の点でございます。こちらのビジョンを見ていただきますと、まさに委員からご指摘がございましたように、共育て等も含めまして、関係部局がたくさんつらなっております。そういう意味では、そういう多様な分野の中から関連性があるところがありますので、それを全体としてうまく連携させて、これを実現していくというようなことを考えております。

当部におきましては、特に共育て、共働きといった関連の中で男女が共に育児・家事にしっかり携わっていくという観点が主流になってこようかと思えますけれども、それを含めましても関係部局との連携等があるかと思えます。

実際、こちらの主要部局については、こども政策局となってまいりますので、今後の実現に向けての、いろんなスケジュールも含めたところにつきましては、福祉部局等の関係部局とともに今後執り行っていきたいと考えております。

【中村(俊)副委員長】ありがとうございます。ビジョン自体は、おおむね10年後のありたい姿と、その実現に向けた施策ということでございますので、時間はあるようで、私、個人的には10年というのは長いようで実は短いのではないかなという感覚も持っておりますので、その点を含めまして、このビジョンの詳細が決定した時点で具現化を目指すのであれば、中途、中途の段階でも、段階的に例えば各市町であるとか、関係する民間の方々との情報の共有、あるいは落とし込みということも、関係部局も含めてぜひやっていただきたいと思っておりますので、いずれにしても、しっかりとしたスケジュール感を持って、このビジョン自体は非常に評価ができる素晴らしいものであるというふうに思っておりますので、ぜひとも成功させていただきたいと考えます。これは要望にとどめます。よろしく願いいたします。

【清川委員長】ほかにご質問はないでしょうか。

【溝口委員】消費者行政の推進についてですけれども、令和4年度に県消費生活センターの相談件数が2,337件、県全体では、市町分を合わせて1万717件ということでございます。特にインターネット通信販売の定期購入に関する相談が増えているということですが、通信販売の種類を多い方から教えていただければと思っております。

【立石食品安全・消費生活課長】消費者のトラブルで多くなっておりますのは、インターネットによる定期購入に関するものが問題になって

おります。例えば、初回お試し、例えば500円とか安い金額でお試しで気軽に申し込んで、実はそれが10回定期購入だったというようなトラブルがございます。それをきちんと明記していても、小さく書いているところもございませし、書いてないところもございませす。そういった定期購入に関するインターネットによる通信販売のトラブルが多くなっております。

特に、分野でいいますと、化粧品という分類がありまして、最近ですと男性も男性用の化粧品関係の商品を通信販売で購入するというところでございませす。

【溝口委員】特に被害に遭った件数と、どのくらいの額であったのか、その報告があつていませのかどうかお尋ねしたいと思ひませす。

【立石食品安全・消費生活課長】令和4年度で申ひませすと、化粧品の定期購入などに関する相談につきまひませは、苦情相談全体で2,153件のうちの210件ということで、約1割の相談になっております。これは昨年度も1位でございませして、2年連続1位ということで非常に多くなつていませるところでございませす。

【溝口委員】化粧品だけで210件、1割近くということでございませすけれども、額について、それと警察への通報とかなんとかも、そういう事件があつたのかどうか、その辺についてはいませがでしませうか。

【立石食品安全・消費生活課長】化粧品の通信販売による定期購入に関する相談につきまひませ、金額の方はただいまこちらで集計はしてございませせんけれども、警察に関ひませすと、最近ではニセ電話詐欺と呼ばれる悪質な特殊詐欺の被害額は、令和4年で113件、金額は2億161万円と公表されてございませして、こういう悪質な被害という

のも非常に多くなつていませる状況でございませす。

【溝口委員】わかりませました。県としては、消費生活センターで教育といませうか、そういう指導をしていませるにもかかわらなす、こういう事件がたくさん出ていませるということは、何か根本的に、特に高齢者の方々が多ひませるんですけども、高齢者の方々に対して、テレビでも大分あつていませるんですけど、それでもそういうものに引ひませかかるということは、まだまだ行き届いてない部分があるのではないかと申ひませるんですけども、その辺の広報活動について、様々なことをしてございませすけど、特に県として力を入れていることについてはどういませるかと申ひませるのでしょうか。

【立石食品安全・消費生活課長】高齢者の被害といませるのが非常に多くなつてございませして、私も高齢者等を対象に消費者トラブル防止講演会や高齢者向けの消費者トラブルを防ぐ講座を開催したりしてございませす。

また、トラブルを防止するためのDVDをつくらせて各市町や関係団体の皆さんを通して配布してございませす。全国的にもこういうトラブルがありましたといませる事例は、国民生活センターからもまひませりますので、その都度迅速に県内の関係団体や市町等にメール配信で随時周知をして、そこからそれぞれまた関係する方々にメールなどで広く展開してございませすといませることで、そういう方法でメール配信を常日頃やつてございませす。昨年でいひませすと、70件以上、年間を通ひませして随時情報提供をしていませるような状況でございませす。

【溝口委員】わかりませました。なかなか行き届かない点があるかもわかりませせんけれども、ぜひ努力をしてございませすといませるかと申ひませると思ひませす。

特に昨年から成年年齢が18歳に下がつたと

ということで、成年の若い人たちの悪質商法による被害が増加しているということですが、この悪質商法はどのような種類があるのでしょうか。

【立石食品安全・消費生活課長】 昨年の4月から成年年齢が18歳に引き下げられたことによりまして、特に全国的にも18歳、19歳のトラブルというのが非常に多くなっている状況でございます。

中身を見ますと、若い世代ということでインターネットゲーム、オンラインゲームに関する課金のトラブルとか、先ほどございました通信販売での化粧品とか、他にエステとか、最近は男性でも脱毛エステというところでの料金のトラブルとかもございます。そういった若者特有のトラブルに対しまして、県内の公立高校、全57校を含めまして、学校の授業に消費者教育推進員など消費生活センターの職員を派遣しまして消費者トラブルの防止について授業支援を行っているところでございます。

【溝口委員】 わかりました。

ちなみに、本県で若者がねらわれた件数というのは把握しているんですか。

【立石食品安全・消費生活課長】 昨年度の苦情・相談件数2,153件を年代別に見ますと、20歳未満という括りでございますけれども、苦情の件数としましては56件、構成比でいきますと2.6%でございます。まだ2.6%という数字でございますけれども、今後は成年年齢引き下げに伴って、18歳、19歳に関するトラブルというのは非常に多くなってくるとは懸念しておりますので、若年層に対する周知啓発というのもしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

【溝口委員】 わかりました。56件のうち、金

額としての把握はしているんですか。一番多い人でどのくらいだったんでしょうか。

【立石食品安全・消費生活課長】 それぞれの金額というのは、現在では集計しておりません。

【溝口委員】 わかりました。なかなか、若い人は若い人でだまされることが多いかもわかりませんが、特に高齢者関係は、本当にわからないで引っかけってしまうという件数が多いと思いますので、これからもぜひ指導していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【清川委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】 ほかに質問がないようですので、県民生活環境部関係の審査の結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

---

午前 11時49分 休憩

---

午前 11時50分 再開

---

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして県民生活環境部関係の審査を終了いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、交通局関係の審査を行います。しばらく休憩いたします。

---

午前 11時50分 休憩

---

午後 1時30分 再開

---

【清川委員長】 委員会を再開いたします。

これより、交通局関係の審査を行います。委員会による審査を行います。

交通局においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査及び議案外の所管事務一般について質問を行います。



まず、交通局長より所管事項の説明を求めます。

【太田交通局長】交通局の観光生活建設委員会関係説明資料をご覧いただきたいと思います。今回、追加1の資料もございますので、併せてご覧いただきたいと思います。

今回、交通局関係の議案はありませんので、主な所管事項につきましてご説明いたします。

（交通局の経営状況について）

交通局の経営状況については、今年度第1四半期において、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類とされたことや、社会経済活動の回復に伴い、空港リムジンバスや高速バスなどにおいて利用が増加しており、営業収入は、前年度に比べ9,000万円増加しました。

営業費用については、経営計画に沿った路線バスの効率化や車両等への投資の抑制、各種経費節減に伴う効果などにより、前年度同期比で微減となっております。

この結果、経常収支（税込み）は、前年度同期比で7,000万円改善し、9,000万円の黒字となりました。

今年度は、経営計画後期5か年行動計画の初年度であり、東長崎営業所の開設や矢上営業所の建替えに着手するなど、営業所再編を進めることとしており、また、資産活用については、本原公舎跡地の売却や長崎営業所敷地の一部貸付の手続きを進めております。

今後も、経営計画における収支目標を達成できるよう、引き続き職員一丸となって取り組んでまいります。

（乗合バスの状況について）

交通局では、長崎市域の持続可能な路線バス網の構築のため、長崎自動車株式会社との共同経営方式により路線再編に取り組んでおり、昨

年4月と10月に、東長崎・日見・滑石の3地区において、事業者の一元化や便数の調整等により効率化を進めております。

総務省においては、この取組を地方公営企業の模範となる取組として評価いただき、令和5年度優良地方公営企業総務大臣表彰の被表彰企業として、交通局を含む4団体を選定し、去る7月27日に授賞式が執り行われました。

長崎自動車株式会社との共同経営方式の路線再編においては、長崎自動車株式会社と交通局が長崎市と連携協力し、同じ方向に向かって取り組んだものであり、去る8月24日には、長崎市長を両者で表敬訪問し、謝意をお伝えするとともに、今後の連携強化について、改めて確認できたものと考えております。

交通局としましては、今回の表彰を励みに、引き続き長崎自動車株式会社との共同経営を推進することで経営の健全性を確保し、県民が安心して利用できる路線バス網の維持に努めてまいります。

また、交通局では、長崎市が支援し、長崎市内の路線バス・路面電車で実施する「運賃無料デー」について、1回目を6月25日（日）に、2回目を7月23日（日）に実施しましたが、利用者数が前年同時期と比べ約2倍に増加しており、多くの皆様に公共交通機関をご利用いただきました。

バス等の利用者へのアンケート結果によると、普段公共交通機関を利用しない人のうち「今後は公共交通機関を使うようにしたい」と回答した人の割合が6割あり、この取組により新たな需要の掘起しが期待されるものと考えております。

夏休み期間中の小学生のバス利用促進を目的とした「夏休みこども定期券」については、前

年度から約2割増となる379名にご利用いただきました。

今後も、路線バスのさらなる利用促進に取り組んでまいります。

（貸切バスの状況について）

貸切バスについては、昨年度に一時的に修学旅行の需要が高まりましたが、今年度はその需要が落ち着いた一方で、クルーズ船団体旅行や県内外の一般団体旅行が徐々に回復してきております。

クルーズ船においては、今年4月から8月までに長崎港に46回入港しており、交通局においては、長崎市内や島原半島、佐世保方面などを観光する乗船客の寄港地ツアーとして、延べ416台の貸切バスを運行しました。

現在、長崎市内の貸切バス事業者等においては、クルーズ船による団体旅行や修学旅行などの受注が重なり、バス事業者単独で必要な貸切バス台数の確保が難しい場合には、他のバス会社から協力をいただき運行するなどの協力体制づくりに努めております。今後も、さらなる利用増が想定されますので、引き続き関係機関との連携を図りながら対応してまいります。

また、貸切バスの標準的な運賃である公示運賃について、国土交通省が今年8月25日付で改定を行いました。今回の改定では、上限運賃が廃止され、下限運賃のみの改定となっており、下限運賃の水準は、人件費や燃料価格の上昇が反映され、これまでに比べ3割程度増加したものとなっております。

貸切バス事業者は、貸切バスの運賃を原則として国土交通省が定める公示運賃の範囲内で決定することとされており、今年秋以降の受注分から新運賃に移行していくものと考えております。

交通局におきましても、職員の処遇改善や燃料費高騰等へ対応していく必要があることから、国の公示運賃の趣旨に沿い、必要な手続を行ってまいります。

追加1の資料になります。

（ながさきバスフェスタ2023の開催について）

交通局においては、9月20日の「バスの日」を記念したイベントとして、去る9月24日（日）に、長崎市神ノ島地区にある長崎自動車株式会社安全教育センターにおいて、長崎市内の4バス事業者との共同で「ながさきバスフェスタ2023」を開催いたしました。

バスフェスタにおいては、交通局、長崎自動車株式会社、長崎バス観光株式会社、長崎遊覧バス株式会社、ラッキーバス株式会社が、それぞれの車両を併せて15両展示したほか、バスにまつわるゲームやクイズ、オリジナルグッズの販売等を行い、多くのお客様にお越しいただきました。

併せて、バス運転手の仕事を身近に感じてもらうことを目的として、バス運転体験会を実施したところであり、全国的にも運転士が不足する中、こうした取組を通じて地域に貢献する運転士の魅力や役割を発信し、将来的な運転士の確保につなげたいと考えております。

今後も、バス事業者間の連携を図りながら、バスの利用促進や運転士不足等へ対応してまいります。

以上をもちまして交通局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【猪股管理部長】「政策等決定過程の透明性等

の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました交通局関係の資料についてご説明いたします。

まず、1,000万円以上の契約案件についてですが、本年6月から8月までの実績は、資料の2ページになりますが、計6件となっております。

そして、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年6月から8月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、「諫早駅を軸とした地方バス路線の充実について」の1件となっております。それに対する県の取扱い、資料7ページに記載のとおりでございます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【清川委員長】次に、乗合事業部長より補足説明を求めます。

【柿原乗合事業部長】長崎バスとの共同経営の取組につきまして、補足して説明をいたします。

県営バス、長崎バスの両事業者におきましては、長崎市と連携いたしまして独占禁止法特例法に基づく共同経営による路線再編に取り組んでいるところでございます。

このたび、令和4年度に実施いたしました東長崎・日見・滑石地区において、両事業者の結果がまとまりましたのでご報告をさせていただきます。

「観光生活建設委員会補足説明資料 長崎バス・県営バスによる共創の取組状況のご報告」の1ページをご覧ください。

まず、令和4年度にどういうことに取り組んだのかということについてご説明いたします。

「1、令和4年度に取り組んだこと」をご覧ください。

さい。

5点ほどございまして、につきまして、こちら、両事業者が運行しておりました東長崎地区・日見地区は県営バスに、滑石地区は長崎バスに、それぞれ一元化をしたところでございます。

左側、東長崎地区のグラフをご覧くださいますと、令和3年4月の時点では、県営バス、長崎バス、こちら両事業者が合計328便運行しておりましたけれども、共同経営を行うに伴いまして利用実態に即した運行便数とした結果、令和4年10月、県営バスが272便運行することとなりました。日見・滑石地区についても同様に取り組みまして、記載のとおり便数となっております。

につきまして、利用者の利便性を可能な限り維持するために、利用の少ない昼間時間帯に等間隔になるように時間を調整して利用者の待ち時間を平準化しました。

東長崎地区のグラフをご覧くださいますと、1時間当たり4便を等間隔に15分置きに設定いたしました。日見・滑石についても同様に取り組みさせていただきます。記載のとおり設定をいたしております。

につきまして、こちら路線再編に伴いまして長崎市のコミュニティー交通となりました東長崎地区の一部の地域線につきまして、もともと市内の中心部までの運行であったものですが、東長崎地区内の運行に変更いたしまして、中心部へのご利用の際には、お乗り換えいただくハブ・アンド・スポーク型の路線に転換をいたしました。この際、矢上バス停であることが東長崎営業所を乗り継ぎ拠点といたしまして、これに合わせて乗継割引も新設したところでございます。

恐れ入りますが、2ページをご覧ください。

につきまして、今回の路線再編と併せて行いました利便向上を図る取組を記載しております。快速系統の設定をいたしたり、長崎バスから県営バスへの東長崎営業所への引き継ぎ、長崎市などからご支援いただきまして、矢上バス停で上屋やベンチ、スマートバス停の整備などに取り組んだところでございます。

につきまして、長崎市中心部におきますまちづくりの進展ということを踏まえまして、回遊性の向上を目的として、まちなか周遊バスを長崎バスとの共同運行を開始いたしました。

以上の項目につきまして令和4年度に取り組んでまいりましたけれども、これら4年度に取り組んだ取組の結果がどうだったのかということの説明いたします。

2の令和4年度の実績結果をご覧ください。

につきましては、長崎バスと共同で策定いたしました共同経営計画において設定いたしました数値目標に対しての結果を示しております。

両事業者で設定いたしました目標というのは、東長崎・日見・滑石、それぞれ各地区で、それぞれ収益性、人員数、車両数、3つの項目について改善目標を立てまして取り組んだところでございます。

なお、収益性につきましては、収益の改善効果額、人員数、車両数につきましては、路線再編に伴いまして効率化を図る乗務員数、バス車両数を示しております。結果といたしましては、人員、車両数は見込みどおりとなりまして、収益性については、おおむね見込みを上回る水準となりました。

東長崎地区をご覧くださいと、収益性につきまして、計画では1億6,900万円の効果を見込んでいたところ、2億500万円の効果となり、

達成率が121%となりました。また、人員、車両数につきましては、計画で見込んだとおりの効果が得られました。日見・滑石地区につきましても同様に結果をお示ししております。

をご覧ください。につきましては、各地区の路線収支が結果どうなったかということを示しております。

各地区とも路線収支が向上いたしまして、赤字額の圧縮が図られました。東長崎地区をご覧くださいと、コロナ前の令和元年度には両事業者の路線合計で2億3,700万円の赤字だったところが、令和4年度には1億1,000万円の赤字にまで縮減が図られました。日見・滑石地区についても、それぞれ記載のとおり改善が図られております。

これらが令和4年度の実績と結果ですが、見込んでいた以上の結果となりましたのは、地域の皆様のご理解とご協力によりまして運行を効率化できたことによるものと考えております。両事業者とも深く感謝しているところでございます。

人口減少や少子・高齢化の進展など、路線バスを取り巻く環境は依然厳しい状況にございますけれども、県営バス、長崎バスの両事業者は今後もこの取組を継続してまいりたいと考えております。

補足説明資料の説明は以上でございます。

【清川委員長】 以上で説明を終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧ください。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【坂本委員】 陳情番号の23番の、交通局は1件ですよね、「諫早市政策要望」の3の「諫早駅

を軸とした地方バス路線の充実について」ということで、これは先ほど説明があった政策等決定過程の中にも、去年も同じような陳情が出されているんですかね、それに対する県の対応ということで書かれています。

改めてこの理由を読んだ時に、確かに半導体関連企業が、京セラ、それからソニーセミコンダクタマニュファクチャリングが、南諫早産業団地、それから諫早中核工業団地に新設、増設ということがあります。それから、大型商業施設が今度開業予定ですよ。それからすると、理由を読む限りは、なるほどな、ここにバス路線を周遊を含めて、あるいは通勤を含めて必要なかなというふうに感じました。

それで、この陳情を受けての交通局の認識といますか、そこら辺をお伺いいたします。

【柿原乗合事業部長】諫早市からの陳情につきましては、この項目につきましては、今年度初めてと認識しております。趣旨等につきましては、もう委員おっしゃったとおりでございます。今後、諫早市の方で半導体企業が誘致されたり、新しい商業施設ができたりということで、新しいニーズというのが今後見込まれてくるということは事実かと思えます。

私どもとしては、当然、需要があるところというのは適宜考えていくということは基本的に考えておりますけれども、諫早市全体の公共交通体系というものを考えながら、諫早市とるる協議をしながら進めていくということになっていくかと思えます。

諫早市の公共交通につきましては、諫早市で今年の春に「諫早市地域公共交通計画」というものを策定されております。そうした上で地域交通の維持・確保のために、今後、市の方でも取り組んでいくということになりますので、そ

ういう取組と併せたところで新しい需要については協議しながら考えていきたいと思っております。

【坂本委員】わかりました。これは政策等決定過程に載っている県の対応というのは、今年の陳情に対する対応ということですね。失礼いたしました。

今、答弁があったとおりでいいんですけども、この県の対応の中に、今年度、半導体関連産業強化推進プロジェクト本部を立ち上げると。この中でバス路線の充実を含めた対策等を検討してまいりますということですが、この辺については、先ほど局長から説明があった諫早市の地域公共交通計画との関連はあるんでしょうか。

【太田交通局長】県の内部に半導体関連産業強化推進プロジェクト本部というのが立ち上がりましたが、これは企業誘致とか、そういうものを県全体として横断的に対策を講じていこうというような本部でございます。その中で交通対策も当然含まれておるわけですので、その中で議論をして、どういう対応が必要かということのを今後やっていくということになるかと思えます。

【坂本委員】わかりました。その際に連携をしていくというふうな考え方でいいですね。了解です。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくこととします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありません

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】質問がないようですので、次に議案外所管事務一般について質問はありませんか。

【松本委員】 それでは、部長説明資料の3ページ、「運賃無料デー」ということで、6月25日、7月23日に実施され、利用者数が前年同時期と比べ2倍になったということで、長崎市の支援に基づいて長崎市内の路線バス、路面電車で実施したということで、大変大きな成果が出たと思います。

ちょっと確認ですけれども、長崎市が支援ということでもありますから、県としてのかかわり、支援の在り方はどうなっているのか、今後の実施計画はどうなっているのか、お尋ねいたします。

【柿原乗合事業部長】長崎市の無料デーにつきましては、市が主体となって実施しております。私ども県営バスは、市から支援を受ける運行事業者といたしまして、長崎バス、電気軌道などと同様に取り組んでおるといところでございます。

今後、長崎市の無料デーでございますけれども、年間8回を計画するというので、現状、今まで3回やっております、6月25日、7月23日、9月10日と。今後、10月、12月の予定までしておりますので、年間5回まで決まっているということになりまして、残り3回というのは今から決めていくということになるかと思っております。

【松本委員】県として県費を出しているわけではなくて、あくまでも長崎市の支援事業の補助をいただいたということでもあります。

ただ、県としての関わり方も今後こういう良

い事業に関しては必要であるかなと思います。ただ、やはり長崎市の事業ということでもありますので、連携して取り組んで、今後もあと3回やるということでもありますので。このことによって渋滞の緩和、そして環境問題の対策にも大きな成果が上がっておりますので、そういった意味でも、そしてまた、これをきっかけにバス、路面電車に乗る方が増えてくるというのは、新たな顧客の拡大にもなりますので、積極的に進めたいと思います。

それともう一つは、子供の頃からバスに乗り親しむという意味で、「夏休みこども定期券」ですね、記載がございます。前年度から約2割増しとなる379名にご利用いただきましたということで増えていると思うんですが、これはコロナ前と比べてどのような状況になっているでしょうか。

【柿原乗合事業部長】夏休みこども定期券でございます。昨年より2割増えたということになりますが、コロナ前の令和元年度はもっと売れておりまして、実は849枚売れておりました。それからしますとコロナ前の概ね45%の水準にとどまっているということになります。

その要因といたしましては、令和2年度からのコロナ禍の3年間において利用が非常に激減したということがございます。そこからなかなか戻りきれてないのかなというふうに見ております。

【松本委員】 コロナ前は849枚と、私も印象に残っていたものですから、2割増えているといっても、まだコロナ前に戻ってないという現状の中で、やはりコロナの影響でバスに乗る人が減っているというのが顕著に出ているのかなと。

だから、さらに周知、広報を広げて、子どもの時からバスに乗るきっかけをつくっていくと

というのが大変重要であると思いますので、来年度以降も積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それともう一つ気になるのが、高齢者の交通状況です。免許の返納について家族が心配する声というのは、前の県警の時にも質問させていただきました。やはり免許を返納しない方が多いそうです。特に地方になると生活ができなくなると。特に高齢の方は病院に行くのにも絶対免許が要ることなんですけど、この免許返納者にバスを利用していただく支援というのは、どのようになっているのでしょうか。

【柿原乗合事業部長】交通局におきまして、免許返納者に対する支援策ということでしておりますのが、免許返納者パスという商品をつくっております。こちらは運転免許証を自主返納された方を対象に、長崎市、諫早市、大村市の各エリア内の県営バスの路線バスが乗り放題となるフリーパス券でございます。1カ月が3,000円、3カ月が9,000円という設定をしております。

令和5年3月時点でのご利用者数でございますけれども、こちらが全体で46名ということになっております。

【松本委員】大変お得なパスになると思います。ただ、これもずっと使えるわけではないというふうに伺いました。1回、そういうきっかけになるということでもあります。しかし、実質のところ、これから長崎、諫早、大村で生活していく中で、高齢者の方が、特に今多いのが、タクシーの運転手が足りなくて、昼間、病院に行くのにもタクシーがなかなか来ないということで、公共交通機関があればありがたいということなんですけど、今後の高齢者に対する支援の在り方をどのように考えていらっしゃいますか。

【柿原乗合事業部長】委員おっしゃるとおり、

免許返納者パスは、免許返納後1年以内に限るという形になっております。その後、なかなか受け皿がないということで、私の方も高齢者対策ということで、満65歳以上の方を対象にした「プラチナパス65」という商品をつくって対応しております。

こちらは、県営バスの路線バスの全線または各エリア内限定で乗り放題になるフリーパス券でございます。券種が1、3、6カ月とございます。1カ月券につきましては全線が6,000円、エリア限定で5,000円という設定をさせていただいております。令和5年3月の利用者数というのは1,129名ということで、こちらは制度開設後、大体このぐらいの数でずっと推移してご好評いただいていると思っておりますので、今後もこういった取組を通じて継続してまいりたいというふうに思っております。

【松本委員】ありがとうございます。免許返納者への支援や高齢者の支援、高齢化も今後進んでまいりますので、率が上がってきます。一番大事なのは、周知、広報じゃないかなと思います。特にバスがある長崎、諫早、大村で、市町とも連携して、こういうのを知らない方がかなり多いと思いますので、いろんな媒体を活用して、やはり動けないという方々、そして、タクシーも不足している状況も問題ではありますが、それをきっかけにバスを利用していただくように取り組んでいただきたいと思います。

最後に、新幹線の新大村駅の二次交通について質問をいたします。

開業してから1年たつわけでございますけれども、大村で問題になっているのは二次交通の問題です。実際、私が聞いた話で、壱岐選出の鵜瀬議員が空港に着いて、時間がなかったので高速バスだと時間がかかるので新幹線で長崎に

行こうと思ったと。新幹線で長崎へ行こうと思って空港から新大村駅に行ったらタクシーで1,700円ぐらいかかったと。新幹線代は変わらないぐらいの金額だったということで、この部分はバスがないんですかと、そもそもバス停がないですよ、新大村駅にというふうに指摘を受けて、ほかの観光客の方々からも、なんで二次交通が、そもそも空港と新幹線とインターチェンジが一直線につながっているのに、それをつなぐ二次交通がタクシーだけという状態に、やはり不満の声が上がっています。現状についてお尋ねいたします。

【柿原乗合事業部長】今、空港、新大村駅、それから大村インターの三拠点を結ぶ公共交通というのは、予約制の乗合タクシーが走っております。

こちらは経緯を申し上げますと、新幹線開業を契機に運行し始めたのですが、こちらは大村市が策定いたしました「大村市地域公共交通再編実施計画」に基づいた取組でございます。

こちら、今、乗合タクシーの運行という位置づけでございますけれども、開業当初の利用状況であるとかニーズなどを検証するための実証運行という形で位置づけられておりまして、大村市がアンケート調査等を行いながら、その後、運行を検討するというような状況になっております。

【松本委員】事前にネットで予約して格安で1,000円で乗れるということで、オンデマンド実証ということでございますから、これはずっと続くわけではないと思うんですね。もうそろそろ予算の関係も出てくると思うんですけれども、いずれにしても、必然的にタクシーの数が足りないので、オンデマンドをしたとしても、総体的に外からの方が多いわけですから、これだけ

では対応できなくなると思います。今後の取組について、現状、把握している点をお尋ねします。

【柿原乗合事業部長】先ほど、乗合タクシーは実証運行中だということで申し上げました。現状、大村市の検討の結果でございますけれども、近頃、今後の方針というのが出ました。その検討の結果、利用状況を踏まえまして、ご利用が少なかった大村インターへの運行を廃止することと、その結果、新大村駅 空港間を予約不要で利用可能な路線バスによる実証運行に移行するようになったと承知しております。

路線バスの実証運行につきましては、西肥バスが運行しております、現状、特急の佐世保からハウステンボスを経由して空港線というものがございます。こちらを高速道路、それから新大村駅経由に変更した形で乗合タクシーと同じ12往復24便を運行する予定であるということでお聞きしております。

【松本委員】じゃ、最初からバスでよかったんじゃないかとそもそも思うんですけれども、そこは大村市の計画であり、これをやってみただけ結果的にということと、なぜ県営バスじゃないのかなというのも、それはそれぞれ事情があるんだと思います。

ただ、バスが通ったということは、今のご説明だと、恐らく空港から佐世保まで行く高速バスの大村インターチェンジの途中に新大村駅を経由してハウステンボス、佐世保まで行くということですよ。それはあり得ると思うんです。というのが、インターチェンジの手前に、すぐ近くに新大村駅があるから経由することは可能です。そういう計画もあって直線になっているわけであって。

だから、そういうのが最初から、1年前から



なぜできなかったのかなというのは疑問に残ることでありますけれども、バスになると料金がかなり安くなると思うんですが、現状、想定されている料金はお幾らになっているんでしょうか。

【柿原乗合事業部長】こちらは実証運行に向けて準備中ということで、恐らく国の手続等があるからということなので、明確には私も把握できておりませんけれども、報道等によると260円を予定しているということで承知しております。

【松本委員】かなり格安になりますし、新大村駅 長崎空港 大村インターチェンジの3つですね。西肥バスが運行してくれるということですが、今後も県営バスとしても、県にとっても大変重要な玄関口にもなりますし、また、新大村駅をハブとして諫早方面、島原方面への高速バスだって不可能ではないと思うんですね。高速インターチェンジが近いわけですから、諫早市よりですね。そういう意味合いも新大村駅の位置にはあるわけでございまして、ぜひ、今後、大村市との協議の上で、新大村駅、新幹線からの二次交通に対しても積極的に、特に人口が増加しておりますので、諫早もそうですけれども、せっかく1年間活用できてますので、それをさらに二次交通で伸ばしていただくように要望して、質問を終わります。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

【中村(泰)委員】お疲れさまです。1点確認させていただきます。

部長説明の3ページに貸切バスの状況について記載されておりますけれども、前の委員会でもお尋ねいたしましたクルーズ船、海外クルーズの解禁に伴って貸切バスの状況ということで確認したところ、かなり忙しくなっている

ということでした。

先日、中国クルーズが解禁ということで、いよいよまた忙しくなってきたと思いますし、ドライバーも不足しているんじゃないかなと思うんですけれども、まずは状況についてお知らせいただけないでしょうか。

【江頭貸切事業部長】クルーズ船の状況についてというお尋ねですが、今年の3月からクルーズ船の入港が再開されて、今年度4月から8月までの間、46回の入港があったわけですが、そのうち交通局当局としましては39回、416台の運行に関わっているという状況になります。

また、この後、来年3月までのところについては、現在のところ、32回、440台ほどの予約が入っているという状況になります。ただ、8月10日に中国からの団体旅行が解禁されましたが、その後の中国関係の問い合わせというのは、それほど増えてはないという状況になっております。

【中村(泰)委員】ご答弁ありがとうございます。中国との関係も今非常にセンシティブなところもあつたりしますので、そういうことも踏まえた上での状況かと思うんです。とはいいまして、海外クルーズが増えてきたというところでも、かなりの予約が入っているんじゃないかなというところで、バスの不足でありますとかドライバーの対応ができない場合も今後出てくるのかなと思うんですけど、バスの確保については、部長説明の4ページにも記載いただけてますが、そのあたりの見通し、また、対策はいかがでしょうか。

【江頭貸切事業部長】特にこれから10月、11月を迎えるに当たって観光シーズンにもなりますので、ほかの予約との重なりでなかなかバスが取りづらいという場合もありますし、クルー

ズ船の場合には、とりわけ1回当たりの必要台数も非常に多くございますので、そういった意味で私どものバスだけでは足りない場合、いろんなケースがございます。

先ほど、8月までの間に416台の運行をということでお伝えしましたが、そのうちの約4分の1、100台ほどは他のバス会社さんのご協力をいただいで運行しているということで、そういった協力・連携するような形づくりを継続的に進めることで今後も対応していきたいというふうに思っております。

【中村(泰)委員】ご答弁ありがとうございます。4分の1ほどはほかのバス会社さんとの連携ということでした。

中国との関係が今すごく難しい状況がございますが、過去、クルーズ船が入ってきたデータを見ると、13万トン以上の大型クルーズが、現状はまだ、昨日、かなり大きな船が入ってきておりますけれども、まだまだ当時に比べると本当の大型クルーズというところまでは至っていないようにも思えます。今後の中国の動向次第では、今入ってきている船より、もっと大きな船が来る可能性も十分にあるかと思っておりますので、今取られている対策で足りるのかどうか、さらに対策が必要になるのかも含めてご検討いただければと思います。

以上です。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

【川崎委員】運賃制度についてお尋ねいたします。

まず、障害者割引ですが、障害者の割引制度全般についてお伺いしたいと思います。

【柿原乗合事業部長】路線バスの障害者割引につきましてご説明させていただきたいと思いません。

路線バスの障害者割引につきましては、各バス事業者が国への届出を行って設定する割引となっております。したがって、事業者によっては、その対象等が異なることがありますけれども、国が示している標準輸送約款というものがございます。この中では身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が、本人や介護人であることを確認した時に割引を適用することとなっております。

県営バスにおける障害者割引についても同様に、身体、精神、療育の手帳の交付を受けている方で、障害の程度等に応じて区分された一種の手帳の方はご本人と介護人を、二種の手帳の方はご本人のみを対象として普通運賃を半額とする割引を実施しております。

【川崎委員】わかりました。ありがとうございます。割引対象者に事前にnimocaカードへ登録を行っているので、精算時はそのまま精算機に近づけることで運転士さん側の操作は不要になっていると思います。しかし、ホームページ等確認しますと、必ず手帳の提示を求めようとなっておりますが、なぜ提示を求めようような制度になっているのかお尋ねいたします。

【柿原乗合事業部長】手帳の提示につきましてでございます。

こちらが種類として、まず一種と二種によって割引対象の相違がありますので、ご本人様の確認と併せて手帳の種別の確認をさせていただくために、お手数ではございますけれども、提示をお願いしているところでございます。

【川崎委員】事前にnimocaカードに操作をしているので、精算自体は何もすることはないですけれども、種類によって確認をする必要があるということは、そもそも登録をする段階で手帳の種類によって、いろいろ登録をして精算が

スムーズに行くようになっているんじゃないですか。見せることによって、またそこで新たな操作が発生するということですか。

【柿原乗合事業部長】委員おっしゃるように、障害者用カードということで、最初、交付の時に半額になるような処理をしたカードを交付するということになります。ご利用の際、障害を持たれている一種、二種の手帳に応じて介護人がいらっしゃる場合なんかは、そこでカードから引き落とししたりという処理が必要になってきますけれども、お一人の場合は、おっしゃるとおり、タッチすればそのまま精算ができるということでございますが、お客様によっては、そういう特殊な処理を要するケースもございますのでお願いをしているというような状況でございます。

【川崎委員】介護の方がいらっしゃるケースに限っていけば、そういったことが必要ないような感じもいたします。様々なお声が届けられている中に、様々な事情で手帳提示が困難な方がいらっしゃいますので、そこはぜひ配慮していただきたいと思っているんですけど、いかがでしょうか。

【柿原乗合事業部長】割引を適用する上で手帳の提示をお願いしているところでございます。おっしゃられるように、例えばお体の状況等で手帳の提示が困難な方等もいらっしゃるということもありますので、殊さらに提示を求めるかということ、そうではなくて、過度なご負担にならないように状況に応じて対応させていただいているというような状況でございます。

【川崎委員】そこは少し混乱を招いているかわかりませんね。無理に出さなくてもいいですよというのが、出さなくていいということになってしまって、乗務員さんがちゃんと見せてく

ださいという時にトラブルが発生するような、そういったケースもあるように思います。ですから、割引をするに当たっての前提条件として提示ということはよくよく理解できますが、ぜひ共生社会の実現に向けて、ひと工夫、ふた工夫していただきたいと思っております。

これもホームページを確認いたしました、手帳の代わりにスマホで割引対象と証明できるミライロIDでもオーケーであるというふうに記載があります。これは民間のサービスなんだと思いますが、アプリをスマホに落として、そして手帳を写真で撮って、それを取り込んで、それを手帳がわりに提示する。これは手帳と同等な役割ということで事業者さんは判断し、割り引くということになっているように理解しております。

一般的にいう10カードは、スマホで運賃精算ができるモバイル機能があります。要は、同じスマホでミライロIDを出して、そして、そのIDと10カードをリンクさせて自動で割り引く、そういった精算制度ができれば手帳の提示ということは不要になってくると考えますが、いかがでしょうか。

【柿原乗合事業部長】委員からご紹介のあったミライロIDでございますけれども、県営バスにおいても登録しておりますので、手帳の代わりにスマホでミライロIDをご利用いただけるという状況でございます。

県営バスで採用していますICカードはnimocaになりますが、nimocaにはあいにくモバイルがございません。ただ、SuicaやPASMOといったところでモバイルなんか設定されておりますので、そういったことをご利用いただくことは可能となっております。

しかしながらなんですが、モバイルSuica等

は全てそうなのですが、障害者用としての利用はできないということになっておりまして、現時点ではモバイル10カードとミライロIDのリンクは実現が困難な状況でございます。

【川崎委員】私もバスを利用する時はモバイルPASMOでやっているんですが、非常に便利です。一回一回バッグから出すようなこともないわけで、非常に便利だと思いますので、そこはぜひご理解いただければと思います。10カード全般は困難としても、今採用されているnimocaにモバイル機能がないということですが、これにモバイル機能を持たせれば、先ほど申し上げましたミライロIDの提示とともに、そのまま触れることによって提示・精算が一括でできる、そのようなことで障害がある方にとっても大変便利といえますか、助かる機能ではないかと思いますが、今後どのように考えられるか、お尋ねをいたします。

【柿原乗合事業部長】モバイル版nimocaというのはまだございませんということで先ほど申し上げました。モバイル版nimocaの実現については、私どもも含めて加盟事業者がそれぞれいらっしゃいます。そういったところから実現に向けた要望を出させていただいております。ただ、現時点では実現に向けてのめどは立っていないというところが現状でございます。

だから、今の状態でミライロIDとの連携については、ちょっと答えが難しいところがございますけれども、まずはモバイル版nimocaかなと思っておりますので、こちらは継続して実現を要望していきたいというふうに思っております。

【川崎委員】これは先ほどから申し上げております共生社会の実現、暮らしやすい長崎県という意味で先駆を切っただけならばなというふうに思っております。

今、スマホで決済とか、その前はカードでしたけれども、東京とか大阪よりも先に導入したのは長崎県じゃないですか、全国初のICカード。そういうように運賃精算の部分では先駆を切っていた長崎だというふうに思いますので、そういったところにもぜひチャレンジをしていただきたいなというふうに思います。

あと、運賃制度の件で、先ほど、ハブ・アンド・スポークの説明があって、乗継割引も導入しているという説明をいただきました。この乗継割引というのは、どのような計算、どういう精算になるのか、お尋ねいたします。

【柿原乗合事業部長】先ほど補足説明でご説明しました東長崎地区の路線再編に当たって設定した乗継割引でございます。こちら、乗継拠点として指定いたしました矢上バス停、東長崎営業所でICカードを使って乗換えをされた時に定額で100円引くというような内容になっております。

【川崎委員】定額で100円引くということですね。わかりました。

今、長崎バスと共同運行をスタートされて非常に効率化が図られているという説明もいただきました。一方で運転士不足ということもあって、路線の見直し等も恐らく行っておられると思います。つまり今まで直通で行けたところが乗り継ぎになっているところも、先ほどのハブ・アンド・スポークとは別に乗り継ぎになってしまったということもあるかもしれません、今後出てくるかもしれません。

利便性を損なわないためにも本当は直通で全部走っていただきたいんですけど、そこはなかなか維持が難しいという中において、このように乗り継ぎ制度に変えていく中に積極的に乗継割引という制度を設けることによって、利用者

と事業者といい形で公共交通の維持ができるように思うんですが、これは将来に向けての話ですが、このハブ・アンド・スポークという拠点に限らず、乗継割引制度というところ、もちろん、ダイヤ改正の必要に応じてですけども、検討していただけないかと思います。ご見解だけ賜りたいと思います。

【柿原乗合事業部長】委員おっしゃるとおり、今後も路線再編というのは取り組んでいかないといけないと思ってます。現時点で路線を短くして乗り継ぎがたくさん発生したりとか、そういう形にはなってはございませんけれども、ただ、一定、少子・高齢化等で利用者が減少する中、運行の効率化を図るためには、こういった取組というのも今後有効な活用方法かなと思っています。

そうした場合に出てくるところというのは、やっぱり運賃面のご負担というところがあるかと思いますが、そうした場合は、今回やったような形で検討していきたいというふうに思っております。

【川崎委員】 よろしく願います。

最後に、地球温暖化対策についてお尋ねをいたします。

電気自動車の普及をずっと世界各国がやっている中において、電気バスといったいわゆるEVバスといったものも求められている時期に今きているんだろうと思いますが、EVバスの導入について検討がなされているのか、お尋ねいたします。

【柿原乗合事業部長】私どもの車両更新に関しても、まず、コロナ禍による影響がありましたので、数年、車両更新を抑制していたという状況がございました。したがって、今は滞っている車両更新をまずしっかり行って

いくということで取り組んでおるところでございます。

今後、車両更新を行っていく中で考慮すべき課題の一つとして、委員おっしゃいました脱炭素化の取組というのがあろうかと思えます。そういう意味でEVバスについても研究を行っていく必要があると考えております。

現在、どういうことをやっているかということですが、まだ勉強中という段階でございますが、EVバスを取扱っている事業者さんからEVバスについての情報等をお聞きしたりとか、その上で、どういうもので、どういう課題があるのかということをお学んでいるという状況でございます。

また、実現はまだしてはいないんですが、今後、例えば工場なんかを訪問したりして実際のEV車なんかを試乗体験するなどしながら、課題等も整理しながら、研究していきたいなというふうに思っております。

【清川委員長】 ほかに質問はありませんか。

【虎島委員】 2～3質問いたします。

説明資料にもございましたように、全国で運転士不足が多くなって、ニュースでも路線廃止といったことが度々報じられておりますけれども、県営バスにおいては、運転士の不足は、そこまでの状況というのがあるのか、県民の皆さんは不安になっていると思いますので、お聞かせ願えればと思います。

【猪股管理部長】 交通局の欠員の状況ですが、交通局には交通局と子会社の県営バスがございまして、合計で16名の欠員という状況になっております。

【虎島委員】 欠員だけでも、何とか回せているという状況ということではございますか。

【猪股管理部長】 欠員が生じておりまして、運

運転士の確保対策に私どもは取り組んでいるんですけれども、採用試験を切れ目なく実施したりとか、あとホームページとかハローワークとか民間の求人とか、そういった形で幅広くチャンネルを使って募集をしているんですけれども、なかなか過去と比べれば毎回採用試験を受けていただける方が少なくなっているような状況でございます。

今後は、処遇改善とか、そういうことを図りながら運転士の確保に努めていきたいと思っております。

【虎島委員】ありがとうございます。先日行われたバスフェスタ、この後半は運転士の確保に特化したようなイベントだったと拝見いたしました。参加状況というのはおわかりでしょうか。

【猪股管理部長】バスフェスタですけれども、最後には運転の体験ができるということで、50名程度の応募があって、最終的に9名の方に絞ってされたわけです。その中で皆さん、バスフェスタを通して、「大変やりがいがあった」とか、「運転士を目指したい」とか、そういったアンケートが出ております。実際に昨日でしたか、1名の方から県営バスに興味があるということでお電話をいただきまして、近々、採用に向けての話というか、そういった日程を組んでいるところでございます。

【虎島委員】ありがとうございます。明るいニュースもあるということで、ぜひこういった取組を今後も続けていただければと思います。よろしく願いいたします。

【瀬川委員】同じ内容ですが、先ほどお話がありましたように、大阪府の富田林市に本社がある金剛バスさんが、今年をもって全線廃線というようなニュースだったと思います。2024年を見越して社長がそういった決断をされたという

ふうに通っておるところですが、県営バスといえますか、交通局におかれては、今、16名の欠員だということをお聞きして、さらに心配といえますか、2024年を見据えて今後どうなるのかということをお尋ねいたしたいと思えます。

【猪股管理部長】運転士の確保対策ですけれども、現状、なかなか欠員が解消できないところがありまして、先ほど話しましたとおり、処遇改善を図っていききたいと思えます。

併せて、現在、労働組合と協議しているところなんですけれども、今、運転士を採用する時には嘱託運転士として採用しております。3年経過した後に正規職員へ登用しているんですけれども、やっぱり雇用の安定が必要だということで、今後は採用時は嘱託でするんですけど、2か月程度の研修期間が終わった時点で正規職員として採用できないか、そういったことを今協議しているところでございます。

また、今後は大型二種免許の取得が19歳までに引き下がりましたので、それを踏まえて新高卒者とか、そういった形の採用に目を向けて運転士の確保に努めていきたいと考えています。

【瀬川委員】大変でしょうが、法の壁は法の壁としてきちんとあるわけでありまして、それによって欠員がさらに大幅に出てきたりとかすることによって、処遇の改善を図ってもなおどうしようもない状況に陥ることもまた考えておかなければならないと思えますし、それによって路線本数の削減だったりとか、そういったことにつながってきはしないかなと思ったりしております。

努力をされておることは十分わかっておりますが、さらにご期待を申し上げ、質問といたします。

【清川委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ほかに質問がないようですので、交通局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時30分 再開

【清川委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、交通局関係の審査を終了いたします。

引き続き委員会討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時31分 再開

【清川委員長】委員会を再開いたします。

これより、予算決算委員会観光生活建設分科会の決算審査の日程について協議を行います。

それでは、審査方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異義ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ご異義ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

午後 2時33分 再開

【清川委員長】委員会を再開いたします。

予算決算委員会観光生活建設分科会の決算審査の日程については、お手元に配付いたしてお

ります審査日程のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】ご異義ないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時34分 再開

【清川委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【清川委員長】それでは、正副委員長にご一任を願いたいと存じます。

以上をもちまして、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2時34分 閉会

# 観光生活建設委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和5年9月28日

観光生活建設委員会委員長 清川 久義

議長 徳永 達也 様

## 記

### 1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 71 号 議 案	旅館業法施行条例及び興行場法施行条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 72 号 議 案	契約の締結について	原 案 可 決
第 73 号 議 案	契約の締結の一部変更について	原 案 可 決

計 3 件 (原案可決 3 件)



委 員 長 清 川 久 義

副 委 員 長 中 村 俊 介

署 名 委 員 中 村 泰 輔

署 名 委 員 虎 島 泰 洋

---

書 記 中 尾 勝 三

書 記 宮 崎 貴 久

速 記 (有)長崎速記センター